

会 報



日食協

Vol. 134 May. 25. 2004

目

次

平成 15 年度事業報告	1
概 況	
総 務 関 係	3
定時総会・理事会・正副会長会議	
本 部 事 業 活 動	9
運営委員会（賛助会員世話人会・食品卸団体連絡協議会・消費税問題対応ワーキンググループ・環境問題対応）・食品流通委員会（価格差金の立替問題ワーキンググループ・価格制度のあり方ワーキンググループ・返品問題ワーキンググループ）情報システム委員会（EDI ワーキンググループ・GTIN ワーキンググループ）ネットワーク検討会・受託事業（酒類・加工食品データベースセンター事務局業務）・物流委員会・商品開発研究会・法務研究会	
支 部 活 動	46
北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄	
事 務 局 活 動	53
◇平成 15 年度活動状況	57
◇会員動向・県別会員数	63
◇財務諸表	
平成 15 年度収支計算書・貸借対照表	65
正味財産増減計算書・財産目録	67
◇平成 16 年度事業計画案	68
◇平成 16 年度収支予算案	69
新年度事業活動	70
マーチャンダイジング情報	86

回								
覧								

理 事 会

日 時 平成16年 5月25日 (火) 12時30分
場 所 鉄道会館ルビーホール11階 橘・桐の間
電話 (03) 3211-5611 (代表)

<議 案>

第1号議案 定時総会提出議案の確認の件
第2号議案 理事会運営体制の件
第3号議案 その他

以 上

定 時 総 会

日 時 平成16年 5月25日 (火) 14時
場 所 鉄道会館ルビーホール 12階 鳳凰の間
東京都千代田区丸の内1-9-1 東京駅八重洲北口
電話 (03) 3211-5611 (代表)

<議 案>

第1号議案 平成15年度事業報告に関する件
第2号議案 平成15年度収支決算報告に関する件
第3号議案 会員の動向に関する件
第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件
第5号議案 平成16年度事業計画案に関する件
第6号議案 平成16年度収支予算案に関する件
第7号議案 役員改選に関する件
第8号議案 その他

以 上

平成 15 年度事業報告

概 況

前年度に引き続いて、消費の低迷、取扱商品の低価格化の傾向は変わらず、競争は激化した。市場では比較的、小売業の破滅も少なく、一見穏やかに過ぎるかに見えたものの、水面下にあつては、特に卸売業段階では、増々その疲弊の色を濃くした。その為「再編」と呼ばれる動きがむしろ進んだ一年であつた。そして、消費者サイドからの「食品の安全・安心」に関する要請の高まりの中で、数年前からの関係者の努力の成果が見え始めて、漸やく落ち着きを見せたというものの、下半期に、BSE・鳥インフルエンザと相次ぎ問題が惹起されるに従い、加工食品にも緊張の度が増したのであつた。

そこに加えて消費税改訂の骨子となつた「総額表示問題」と、それに伴う「総額取引」要請は、事業者間取引の従来慣行を破壊し、かつ、より低価格要請、ひいては優越的地位の濫用を引き起しかねない大問題となつて我々に降りかかつて来た。

協会活動は、当初は「機能即ち卸売業の社会的役割」の明確化と内外に対する訴求に力点があつたが、「返品問題」「FLNの稼動開始」「標準システムの見直し」「消費税問題対応」等の実践的活動テーマにエネルギーが傾注され、更に「環境問題対応」「商品の安全性と正しい表示」等の基礎的な調査、研究活動も加わり、計画を上回る多岐に亘つた事業活動の一年となつた。

幸いにして、各委員会と各支部の委員企業の絶大な協力と、出席担当した各委員の献身的努力に依つて当初の事業計画の大半を消化し得た。

その背景には、例年の如く賛助会員各位の全面的支援、更に農林水産省とその出先機関の指導、加えて(財)流通システム開発センター・全国卸売酒販組合中央会・(社)日本缶詰協会・日本製缶協会・(社)日本パインアップル缶詰協会等の諸団体の皆様方の多方面に亘つてのご配慮があつたからに他ならない。改めて御礼を申し上げたい。

以下事業別に概観し、その後に個別事業担当別に活動を報告する。

1. 調査研究事業

全般的なテーマを担当する運営委員会では、まず業界動向を予見し、いち早く「消費税問題対応」についてのワーキンググループを立ち上げ、年間を通して活動した。そして社会全体との協調の観点に立ち、「環境問題対応」の状況把握、計画実践化の遅れの指摘と一部だがフォローを行った。

食品流通委員会では、価格制度の崩壊に直面している現状打開の一助に、「価格制度のあり方」についての研究を開始する事とした。同時に「価格差金の支払についてのEDI化」に絞つてその促進を図るべく研究を行った。共にワーキンググループを立ち上げ、前者はその内容の重要性や奥行きから次年度へ持ち越し、続けての研究となつた。後者はその普及を阻むものの解明と、業界全体につながる合理化への解決方向を明確にした報告書をまとめる所となつた。

情報システム委員会の調査研究活動としては「GTIN」（国際的商品コードのルール）についてワーキンググループを結成し、当面の結論を得た。

物流委員会では前年に続いて「物流コスト」の算出研究を行った。

商品開発研究会においても、有志に依り「商品クレーム」の内容分析を行った。

法務研究会は年間を通じて関連テーマの研究を行った。

支部活動の中では、関東支部流通業務委員会が「物流コスト」「返品実態」「物流状況」「在庫回転状況」についてそれぞれ調査研究を行った。

II. 普及啓発・研修・実践事業

本部では、各支部総会の本部事業報告の場面を活用して、本部の志向するものを踏まえた各ワーキンググループの成果の解説等を行ない、特に「返品問題」「環境問題対応」「価格差金処理の EDI 化」等を強調した。

また、「消費税問題対応」については勉強会を開催した。そして外部に対しては、公正取引委員会に対する、消費税問題に関する申入れ、(財)流通システム開発センターに対する「GTIN」の考え方の報告を始めとし、業界紙を通じて「返品問題」についての取組み等の普及を図った。特に消費税問題については、NHK、日本経済新聞、テレビ朝日等からの取材を受け、当協会の見解を述べる機会があった。しかしこれと云った具体的成果に結びつかないので反省も残った所であった。

研修事業としては、6月11日(水)に関東支部、6月20日(金)に九州沖縄支部、7月2日(水)に四国支部が、まず支部総会后に経営実務研修会を開催したのを皮切りに、8月1日(金)近畿支部、10月22日(水)北海道支部、11月11日(火)東北支部、11月18日(火)北陸支部、平成16年2月13日(金)近畿支部が研修会を実施した。

この他関東支部は、11月13日(木)に第41回商品研修会、商品開発研究会は、11月20日(木)に「食品産業の動向」についての研修会を開催した。

実践事業としては、前年に設立されたフーズロジスティクスネットワーク(株)(略称FLN)が4月に予定通り稼働開始、目下採算点を目指してユーザー獲得の営業活動中。継続事業としては関東支部百貨店共同配送委員会に依る首都圏近郊の百貨店納入の共同配送事業が、発足以来の(株)南王殿の絶大なる協力に与り、今年度も順調に推移した。

情報システム委員会は「日食協標準システム」の常設的運営維持、メンテナンスの実践部隊として、EDI ワーキンググループを立上げ、早速行動に移し、訂正・追加作業を行ない一部を広報した。

商品コードデータベースの運営実務を(株)ファイネット殿に移管した、酒類・加工食品データベースセンター(略称SKDBC)は、業界の情報システムに関連する標準化に関する協議体として残存したが、この事務局業務を当協会が受託し、年間通じて会計管理等を行った。

III. 本部活動

かねて農林水産省からの要請もあった、公益法人の情報開示義務行動の一端として、平成16年2月4日当協会ホームページを立上げ公開した。「日食協標準システム」も掲示し本部活動の効率化の一助に寄与し始めた。

これに伴ない、従来のワープロ専用機1台をパソコンに切替え、加えてパソコン1台を増設

した。

本部に於ける委員会活動は、具体的討議を中心とするワーキンググループの会合が増えたが、委員の業務多忙もあり、欠席者も多く、特定委員への偏りが目立った。本部職員は事業担当と管理担当に各1名配置し、各専門的に業務の習熟に励んだが、結果的には正確性・迅速性の向上が見られ、安定的に業務が遂行できる体制となった。

—事業担当別活動状況—

総務関係

平成15年度の全体運営は理事会、そして総会の決議の下に滞りなく遂行された。

上半期（平成15年4月1日～15年9月30日）については、10月15日(水)に、下半期（平成15年10月1日～16年3月31日）については平成16年4月13日(火)に、監事3名に依り監査が実施された。

平成16年3月5日(金)には農林水産省総合食料品流通課担当官3名が来会し「法人調査」が実施された。いずれも定款に則り、協会諸規定・公益法人会計原則に基づき処理しているとの評価を得た。但し、農林水産省の調査においては、留保額（前期繰越金額）が事業活動規模の30%以上であることについて過多であるとの指導があった。

[定時総会]

平成15年度の第10回定時総会は平成15年5月27日(火)14時より鉄道会館ルビーホールにて開催された。

出欠状況、会員総数191社中、出席34社、委任状出席120社、計154社。オブザーバーとして賛助会員19社、事業所会員3社が出席。来賓は農林水産省総合食料局流通課課長平尾豊徳殿、商業調整官 瀬戸一美殿、課長補佐 宮島栄一殿、係長 薄井 剛殿。國分会長と来賓代表 平尾課長のご挨拶のあと國分会長が議長に推薦され議長席に就き、議長は議事録署名人として日本酒類販売株式会社殿と株式会社ユキワ殿を指名し議事に入った。

第1号議案 平成14年度事業報告に関する件、第2号議案 平成14年度収支決算報告に関する件について、議長指示により続けて事務局が説明。資料は会報 Vol.129号とレポート「21世紀の卸売業のあり方」・別冊「21世紀の卸売業に関する識者の論文」及びその他。内容は概要、総務関係、各委員会活動、農林水産省補助・助成事業、各支部活動、事務局活動、平成14年収支決算状況であった。ここで議長は監事に監査報告を求めた。萩原弥重監事が代表して報告した後、議長は両案の承認を求め、異議なく承認された。

第3号議案 会員の動向に関する件についても事務局より会報 Vol.129号を資料として説明承認を受けた。

第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件についても、事務局より、前年と同様の適用措置・徴収方法で、6月末日迄に各社一括振込（振込手数料各自負担）という説明があり、これも承認された。

第5号議案 平成15年度事業計画案に関する件、第6号議案 平成15年度収支予算案に関する件については、議長からの指示により、事務局より続けて両案を説明した。満場一致で承認。依って平成15年2月12日(水)臨時理事会にて議決した平成15年度年初暫定予算についてはこれを15年度収支予算に包含した。

第7号議案 役員改選に関する件については議長より交代の申出のある理事として、廣田正副会長理事の後任に後藤雅治氏、濱本正人理事の後任に柳川信氏、池田孝雄監事の後任に進藤大二氏。中井進理事の退任。廣田前副会長の顧問就任を発表し、承認を受けた。

議長は新任者の承諾を求め、全員が承諾したので、それぞれを紹介した。

第8号議案 その他について 議長より出席者の中からの提起を求めたが、無かったので議事の終了を告げ、閉会の挨拶をした。なお平成15年度役員体制は次の如くであった。

平成15年度 社団法人 日本加工食品卸協会 役員
(平成15年5月27日現在)

役員	氏名	社名・所属	役職
会長(非常勤)	國分勘兵衛	国分株式会社	代表取締役会長
副会長(非常勤)	磯野計一	株式会社 明治屋	代表取締役社長
副会長(非常勤)	尾崎弘	伊藤忠食品株式会社	代表取締役社長
副会長(非常勤)	後藤雅治	株式会社 菱食	代表取締役社長
専務理事(常勤)	井岸松根	(社)日本加工食品卸協会	運営委員長
理事(非常勤)	杉野恵二郎	杉野雪印アクセス株式会社	代表取締役会長
理事(非常勤)	村山圭一	株式会社 スハラ食品	代表取締役社長
理事(非常勤)	堀内琢夫	丸大堀内株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	津久浦慶之	コンタツ株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	湯浅慎一郎	株式会社 雪印アクセス	代表取締役社長
理事(非常勤)	平野博史	株式会社 三友小網	代表取締役社長
理事(非常勤)	濱口吉右衛門	株式会社 廣屋	代表取締役社長
理事(非常勤)	三枝皓祐	株式会社 サンヨー堂	代表取締役社長
理事(非常勤)	上田弘	アサ・ファッション株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	幸村伸彦	株式会社 梅澤	代表取締役社長
理事(非常勤)	永津邦彦	株式会社 トーカン	代表取締役社長

理事 (非常勤)	桑島敏彰	カナカン 株式会社	代表取締役社長
理事 (非常勤)	加藤武雄	加藤産業 株式会社	代表取締役社長
理事 (非常勤)	中村成朗	中村角 株式会社	代表取締役社長
理事 (非常勤)	竹内克之	旭食品 株式会社	代表取締役社長
理事 (非常勤)	本村道生	コゲツ産業 株式会社	代表取締役社長
理事 (非常勤)	柳川 信	ヤマエ久野 株式会社	代表取締役社長
理事 (非常勤)	市ノ瀬竹久	学識経験者	
理事 (非常勤)	岸原 稔	学識経験者	
理事 (非常勤)	西村 均	学識経験者	
監事 (非常勤)	萩原弥重	株式会社 ヤグチ	代表取締役会長
監事 (非常勤)	兼崎勝行	西野商事 株式会社	代表取締役社長
監事 (非常勤)	進藤大二	味の素 株式会社	取締役
顧問 (非常勤)	廣田 正	株式会社 菱食	代表取締役会長

[理事会]

平成 15 年度理事会は 4 回開催された

◇平成 15 年 4 月 22 日(火) 10 時より、総会に向けての定例理事会は鉄道会館ルビーホールで開催。出欠状況 理事 26 名中 出席 19 名、委任状出席 7 名 計 26 名。監事 3 名中出席 2 名、委任状出席 1 名計 3 名。来賓として農林水産省総合食料局流通課課長平尾豊徳殿、課長補佐宮島栄一殿が来臨。代表として平尾課長挨拶。國分会長は挨拶の後、議長席に就き、議事録署名人として平野博史理事と岸原稔理事を指名、了承を得て議事に入った。

第 1 号議案 平成 14 年度事業報告に関する件、第 2 号議案 平成 14 年度収支決算報告に関する件について議長より、事務局に対して続けて報告する様指示があり、事務局より「理事会定時総会資料(案)」及び資料レポート「21 世紀の卸売業のあり方」他の資料等の確認を行った後以下の如く報告。概要、総務関係、各委員会活動、農林水産省補助・助成事業、各支部活動、事務局活動、平成 14 年度収支決算報告。議長はここで監事に監査報告を求め、池田孝雄監事より監査報告がなされた。議長はここで両案の承認を求めて可決された。

第 3 号議案 会員の動向に関する件は、事務局より平成 14 年度の入退会者リストを資料に報告。承認を得た。

第 4 号議案 役員改選に関する件、議長の指示により事務局より廣田正副会長理事の交代(後任候補 後藤雅治氏)、濱本正人理事の交代(後任候補 柳川信氏)、池田孝雄監事の交代(後任候補 未定)、中井進理事の退任を総会に諮る事の説明があった。

重ねて議長は廣田正理事については顧問に推挙したいとして諮ったが、一同異議なく承認。

第5号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件については、事務局より、平成15年度も平成14年度の適用措置を延長して会費の額とする事と、例年通りの徴収方法となる旨の報告がなされた。議長はこれについて承認を求め、可決された。

第6号議案 平成15年度事業計画案に関する件 第7号議案 平成15年度収支予算案に関する件については議長の指示により事務局より第6号議案は調査研究事業、普及・啓発・研修実践事業、本部活動に分けて説明。続けて第7号議案の収入・支出案について説明。議長は質疑を求め、無かったので承認を求めて可決された。

第8号議案 定時総会の開催に関する件については、原案として平成15年5月27日(火)14時より鉄道会館ルビーホールにて、以上の諸議案を議案として開催する事について諮ったが異議なく承認。

第9号議案 その他については問題提起なく、事務局は次回理事会を、総会直前の5月27日(火)12時30分より開催する予定である事を案内した。

議長は本年は任意団体設立稼働後25年、社団法人化後10年の節目の年、格段のご協力をお願いしたいと挨拶して閉会。

◇5月27日(火)12時30分より鉄道会館ルビーホールにて定時総会直前の理事会を開催。

出欠状況は理事26名中出席理事22名、委任状出席4名計26名。監事3名出席。國分会長は挨拶後議長席に就き議事録署名人に三枝皓祐理事と市ノ瀬竹久理事を指名し議事に入った。

第1号議案 定時総会提出議案の確認の件については、議長の指示により、事務局より前回の理事会提出資料に変更が無い事と、その後の動向、この後の総会の運営について報告。特に「21世紀の卸売業に関する識者の論文」集の完成、「消費税対応ワーキンググループ」の立ち上げと中間報告、農林水産省からの定款変更の要請、未収会費の処理、支部活動費の活用、返品ルールの取扱、公正取引の今日的課題について報告。議長はこれについての了解を求め承認された。

第2号議案 理事会運営体制の件については、前回理事会に承認された新旧の交代と副会長理事に後藤雅治氏の就任の確認。また廣田正副会長担当の賛助会員世話人会担当業務は、後任として磯野計一副会長が就任。情報システム委員長は改めて、委員間の互選に依り決定する事について議長から提案があり、これについての承認を求めたが満場一致で賛成。議長は出席している新任者を紹介した。

第3号議案 その他については問題提起なし。事務局より中井進理事の本日付辞任届を受理すると、理事総数25名と定款上の下限である事についての報告があった。そして次回の理事会予定を案内し、閉会となった。

◇11月6日(木)11時30分より鉄道会館ルビーホールにて定例の理事会を開催。出席状況は理

事 25 名中出席 21 名、委任状出席 4 名、計 25 名。監事 3 名出席。来賓は農林水産省総合食料局流通課課長齋藤昭殿、課長補佐宮島栄一殿、係長薄井剛殿。國分会長と来賓代表として齋藤課長が挨拶のあと議長席に國分会長が着席。議事録署名人として濱口吉右衛門理事と平野博史理事を指名し議事に入った。

第 1 号議案 平成 15 年度上半期事業活動報告及び下半期事業活動の件については、議長の指示を受け、事務局は会報 Vol.131 とその他の資料をもとに、消費税問題対応、価格制度のあり方についてのワーキンググループのスタンス、返品問題における「賞味期限」、価格差金における「約定管理の業務合理化」、環境問題対応のフォローアップ、情報システム委員会関連の「日食協標準システム」のメンテナンス及び EDI ワーキンググループ結成、各研修会開催と今後の予定、下半期事業の見通し（緊急時食料供給量調査と集計、環境問題対応実践、消費税問題対応、返品問題対応実践、年末年始のメーカー対応依頼、商品表示についての改正の理解、記録の保存義務、ホームページ立ち上げ）及び上半期収支報告を行った。

議長はここで兼崎勝行監事に監査報告を求めた。監査報告の後、議長は質疑を求めたが無かったので承認を求め、承認された。

第 2 号議案 その他については事務局より、次回予定の定例理事会の開催（平成 16 年 4 月 20 日(火)）以前に、平成 16 年度の収支暫定予算の審議の為の理事会開催が必要である事と、その審議方法について、事前書面審議を行ない、在京理事中心に 1 月下旬に開催する事についての提議があった。議長は直ちにこの件についての可否を訊ねたが異議なく了承された。そのあとその他の問題提起なく議長は閉会を告げた。

◇平成 16 年 1 月 28 日(水) 鉄道会館ルビーホールにて 12 時より臨時理事会を開催。出欠状況は理事 25 名中 16 名出席。委任状出席 9 名、計 25 名。監事 3 名中 1 名出席、委任状出席 2 名、計 3 名。

事務局より正副会長いずれも代理出席故に、専務理事が議長に就く事についての是非について諮った所、満場一致で承認されたので井岸松根専務理事が議長席に就いた。議長は議事録署名人として市ノ瀬竹久理事と岸原稔理事を指名し議事に入った。

第 1 号議案 平成 16 年度年初暫定予算の件

議長より資料に基づいた説明と、事前に全役員に質疑と賛否を問うた結果、全員の賛同を得ている事の報告があった。改めて出席者に是非を諮った所異議なく承認。この暫定予算は平成 16 年 5 月開催予定の総会において議決される、平成 16 年度収支予算に包含される事も確認した。以上で議長は閉会を宣した。

平成 16 年度 暫定収支予算

(自平成 16 年 4 月 1 日～至平成 16 年 5 月 25 日)

1 収入の部

大科目	中科目	金額
会費収入	会員会費収入	7,009,000 円
雑収入	雑収入	1,000 円
当期収入合計		7,010,000 円
前期繰越収支差額		8,188,733 円
収入合計		15,198,733 円

2 支出の部

大科目	中科目	金額
事業費	調査研究事業費	1,300,000 円
	知識啓蒙事業費	1,800,000 円
管理費	人件費	2,320,000 円
	会議費	700,000 円
	事務諸費	1,645,000 円
当期支出合計		7,765,000 円
当期収支差額		▲755,000 円
次期繰越収支差額		7,433,733 円

議案内容について

定款第 39 条により、平成 16 年度年初（平成 16 年 4 月 1 日より平成 16 年 5 月 25 日）（総会開催予定日）まで）暫定予算を次の如き立案方針で策定致しました。

収入の部であります。前期からの繰越分については平成 15 年度予算の翌期繰越金額としました。

会費収入については、平成 15 年度実績見込み額の「12 分の 2（2 ヶ月分の意）」としました。

支出については、調査研究費・知識啓蒙事業費ともに平成 15 年度実績を参考としました。

人件費については、平成 16 年度見込み額にて算出しました。

会議費と事務諸費については、15 年度実績（2 ヶ月）と同額として算出致しました。

以上

[正副会長会議]

定例的に2回開催された。また、会長と専務理事は定例的な打合せ報告を月に1回行ない、会長の意向を受けて、専務理事が必要事項を副会長及び顧問に連絡した。

◇4月22日(火) 10時30分より鉄道会館ルビーホールにて開催。理事会運営次第の確認。14年度各ワーキンググループ成果物を確認。交代役員と役割。15年度運営見通し、SKDBC、FLN、返品ルールなど継続中の課題等について報告、意見交換、討議の後、基本的方向の確認がなされた。

◇11月6日(木) 10時より鉄道会館ルビーホールにて開催。理事会運営次第の確認。消費税問題対応中、特に会員に対しての連絡事項、環境問題対応の推進と啓蒙、ホームページ立上げに伴う「日食協標準システム」の無料公開、来期(平成16年度)基本運営に関して、等の報告・意見交換・討議が行なわれ基本的方向の確認がなされた。

本部事業活動

[運営委員会]

定例的に運営委員会は毎月1回開催。この他に賛助会員世話人会、食品卸団体連絡協議会の開催出席。そして委員は事務局一員として理事会にも出席した。当年度は平成16年1月28日(水)には拡大運営委員会を開催。また傘下に「消費税問題対応ワーキンググループ」を結成し、勉強会を開催した。また年度末に産業廃棄物の研究のワーキンググループを立上げ4月から活動開始の予定である。

◇4月17日(木) 15時30分より開催。議題は①決算状況・予算案報告、②「21世紀卸売業のあり方」レポートと論文集、③支部総会日程、④理事会議題、⑤SKDBCと契約

◇5月27日(火) 11時30分より①定款変更、②消費税対応WG報告、③各委員会活動指針、④その他

◇6月17日(火) 10時より、①支部総会、②静岡同業会の研修会、③東北支部秋季研修会、④東海支部事務局、⑤関東支部幹事一部交代及び研修会、⑥消費税問題対応、⑦情報システム委員会報告

◇7月25日(金) 13時30分より、①後藤副会長、卸団体協議会担当、②各支部総会、③情報システム委員長選出、④EDIWGスタート、⑤各委員会報告、⑥消費税問題対応

◇8月27日(水) 9時30分より①東海支部事務局決定、②情報システム研修会中止、③各委員

会報告、④消費税問題対応

◇9月25日(木) 9時30分より①環境問題アンケート対応、②諸費税問題対応、③EDIWGに(株)ファイネット参加、④ホームページ、⑤拡大運営委員会、⑥環境問題対応促進、⑦「賞味期限」の定義、⑧価格制度のあり方

◇10月16日(木) 10時30分より①理事会議題、②消費税問題対応、③卸団体連絡協議会運営次第、④環境問題対応、⑤拡大運営委員会テーマ

◇11月28日(金) 10時30分より①消費税問題対応、②物流委員会の年末対応、③標準システム変更

◇12月25日(木) 16時より、①本部人事、②公正取引委員会要望、③消費税問題対応、④(株)ファイネットに依頼状、⑤(財)流通システム開発センターに報告、⑥拡大運営委員会議題、⑦1月6日新年度賀詞交換会、⑧災害時供給量調査報告

◇16年1月28日(水) 12時より拡大運営委員会(理事会と併催)を開催し平成16年度暫定予算審議。以降、拡大運営委員会として①消費税問題対応、②支部活動費、③返品問題、④環境問題、⑤会員の入退会、⑥その他

◇2月12日(木) 15時より①ホームページとEメール、②農林水産省の法人調査3月5日、③消費税問題対応、④価格制度勉強会、⑤産業廃棄物の研究のワーキンググループ立上げ、⑥その他

◇3月23日(火) 10時より①平成16年度各委員会活動指針、②事業計画案、③SKDBC、④産業廃棄物研究WG、⑤理事会議題、⑥その他

[賛助会員世話人会]

世話人は13社にお願いし、各社代表と当協会は運営委員と食品流通委員を中心に出席している。特に当協会代表としては、副会長中の1名が担当し、平素のご協力に対して必ず謝辞を述べる事としている。その担当副会長が永年に亘り廣田正氏(株)菱食)であった。発足以来、対賛助会員の窓口としてもご活躍頂いていたが、5月の総会を期に担当副会長は磯野計一氏(株)明治屋)と交代する事となった。

本年度も定例的会合は年2回開催されたが、賛助会員各位に対しては、「約定管理の合理化」に向けてのアンケートや、「価格制度のあり方」についてのご意見を広く頂いたり、年末には、「物流体制の協力」依頼を行った。

◇6月17日(火) 12時より日本橋精養軒にて第46回賛助会員世話人会を開催。当日は当協会顧

問廣田正氏（㈱菱食）が挨拶し議事に入った。

①定時総会報告、②価格差金の早期支払いのお願い、③業界の「返品ルールについて」が中心議題。

②に関しては、卸の管理・請求業務のレベルアップ、小売に対する売価情報の開示等の課題も提起されたが、両者の目的は一致している事が確認された。③に関しては各社のスタンスの違い、商品カテゴリーに依る違いから、問題解決の方法等の意見交換がなされた。

◇11月28日(金)12時より日本橋精養軒にて第47回の会合は開催された。当協会を代表して磯野計一副会長（㈱明治屋）、世話人を代表して進藤大二氏（味の素㈱）から挨拶があり議事に入った。

①「価格制度のあり方」について、②「返品問題」の解決努力、③「約定管理」の合理化、④消費税問題対応、⑤年末年始の物流体制」についての協力依頼、が中心議題。

①に関しては、かかる時期、理論作りの必要性や建値制度の維持という意見が出された。②については「販売期限の撤廃」・「賞味期限の理解」の必要性、「卸の在庫管理のレベルアップ」という意見が出された。③についてはEDI化の促進、④については事業者間取引における従来方式の特例延長が話題となった。

[食品卸団体連絡協議会]

第27回の会合は10月16日(木)11時50分より東京ステーションホテルにて、大阪府食品卸同業会、京滋食品卸同業会、中部食料品問屋連盟、東京都食品卸同業会と共に5団体で開催。今回のテーマは①返品問題の解消について、②価格差金の立替問題について、③消費税改正の対応について、④業界の価格制度のあり方、⑤その他、であった。毎回の事であるが、活発な意見交換がなされた。

[消費税問題対応ワーキンググループ]

4月17日(木)第1回の会合が開催された。メンバーは鈴木清史氏（国分㈱）、近藤良雄氏（㈱明治屋）、小林由朗氏（㈱サンヨー堂）、五島実氏（伊藤忠食品㈱）、今井哲男氏（㈱雪印アクセス）、高山薫氏（㈱三友小網）、小野利英氏（㈱廣屋）、斉藤昇氏（㈱菱食）の8人、互選で座長に今井哲男氏を選出した。

第1回は意見交換、第2回は5月21日(水)に各社の状況報告、第3回7月10日(木)に懸念事項と要望事項をまとめて7月25日(金)の運営委員会に報告した。

報告内容は以下の如くである。その後の「対応」の原典とも言うべき、基本的問題が網羅されたレポートであった。

平成15年 7月25日

運営委員会御中

消費税改正に関する問題及び対応について

消費税問題対応W・G

座長 今井 哲男

標記の件について、平成15年4月15日(火)及び5月21日(水)の両日に会議を開催、この間の各社社内を中心とした意見交換と、各社取引先の情報を収集した結果を、一旦6月12日(木)に纏め、更に今一度7月10日(木)に各自が検討を加えた結果次の如き結論を得ましたので報告致します。

I 懸念事項

現状、チェーンストアの動向及びメーカーサイドの状態から考えると、取引価格の表示について「総額表示」という販売行為・営業慣行上の義務づけ、更に「消費者の商品選択時」に限り義務づけられるという行政の説明があるにもかかわらず、次の如き懸念事項が存在する。

(1) 負担転嫁

小売業・サービス業の現在の取引実態から推測するに、次のごとき本来小売業が負担すべきものを納入業者に転嫁してくる恐れがある。

① 価格据置

「均一セール」、「ジャストプライスセール」を始めとして、低額販売をイメージ付けしている場合に、税込みでその価格（現在の税抜き価格表示を税込みでの総額表示価格と同価格）にするべく、便乗的に納入業者に対して本体価格を切り下げる事の要求に繋がりがやすい。

② システム変更費用

レジにおける表示の変更を行なった場合には、当然の事ながらシステムの変更が必要になる。こうした一連の「システム変更費用」等を転嫁される恐れがある。

③ 消費税計算端数の累積

本来は消費者が負担すべき、税額算出の際発生する端数を、本体価格の切下げに転嫁される恐れがある。即ち、税額計算において、現在は卸売業が小売業宛てに請求総額で端数切り下げ計算しているものに対して、今後、小売業は消費者に対すると同様に、単品毎に端数切り下げ算出した税額の累積による精算支払方法に変更し、結果として卸売業が小売業から回収する税額に差異を発生させる恐れがある。

④ 労務提供

値札変更、棚の価格表示の変更などに無償の労務提供要請が発生する可能性が高い。

(2) 変更業務発生

① インボイス単位から明細行単位

現行、伝票・請求書などインボイス単位での税額計算で殆どの取引業務がなされ、

合理的に処理が遂行されている。これが店頭における総額表示にとどまらず、伝票段階から明細行毎の総額表示を納入業者に要求する小売業が出てくる恐れがある。

② 納品伝票上の小売単価

現在、本体価格の小売価格を記入している小売業は、当然の如くに税込価格への変更を要求してくるものと思われる。

③ 値札変更

消費者に向けてのカタログやチラシを作成している卸売業、小売業の為の値札やプライスカードの作成を行なっている卸売業は、当然総額表示義務があるので変更せねばならないケースが発生する。

④ 卸売業のマスター上の小売価格変更

商品マスターなど社内データに小売価格を登録している場合には、変更が必要な場合がある。

(3) 関連業務の輻輳

① 小売店毎の端数処理の不統一

従来から、税額の円未満の処理について、切り下げ・四捨五入・切り上げの方法があり、小売業において独自の判断が容認されている。取引先との間においてそれぞれの方式が今落ち着いているものが、システムを変更するとなれば再び確認し、取引先によっては個別に変更対応せねばならない事になる。

II 要望事項

(1) 对小売業

① 負担要請排除

懸念される負担転嫁に就いては、予め「納入業者或いは小売業者が負担すべきものではなく、消費者がすべて負担するものである」事を明確にし、取引先に理解させる事が出来るようにすべきであり、万が一、(i) 納入価格の不当切り下げ (ii) システム変更費用等の転嫁要請があっても応じかねる事を当初より明確に要望する。

② システム変更忌避

今回の改訂は、消費者に対する価格表示が消費税を含めた価格である事を明確にする為と、販売時点において消費者が商品選択時の為の総額表示である事の理解が必要である。と同時に、それは店頭値札や、カタログ・チラシの変更はやむを得ないとするが、納入業者との取引慣行や、業者間情報には何ら変更の必要が無い事の理解を求め、お互いにシステム変更の無駄を回避するべきである事を強調したい。

「処理方法、伝票表示、決済方式、特に見積もり・納品・値引き・条件は現状どうり税抜き表示方式としたい」旨を取引先に要望するべきである。

(2) 対関係官庁

① 今後の税制全般に対する要望

消費税そのものの在り方について、税率、零細業者の計算納税方法、複数税率採用時における問題点などの今後の改訂や、この使途に就いての一般論としての十分な討議を要望する。

② システム変更に係るソフトウェア開発費などの一時損金処理の是認

システム変更を余儀なくする場合、関連費用は一企業毎にかなりの額に達するものと思われる。現行税法では5年均等償却となっているが、徴税コストを肩代わりするものであるため、せめて、その処理に就いて、一時損金処理を是認するなどの配慮がほしい事を要望する。

以上

第4回は8月6日(水)に開催。この間の日本チェーンストア協会の動き、財務省説明会の内容の報告を行い、この時点では小売業の対応の具体的な動きがキャッチできず、行動保留を決めた。

第5回は10月1日(水)に開催。この時点で小売業に対する申入れ事項骨子案(小売業界に対して)をまとめた。

申し入れ事項骨子案(小売業界に対して)

平成15年10月1日

「規則第22条1項の見直しについて」に関連して

- ① 「事業者間取引」の商品の単価・金額欄の表示と税額計算については、従来の外税方式を継続的に採用し何ら変更を加えない様にして頂きたい。
- ② これを機会に、納品伝票上の「小売価格記入欄」を廃止して頂きたい。廃止までに日時を要する場合に、記入希望先に対しては、記入単価については「総額表示」(税込価格にて税額端数切り下げ)にて統一的に表示させて頂く事を了承して頂きたい。

第6回は10月24日(金)に開催。この時点で小売業界に意外な急速な展開があった事が判明した。即ち、総額表示に伴ない一部の小売業の総額取引への変更決定が明らかとなった。そのため上記の申し入れは中止せざるを得なくなった。

この時点での情報交換の後、見解を整理し運営委員会に答申した。

平成15年10月24日

「消費税の改訂」について(答申)

社団法人 日本加工食品卸協会
消費税問題対応ワーキンググループ

「事業者間取引」には従来の「外税方式」が望ましいと考える。しかし今回の改訂を機会に一部の小売業から全ての取引を「内税方式」に移行し始める傾向にあり、将来一般化するものと考えている。

その時にあっても「外税方式」が合理的でかつ可能であれば、これを継続する。

しかし、とほいうものの「内税方式」の取引に対応せねばならないのが現状であると考えている。その際に「不当な納価の切り下げ」等の事例が発生せぬ様、留意し、販売先に要望すべきであると考えている。

一方、11月6日(木)開催の正副会長会議における意向に沿って会員に「消費税改正の対応について」を11月25日付で発信すると共に、12月4日に公正取引委員会に対して「消費税に係る総額表示への対応に際してのお願い」を提出した。これを決定したのが第7回11月26日(水)の会合であった。

庶発第136号
平成15年12月4日

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部企業取引課
課長 高橋 省三様



加工食品卸協会
高橋 兵衛

消費税に係る総額表示への対応に際してのお願い

謹 啓

貴職におかれては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格段のご指導を賜り誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、消費税の一部改正により、平成16年4月1日から販売価格は、消費税を含めた総額表示が義務づけられる事となりました。これまで小売業や飲食店の店頭においては、価格表示に際しては、消費者購買心理に配慮し、販売しやすい価格設定を行なってきました。

今回、この改正に基づくと、この価格に消費税額を加算し表示するので、販売価格の増桁や、ジャストプライスや端数金額の訴求する割安感を損ねるケースが発生し、今までの割安感に起因する満足感や価格の妥当性が損なわれます。そこでこれを少しでも避けるがため、価格設定に当たり、消費税込み価格を従前の税抜き価格に据え置きをするもしくは少しでも近づけるなどの動きが生じます。

これが昨今の営業環境では、一方的な納入価格の引き下げに繋がる可能性があると、加工食品卸業界では一同が懸念しております。

つきましては、今回の改正に際して、納入価格の一方的な引き下げなど大規模小売業者の優越的地位の濫用行為や不公正な取引が発生しない様、適切な指導と対応を速やかにして頂く様お願い申し上げます。

敬 具

これ等に応える如く公正取引委員会では「優越的地位の濫用と事業者団体行為が独占禁止法に抵触せぬ様一連の見解をホームページ等で公開した。

12月24日(金)の会合で、外部団体が作成した「消費税対応確認シート」を参考にして、当協会としての業界向けの「消費税対応確認シート」の検討を行った。そしてこれを会員に配布した。

平成16年1月19日(月)には、情報システム委員会、関東支部流通業務委員会にも参加を頂き、「消費税対応勉強会」を10時から国分(株)の会議室において開催。約50名の参加があり、経緯と共に対応のポイントを相互確認した。

第10回は2月3日(火)に開催。これ迄の結果を踏えて当グループとしての見解をまとめ、情報交換を行った。

消費税の「総額表示義務」の影響について

社団法人 日本加工食品卸協会
消費税問題対応ワーキンググループ

今回の消費税に関する一連の改訂事項の中において、「総額表示義務」については、一部の小売業が、その徹底化を追求する結果、税務当局の言う「消費者の商品選択時における総額表示義務」が、事実は事業者間取引においても「端数処理について当分の間従来方式を認める」に過ぎず、将来は事業者間取引においても「総額取引」を想定としている事から、取引先である卸売業に対して、全ての商談も、営業行為(売価・納価、請求、支払など)も総額で行なう事を連絡してきています。

ここで幾つかの問題が発生しています。

前提的問題として

- ① 我が国の会計基準においては、いずれもその金額表示については「税抜き」が基本となっており、経営実務上も税抜きで全てが語られているがために、社内の何処かの時点で税抜きに変換せざるを得ない。その為にいわゆる「外税方式」が一般的に採用されかつ普及してきていたのであります。従って卸売業では、一部の小売業の為に、内税による取引のシステムを用意し、かつ従来方式と併存させる事が必要になる上に、一部の「税抜き変換」を日常業務で行なっていく事になります。
- ② 消費税には必然的に通貨として通用しない「端数」が発生します。この負担を基本的に、誰が負担するのか、どの時点でどういう端数処理をすれば良いのか、法律で明記せねばならないにも拘わらず、企業間処理に委ねようとしています。
我が国の現状においては、すべてに「買い手」が優越的地位に立つので、しわ寄せが中間流通業者に集中します。
- ③ 「端数処理方式の統一」の要望、「外税方式維持」の意向表明などの行動が、現行の公正取引委員会の見解ではすべて「事業者団体行為」では禁止されています。弱者である一企業がそれぞれの要望を取引先である小売業に対して行なっても、対等の立場での取り決めが出来るとは思えません。

総額取引移行後の問題として

- ① 店頭価格の訴求度に絡み更なる納入価格の切り下げ要求が発生します。
- ② 円未満の端数処理に関して、負担要請が発生します。単価で小数点以下第三位で四捨五入、行単位で円未満四捨五入が公平であり、統一したいにも拘わらずそれが出来ません。
- ③ 取引先毎に対応する事が中間流通業（卸売業）の努めであればシステム、商慣行の複雑さが倍加する事になります。

要望事項として

- ① 少なくとも事業者間取引については、外税方式（従来方式）の継続可能と推進の再確認。
- ② 円未満端数処理について、端数の国庫負担を含めて、各取引段階での公平なしかも統一する為の法制化。

以 上

一方、公正取引委員会から「優越的地位乱用」の実態調査に協力依頼があり、会員にアンケートを送付した。その後、この「消費税の総額表示義務の影響について」は日本経済新聞、日本食糧新聞、食品新聞、NHK、テレビ朝日の取材があった時の、当協会の基本的スタンスとして使用された。

第 11 回は 3 月 3 日(水) に開催された。この間に公正取引委員会のアンケートの実施の影響もあって、取引先からの優越的地位濫用の要請は表面に出なかったが、一部では公然と交渉に乗せて来ている小売業もあり、各社の対応状況についての情報交換を行った。

当ワーキンググループは新年度も随時会合を重ね、必要とあればその対応を発信する体制にある。特に異業種団体との協調も予想される。

[環境問題対応]

8 月 7 日付で農林水産省総合食料局食品環境対策室から「環境自主計画フォローアップ調査」の依頼があった。（業界として「環境自主行動計画」を平成 10 年に策定済みである。）そこで 9 月 18 日付で全会員に進行状況のアンケートを行った。

(1) 環境自主行動計画、環境問題対応の現状	
1. 企業として取組みは始めている	34
2. 取り組んでないが、予定はある	16
3. 未だ予定もない	19
	計 69 社
(2) その取組み内容について（複数回答）	
1. 経費削減シミュレーションを行なっている	15
2. 経費削減の目標値を設定した	14
3. 環境対応チェックリストを活用した	6
4. 事業者向け再生品、省エネ機器の活用を始めた	12

- | | |
|-----------------------------|----|
| 5. ISO14001を社内の一部に導入した | 3 |
| 6. ISO14001を全社的に導入した | 10 |
| 7. 排ガス規制の指示に従い改善した | 15 |
| 8. その他温暖化対策として、緑化、環境マネジメントは | 12 |

「7. 「排ガス規制」の指示に従い改善した。」の内訳

社名	対象台数	改善済台数	
コンタツ	全車改善	全車改善	超低公害車 34 台
廣屋	10	10	
大乾	7	3	
昭和	126	10	
菱食	278	34	
愛知リョーシヨク	7	1	
関東リョーシヨク	40	16	
千葉リョーシヨク	22	7	
升喜	1	1	
佐竹商事	14	5	
北村商店	7	1	
北陸リョーシヨク	12	1	
国分	113	53	
梅澤	193	87	
ユアサ・フナシヨク	41	23	
計	871 台	252 台	

「8. その他「温暖化対策」として」の内訳

社名	実施内容
コンタツ	備車排ガス規制クリアー車のみ使用
西野商事	退室・退社・昼休み時の消灯 OA 機器のスイッチオフ 積極的な階段使用
関東リョーシヨク	社屋周辺の緑化(花壇の作成、植栽) OA 用紙削減による森林保護 業務用冷蔵庫の冷媒フロン流出防止手順の確立 電気使用料の削減 ガソリン、軽油使用量の削減(社有車及び納品車) 廃棄物のリサイクル推進による焼却ゴミの減量化 家庭でのエコライフの推奨、クリーンコンシューマーの育成による 家庭でのエネルギー使用量削減
東京リョーシヨク	事業所内緑化整備 観葉植物配置による室内環境の改善
千葉リョーシヨク	事業所周辺の除草、リサイクル品の推進
ヤマツ	車両の小型化(軽四の活用)、排ガス総量減、燃料の節約 事務用紙のリサイクル推進 ペーパーレスの社内促進
トーカン	産業廃棄物(動植物残渣)の堆肥化等で再利用することにより食品リサイクル法をクリアー済み

亀井通産	ディーゼル車からガソリン車への変更(全営業車)
山形屋商事	毎週(水)環境朝礼を実行、方針の設定と理解に周知徹底をしている
北村商店	緑化運動への協賛
北陸リョーシヨク	年2回事業所周辺の除草及び清掃実施
伊藤忠食品	事業所の照明等の節電、空調関連の設定温度管理、駐停車時のアイドリングストップ、法定速度遵守等による使用燃料の抑制、一括物流センター提案等による車両台数の削減、廃材(ダンボール等)の有効活用、リサイクルの推進

ごく一部を除き当協会会員の関心度の低いままに、同省の報告調査票は次の如く当局の指導に依り策定し提出した。

基礎データ

貴業種の主な製品・事業内容 加工食品の卸売業
フォローアップのカバー率（生産量、売上高などわかり易い指標を提示願います。） 売り上げ比率 54.3%
フォローアップの参加企業数 69社

温暖化対策

CO₂ 排出対策

1. 自主行動計画における目標

2003年のエネルギー消費量（もしくは予算額）を1998年比5%削減する。

→2010年 " を2000比10%削減する。

2. 目標達成のための主要な取組み

排ガス規制指示の遵守。省エネ機器、環境対応機器備品・消耗品の使用。

3. 今後、実施を予定している取組み

業界内部の徹底。

4. エネルギー消費量・CO₂排出量の実績及び見通し

	1990年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2005年度	2010年度
電気使用量 (千kwh)				155,892	149,119	144,422		
ガソリン消費量 (kl)				1,735	1,584	1,541		
軽油消費量 (kl)				70	70	59		
エネルギー消費量 (原油換算kl)				38,370	36,638	35,480		34,500
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)				56,797	54,218	55,997		

5. CO₂ 排出量増減の要因分析

(1) 1990 年度～2001 年度

エネルギー経費削減の目標値の設定
排ガス規則の遵守

(2) 2002 年度

購入電力の炭素排出係数の上昇

廃棄物対策

1. 自主行動計画における目標

事務用消耗品の廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
リターナブル容器への転換協力。

2. 目標達成のための主要な取組み

ペーパーレス化の促進

3. 今後、実施を予定している取組み

(空欄)

4. 廃棄物排出量・再資源化量の実績及び見通し

	1990 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2005 年度	2010 年度
廃棄物排出量(t)								
種類別内訳 OA用紙使用量				2,195	2,103	2,027		
種類別内訳								

(再資源化の例)

ダンボール、OA 用紙、破損空き瓶のリサイクル促進。

5. 廃棄物排出量増減の要因分析

(1) 1990 年度～2001 年度

(空欄)

(2) 2002 年度

(空欄)

フロン対策

1. 自主行動計画における目標

(空欄)

2. 目標達成のための主要な取組み

業務用冷蔵庫の冷媒フロン流出防止手順の確立。
冷媒フロンの回収の徹底化。

3. 今後、実施を予定している取組み

(空欄)

その他の対策（環境マネジメントシステム、緑化対策、市民運動への参加など）

ISO14001 の導入。

事業所周辺の緑化推進。緑化運動への協賛。

自主行動計画に関する情報公開の方法及び内容

（空欄）

製造工程図と環境負荷の概要

（空欄）

〔食品流通委員会〕

5月29日(木)に平成15年度第1回の会合を開催。具体的活動内容の検討。①価格差金の立替問題、②価格制度のあり方、③返品問題に絞り、それぞれワーキンググループを編成し、年間を通じ討議する事を決定。同時に基本的方向について討議。

以下、毎回ワーキング・グループの中間報告とそれを中心に討議を重ねた会合を7月31日(木)、10月28日(火)、12月16日(火)、平成16年2月19日(木)と計5回開催した。そして平成16年度活動指針を以下の如くに決定している。

平成16年度食品流通委員会活動指針（案）

業界を取り巻く諸環境はますます厳しさを加えている。特約店制度や建値制度が崩壊し、デフレ傾向で低価格化は益々度を加える一方で、環境問題対応、トレサビリテーション対応などコストアップ要因も相次ぐ状態にある。

さらに加えて構造改革、流通再編は進行し、一部とはいえ「卸中抜き」も進展している。競争激化はメーカーの販売促進金支出に歯止めがかからず、「約定管理業務」は増加の一途をたどっている。

かかる状況を背景に平成16年度食品流通委員会活動指針を次の如く策定した。

1. 業界の「価格制度のあり方」の研究

前年度に引き続き、同ワーキンググループによりこの研究を継続する。

2. 返品問題の実践化の研究

すでに言われてきた如く、各企業における実践段階のテーマとして考えるので、各支部活動と併せて推移を見守る。

一方、実態をここで把握するべく、アンケート調査を実施する。

3. 「約定管理」の合理化の推進

「約定管理」のEDI化を究極の目的として、その前提となる「約定」の発生段階からの業務のパターン化を促進する。

4. 中間流通業の今日的役割について

幅広く、根本的問題としてこれを捉えて随時検討討議する。

5. 「優越的地位の乱用」対応について

日常業務に埋没しかかっているこのテーマについても再検討を加える。 以 上

また、各ワーキンググループの活動は次の如くであった。

[価格差金の立替問題ワーキンググループ]

本年度価格差金の立替問題ワーキンググループの第1回会合は7月7日(月)に開催された。メンバーは芝田勝弘氏(伊藤忠食品(株))、奥山利一氏(西野商事(株))、秋岡邦俊氏(株明治屋)、花澤裕氏(国分(株))。「価格差金の発生」に関する論議は「価格制度のあり方」の討議に譲る事を前提として、ここでは発生する価格差金の収受管理、通称「約定管理」の合理化にテーマを絞る事としてまず意見交換をし、座長に秋岡邦俊氏を選出した。

7月30日(水)には前年度のワーキンググループの「成果」に対する各社の評価を報告し、障害の確認と解決の方法の模索を行った。各社の現行業務と突き合わせても、EDI化促進の方法に確信が持てなかったので疑問点を整理し、賛助会員にアンケートを試みる事となった。

8月28日(木)には、各社の現行処理フローを詳細に報告し合い、花澤裕氏がアンケート項目原案を作成する事となった。その結果を9月16日(火)の会合で検討し賛助会員にアンケートを発送した。10月20日(月)の会合で回収された回答を確認し、集計分析方法を討議決定した。

11月4日(火)に集計作業を行った花澤裕氏の報告を受け、12月5日(金)の会合で分析報告の基調の確認を行った。12月25日(木)には報告レポート全体の推敲をした。そのあと2月25日(水)、3月17日(水)に会合しレポートを完成させた。

レポートの中よりこのワーキンググループの志向するものを抜粋すると次の如くである。

1. 「約定内容連絡書兼請求明細書」の今後の展開について

アンケート結果より、これから、「約定内容連絡書兼請求明細書」を利用しようとしている2割の卸については、その利用推進を進めて行きたい。また、今後利用の予定のない8割の卸については、以下の方法でその方向性を統一したい。

1) 既に自社フォーマットを利用している場合。

・約定決済に必要とされる14項目(約定EDIに必要な項目：アンケート問4・2)参照)が必ず盛り込まれているフォーマットとすること。不足項目がある場合は、項目の追加を検討する。(照合情報の統一化を進めたい)

2) 新フォーマットへの変更を予定している場合。

・新フォーマットについては、「約定内容連絡書兼請求明細書」を使うことが望ましいが、自社独自のものを利用する場合であっても、①のごとく、約定決済に必要とされる14項目が必ず盛り込まれたフォーマットとすること。

3) 約定請求のシステム化を進める場合。

・システム化による、約定請求明細が出力される場合は、そこに盛り込まれる情報が、約定決済に必要とされる14項目が必ず盛り込まれた約定請求書が発行できるシステムとすること。

2. 約定EDIの推進について

約定EDIの推進は、単に決済の早期化だけでなく、卸、メーカー双方の業務合理化、効率化といった、業務コストの削減に大きく寄与する。しかし、EDI化への取り組み姿

勢や導入状況は企業によってばらつきがあり、共同歩調で進めることはできないが、EDIの導入がしやすい環境を整えておくことは必要である。日食協では、約定EDIの前段階として、照合情報の統一化や、条件の簡素化を進めることで、EDIが導入しやすい環境を構築することを推進したい。

- 1) 卸が発行する約定請求書に記載する項目は、日食協の「約定内容連絡書兼請求明細書」に盛り込まれている14項目を必ず満たすものとする。(①商談日、②メーカー名、③メーカー担当部署、④メーカー担当者名、⑤卸売企業名、⑥卸担当部署名、⑦卸担当者名、⑧条件対象小売業名、⑨対象期間、⑩商品コードと商品名、⑪対象販売数量、⑫条件単価、⑬請求金額、⑭請求No.)
- 2) 今後、卸～メーカー間で約定EDIのシステム開発にあたっては、「販売促進金システム」の利用を推奨し、業界標準のデータフォーマットにすることが重要と考える。
- 3) 複雑な条件を採用しているメーカーに対し、条件の簡素化を働きかけるとともに、約定をパターン化することにより、わかりやすい条件=照合しやすい条件に改訂する。
- 4) 業界標準のデータフォーマットの統一化や条件の簡素化が進めば約定照合～決済のシステムを集約することが可能となり、ASP的にシステムを提供することで、その開発コスト、運用コストを引き下げることが可能となる。特に中小卸、メーカーまで、広く約定のEDI化を推進するためにも、開発コストはできるだけ抑え、誰でも参加できる業界標準のシステムが必要。約定のパターン化、統一することにより、多くの卸、メーカーが利用できる約定の照合業務～支払い業務の標準システムを、ASP化で提供できれば、その利用価値は大きいと推測される。今後の研究課題としたい。

3. 約定決済早期化に向けた活動

今回のアンケートから、約定の早期決済の障害となっている項目を分類すると

- ・卸～メーカー間での照合に関する項目
- ・請求書の到着時期に関する項目
- ・卸の請求書の疑義に関する項目
- ・その他

の4点に大別され、これらの各項目について、卸～メーカー間で改善を進めてゆくことによって、決済の早期化を進めて行きたい。

- 1) 卸～メーカー間での照合に関する項目
 - ①約定明細書がわかりにくい(照合しにくい)
 - ②照合に必要な項目(情報)が不足している
 - ③明細が多く、照合業務が膨大等がメーカーから寄せられている。

上記課題の①、②項については、「1. 約定内容連絡書兼請求明細書の今後の展開について」の項目で述べたとおり、卸が発行する約定請求書のフォーマットの統一化は難しいが、これから、「約定内容連絡書兼請求明細書」を利用しようとしている2割の卸については、その利用推進を進めて行きたい。また、今後利用の予定のない8割の卸については、約定決済に必要とされる14項目(約定EDIに必要な項目:アンケート問4.2参照)が必ず盛り込まれているフォーマットとすることで卸の足並みを揃えたい。また、「2. 約定EDIの推進について」で述べているように、複雑な条件を採用しているメー

カーに対し、条件の簡素化を進め、約定をパターン化することにより、わかりやすい条件＝照合しやすい条件に改訂を働きかける。

また、③項については、照合項目の統一化と条件の簡素化を働きかけることにより照合のしやすさの向上を図るとともに、次なるステップとなる EDI 化の推進を働きかける。

2) 請求書の到着日に関する項目

アンケートの結果より、多くのメーカーが締め後 10 日までに請求書が到着すれば、月末での支払いが可能としていることから、卸として、請求書の発行は、締め後 10 日までを原則とし、かつ、この期日で到着したのものについては、月末での精算を強くお願いして行く。また、締め後 10 日より短い期日でないと、月末精算ができないと答えているメーカーに対しては、締め後 10 日まで請求書の受取期間を延期してもらうように働きかける。

3) 卸発行の請求書の疑義に関する項目

内容の正確性の疑義については、単に卸が実績に基づいて請求する数量の正確性の問題だけでなく、請求数量が月間合計であるため、特売、定番条件の区分ができない、対象期間、納価が明細に記載されていない、商談時の請求かわからない、単品ごとの明細がない、条件単価の表示がない等、請求書に記載される情報の不足からも生じていると推測される。こうした、項目については、照合に必要な 14 項目を満たすことによってその多くが解決されると考える。しかしながら、卸からの請求数量の正確性の疑義について、約 2 割のメーカーから、意見が寄せられているということ、卸として真摯に受け止めなければならない。また、決して、水増し請求することのなき様、改めて各卸企業に指導、徹底をして行きたい。

以上

[価格制度のあり方ワーキンググループ]

前年度の「価格差金の立替問題」についての討議過程から本年度は「価格制度のあり方」のワーキンググループメンバーとして岡本等氏（㈱菱食）、高橋清四郎氏（㈱雪印アクセス）、斉城裕二氏（国分株）、佐藤晃一氏（伊藤忠食品株）、小林由朗氏（㈱サンヨー堂）、梅澤光男氏（加藤産業株）が選出され、これに食品流通委員会副委員長 江口兢一氏（国分株）が参加して第 1 回会合を 7 月 1 日(火)に開催し、意見交換を行った。7 月 22 日(火)の第 2 回会合において各社の意見をまとめた。その原点となった意見は次の如くであった。

平成 15 年 7 月 22 日

価格制度に就いての各社の意見（概要）

1 建値制度の問題点

- ・現状では実勢価格との乖離があり過ぎる。その為に次の弊害を生む。
 - i 価格差金の管理業務の膨大化
 - ii 立替金の発生によるキャッシュフローの圧迫
 - iii 補填の為の約定と本来の基本リベート・個別リベート・特別リベートなどの既存割り戻し制度が併存する為の収益の不明確化

- ・価格決定権の無いガイドラインの持つ意義を見直す必要性がある。
 - i 架空のマージンから差し引く営業取引
 - ii 物流センターファイの如きマージンと無関係の支払いを生む商慣行とのギャップ
 しかし、取引の目安としてはかなり有効的に活用されている。つまり今の卸が販売価格を「コストプラスフィ」で決定できる土壌に無いがために、全ての基準価格として使用しているのが現状。
- 2 改善・対応策
 - ・リベート制度の簡素化または約定分の折り込み化による乖離の圧縮
 - ・機能別マージンまたはリベート制度への変更
 - ・販売ルート別価格の設定
- 3 固執した場合の弊害
 - ・収益管理の複雑性からの脱却不可能
 - ・メーカー出値の硬直化のみ残る恐れ
 - ・既に廃止しているカテゴリーにとっては不要なもの、マスター登録では無駄が発生
 - ・「コストプラスフィ」概念や「新取引制度」に対する対応が遅れる
- 4 否定した場合の問題
 - ・「中抜き」に繋がる恐れがある。
- 5 オープンプライス制度について
 - ・制度が成立する前提を確認する必要がある、我が国の現状では有り得ない事ではないが、最初から特約店制度は否定しなければ整理できない商慣行である。
 - ・「買い手の平等」が法律で規制されるくらい徹底せねば成立しない、「インフラ商慣行」の一つである。同時に徹底化は「中抜き」を促進する。 以上

その後8月18日(月)、9月9日(火)と会合し意見交換を行った。この間に座長に岡本等氏を選出し、前提・問題点の整理・解決方向を次の如くにまとめ、ここで賛助会員であるメーカーサイドの意見を広く伺う事とした。

平成15年8月18日

「価格制度について」

(前提・問題点の整理・解決方向)

1 建値制度について

ここで云う建値制度とは、

- ① 価格体系として生産者価格(メーカーの引き渡しまたは売り渡し価格)・卸売価格・小売価格を設定し、小売価格は公開する。それは卸売業・小売業にそれぞれのマージン額のガイドラインとなる。
 - ② 販路として特約店(中間流通業)制度を活用する。③マーケティング戦略として報奨金・販売促進金・機能評価・価格差金の保証(補填)・謝礼金等が売り手から買い手に手数料・リベート・条件などとして支払われる。
- これらを基本としている、基本的営業政策を意味している。

現在、この制度の問題とするところは、

- ① 実勢価格と建値が大きく乖離してしまった。
- ② リベートや約定が複雑化してしまった。結果として管理業務がメーカーと卸売業に膨大に発生した。
- ③ 特約店機能が平準化せず、かつ機能不全が多発している。
- ④ 小売業が巨大化している。

結果として卸売業の収益が縮減し、かつ収益管理がし難くなった。その上実勢価格との差額について立替えが発生し、資金負担も巨額になりつつある。と同時にメーカーサイドの約定管理業務もコストアップ要因になっているので改善要望が多い。

2 オープンプライス制度について

今、使用されている「オープンプライス」に就いては、家電業界などでは、末端価格については何も触れない、店頭価格に任せている事を指して言っている場合が多いし、新聞広告においても「オープン価格」と表現している事が多い。

現代用語の解説書においては、「希望小売価格」や「標準小売価格」を発表しない事と解説している。拡大解釈すれば最終販売者に価格決定権がある事を指す事になる。ここでは対消費者の価格の決定についてのみ触れているのだが、その前にある業者間取引の価格体系については何も触れていないのが実態である。

一方、アメリカにおける場合は、ロビンソンパットマン法という法律が前提に在り、買い手はみな平等である事が保証されている。合理的理由に基づき機能を発揮したり相手に恩恵を齎す場合に「アローワンス（日本で言うリベート）」が認められている。機能を果たしたものはその成果を享受できる事で「平等」が貫かれている。

中間流通業者はボランティアホールセラーかコーペラティブ本部が主流であって、販売先に対しては、本部のメーカーからの仕入価格が公開されていて、本部の経費は「フィ」としてコスト（仕入価格）に上乘せされたものが卸価格となる。従って「マージン」相当分は、100%收受されるのが取引実態である。メーカーからの本部に対する「アローワンス」は本部の利益源となる（一部仕入れ価格に折込んでいる）。

換言すれば、本部の仕入価格即メーカーの生産者価格は公開されているのである。中間流通業者は、労働の対価・付加価値を「フィ」として確保している。結果として店頭価格は小売店が決定できるこれがオープンプライス制度である。

と言う事は我国における「オープン価格」と「グローバルスタンダード」などと称している「オープンプライス制度」とは異なるものと考えer必要がある。

3 問題点の二次的整理

我が業界の現状と米国における基本的価格決定のプロセスの、両者の対比をすれば明確になってくるのだが、諸前提の相違は抜きにして考えると、現在我々の業界では一応、建値制度を採用していると言うものの、「希望小売価格」・「標準小売価格」があっても、実勢価格はこれを全く無視して決定されている。この事は、ごく一部を除いて加工食品業界も「オープン価格」なのである。

そして卸売価格が、生産者価格以下というのが実勢価格である場合もある。このこと

は価格体系が全く無意味になっているのである。つまり実態は「オープン価格（末端価格については小売業に決定権があるので）」が一般的であり、「建値制度」は形骸化し、「建値」は、計算の基準値でしかない事になっている。

問題は、メーカーの流通段階に対する売り渡し価格又は引き渡し価格（生産者価格）の在り方と、販売業者特に中間流通業者のマージンもしくは「フィ」の、合理的確保・獲得の方法について「理想的制度」を明確にする事にある。と共に、そこに近づく為に、現在の業務の合理化に繋がる現行の取引慣行・制度・政策等の是正を求める事になる。つまり業者間取引の基本的ルールの整理と現行の取引条件の抜本的改修を求める事になる。

4 機能と販路と価格体系の見直し

本来・我国において加工食品を本格的に製造（輸入を含む）販売する場合に、工場出荷後どのような機能を必要とするのか、永续性・自社の製品計画・ライバル商材との差別等から勘案してそして販路を選定するのが当然であろう。そこでの基本的な、或いは理想的なマージンまたはフィの支払いがあって、最終消費者に販売される価格が決定される。それは必ずしも当初計画通りではないかもしれないが、結果は実勢価格となって販売されるのである。そこでは、その計画の中で、想定した末端価格を公表するしないは、全く企業の自由である。

従って、工場出荷後の機能を自社で整備保有するか、または小売業が用意できれば、いずれもいわゆる「中抜き」である。そこでは「売り渡し価格」があり、小売業が末端価格を決定する。この場合に、「EDLP（他の販促費を折り込み済み）」であれば「売り渡し価格（生産者価格）」があるのみで、価格体系と呼ぶべきものはない。そこでは、オープン価格制度であれ、建値制度であれ自由に考えられる事になる。

ところが、「EDLP」でないならば特売差損の補填とか達成報奨金などが別途支払われる事が想定される。

現実の多くの商材は、一部はこの直取引が可能であったとしても、大部分について中間流通業の手に委ねる事が得策であるという事になる。つまりメーカーは理想を言えば、2通りの販路を必要としているのである。

ここで決断して、直取引を主体に考えるならば、例外的に利用した中間流通業に対しては、果たした機能見合いの手数料なり、実費に近い補填を後日支払う事になる。

だが現状の大多数のケースは、逆に中間流通業を活用することを前提として、システム構築する事になる筈である。と言う事は、主たる販売先は卸売業である。

そこで本来あるべき価格体系とその役割を整理してみよう。

具体的には、3段階の価格体系が必要になる。つまり現在の価格体系と変わらない、①引き渡し価格・売り渡し価格 ②卸売価格 ③小売価格である。

① 引き渡し価格・売り渡し価格

この価格の意味するものは、本来、特約店間では公表されているので、買い手の平

等を保証する意味合いを持つ卸売業の仕入原価である。同時に卸売業は不当廉売が禁止されているので、この価格（プラス営業経費）以下では第三者に販売してはならないものの筈である。とすると、この価格の決定にあっては、現行の生産者価格から「基本リベート」類を折込み、出来る限り簡素化する必要がある。

② 卸売価格

この価格は基準価格的性格を持ち、引き渡し価格との差、即ち卸マージンは卸の一般経費率を上回る料率で算出するものとされている。しかし、透明性に欠ける卸売業の経費率をこれからも末永く固執する事は出来ない。機能見合いの報酬即ち「フィ」の概念に置き換わり、収受される方向にあるべきと考える。が、その前に、機能コストの研究が卸売業において為されねばならない。と言う事は、当面は卸の経費と利益の残せる額であってほしいし、そうあるべきと考える。

③ 小売価格

この価格はガイドラインとして、メーカーの製品の自己評価を表示すると共に、それ以上に、その商品に賭ける意思を表明する性格を有する。従って、実勢価格でこれが具現化されない局面があっても「希望小売価格」は不滅のものであると考える。

これを消費者に対して、今後も引き続き公表する必要がある。

結論的に言えば、当業界においては、結果として「オープン価格」になっている事はやむを得ないとしても、積極的にそうする事は避けるべきなのであろう。現実では、業者も消費者も尺度の基準として必要なものと考えているし、無ければ不便する事は言うまでもないからである。

5 リベート制度と実勢価格との差金の補填について

① リベート制度についてメーカーの引き渡し価格の在り方は、そのメーカーの経営理念に始まり、営業政策・収益管理などの考えの全てを表現していると考えられる。つまり引き渡し価格を発表した以上、一切の販売先支援は考えないとするのか、戦略・戦術的に「販促金・協賛金・物流センターフィの補助など」を恒常的・随時的・恐意的に活用するのか、ここで大きく分けられるからである。

大局的見地に立てば、現状では我国においてはいわゆる「リベート制度」が、「建値制度」を補完することが、最も現実的かつ合理的と考えられる。第三者や海外企業から見れば「不透明・複雑」とのそしりを得ようが、あえて「ジャパニーズスタンダード」の持つ全体最適化と業界の活性化の方法論に軍配を上げるべきである。

その「リベート」の活用であるが、まずリベートその内容・性格から次の如く分類できよう。

i 達成リベート（メーカーが立てた目標を達成した場合）や機能リベートの如く実績見合いのもの

ii 過去実績リベート・謝礼金・協賛金の如く一時的のもの

i については卸売業の一部機能の労働対価又は報奨的色彩が強いものと考え、「価格（コスト）」と切り離しし、寧ろ「フィ」の一部に該当するものと考えて、料率を決定して然るべきであり、低額商材については、中間流通業のコスト実費を保証する

ものであるべきである。

iiについては、全く価格とは関係の無いものとして、全く恣意的にメーカーから販売先に支出されるものとする。

② 実勢価格との差金の補填

いわゆる「リベート制度」のリベートと異なり、小売業との卸売価格の決定に関与もしくは価格承認した場合に限っては、上記の卸のマーヅン部分即ち卸売価格と引き渡し価格の差額が基準になり、不足分の補填が問題となる。

この差額即ちマーヅン確保が出来るか出来ないかは、本来、卸売業の責任であるべきだが、条件としてメーカーが認めた卸売業の小売に対する実勢価格が、かなり低額である場合に限り、その当初想定したマーヅンの、少なくとも半額近くを保証する事が当然の事と考える。つまり仮称「卸売下限」価格を下回って小売に対する納価が生じた場合にはその差額を補填して然るべきである。

と言う事は、卸売業は、小売業に対する納入価格と実績を取引個別に報告できねばならない。直言すれば、小売業に対する納入価格の開示とオンラインによる実績報告ができなければメーカーが期待する「新特約店」にはなれない、少なくとも「約定管理」を必要とする販売先の「帳合」は得られないものとするべきなのである。

③ 約定管理の徹底と業務の標準化

そこで改めて約定管理業務が発生する、と考える。

この約定管理の徹底と業務の合理化に向けての標準化についての提言は、14年度の別のワーキンググループが別のレポートに纏めたので、そこに委ねたい。この作業は15年度においても継続中である。

以上

10月14日(火)には、回収されたメーカーサイドの意見に目を通した後、各自分担して結果分析する事とした。11月19日(水)、12月8日(月)とこの発表と更なる整理をして、協力頂いた賛助会員に対する中間報告をまとめた。

平成16年1月27日

「価格制度のあり方」について（中間のまとめ）

1. 業界の価格制度は、基本的には次の如く認識したい。

- ①「建値制度」と「リベート制度」から構成されるが、随時限定的に価格条件（通常「約定」・「販促金」）が発生する場合がある。「センターフィの補填」等は別な営業条件と考える。
- ②上記の場合でリベート制度が無い「新取引制度」などと称する場合もある。
- ③生産者価格・仕切り価格など卸売業に対する売り渡し価格のみを発表する「オープンプライス制度」と称する場合もある。
- ④その売り渡し価格に全てのリベートや約定を折込んだものとして、取引条件をシンプル化したものを指して「オープンプライス」と称する場合もある。

中間流通業の置かれている現状から考えると、上記①をもって基本的に望ましい取引慣行と考える。即ち、業界の価格制度は、「建値制度」と「リベート制度」から構成される事が望ましい。

2. 建値制度とは基本的に、次の段階的価格を関係取引先に公表する事を言う。

- ①メーカーから卸売業に売り渡す価格すなわち生産者価格
- ②卸売業から小売業または外食産業に対する販売価格すなわち卸売価格
- ③小売業が消費者に売る店頭価格すなわち小売価格

しかし、実勢価格との乖離が生じる事が多い。従って、②と③については標準価格とか希望価格という。①についての呼称は仕切り価格や売り渡し価格の如く各メーカーの考え方で異なる事が多い。

3. 「リベート」と「その制度」について

基本的に、支払う側の「政策」や相手に対する「報奨」として支出するもので次の如く大別される。即ち

- ①販売先の機能に応じて支出するもの
- ②販売先の貢献度・実績に対して支出するもの

いずれも、事前に明示する事が原則的である。従って透明・公平なものである。期間・対象が限定されるものもある。一方これに対して、支出する側の政策や戦術で恣意的に、随時商談の上支出決定したり、恩恵的に支出するものは本来、「約定」・「販促金」等と考えるべきである。

4. 建値制度におけるマージンの在り方

2 項における生産者価格と卸売価格との差額は、卸売業者のマージンと考える。そのマージン額については卸売業者の物流経費とその他の販売管理費との合計を上回るものを以って設定すべきである。内容については低価格商材が多い事を配慮し、物流経費については「定額」以上のもの、その他については、「定率」的に算出すべきを要望する。

5. 価格差金の立替えについて

いわゆる「価格差金の立替え」と称するものは、約定により合意の上で発生するものとする。したがってこれを保証する事は当然である。また標準的取引における卸マージンが実現していないのでこれを補填する事も当然と考える。この前提として、この「約定」は「建値」もしくは「価格制度」とは関係なく、随時政策的にまた偶発的に発生する、販売促進の為の、個別の「特別価格条件」であるとする。メーカーが支出する販売促進費の一種であるとする。また卸売業としては、小売業に対する特別条件は、即引きされているので、これを「立て替えている」と認識しているものである。

6. 価格差金の立替えの早期支払いについて

上記5項の見解に立ち、基本取引条件における卸売業者の支払サイトとは切り離してそのサイトは別個に設定すべきである。しかし卸のマージン部分の未実現どころか売買損失の補填という性格から考えれば短期間で決済されて然るべきと考える。従って、即引きまたは請求締め日から一ヶ月以内の決済を要望する。もとより卸売業者は請求締め

日から出来る限り速やかに請求書を送付する事となる。

7. 実勢価格との乖離について

当面の努力・解決策は次の如くである。

- ①価格維持が可能な商品開発
- ②営業努力による低価格販売の中止
- ③「価格制度」の見直し
- ④「建値」・「リベート」の見直し
- ⑤約定管理の EDI 化を含めて合理化

8. 「価格制度」の見直しについて

あくまでも、「建値制度の建て直し」を図る事が当面の課題であるが、平行して次の検討模索が必要である。

- ①リベート制度の簡素化または廃止
- ②日本型オープンプライス制度として、卸機能に対する「手数料」の支払制度（やがて全面的コスト・オン方式に移行）
- ③一部の販売ルートについてのみ特定した価格体系を決定し、帳合卸売業には別途「機能手数料」のみ支払う。

いずれにせよ次の結果が得られるものを追求せねばならない。①卸売業の機能が正当に評価され、「収益」の早期確定化ができる事。②公正競争が可能な仕組みである事。③商談から決済に至るまで処理業務が可能な限りシンプルであり、EDI 化が可能である事。④国際的にも、我が国の社会構造を含めて理解させ得るものである事。

以 上

平成 16 年 1 月 27 日(火) の会合では、今後の進め方の討議とその一端として勉強会の企画を行った。

その結果、3 月 8 日(月) の会合に目白学園大学助教授 菊池宏之氏をお招きして、価格制度に関する問題点の整理の仕方と、これまでの事例に見る各社の考え方等を含めて講演をして頂いた。質疑応答と意見交換を行って平成 16 年度の継続的研究方向を模索した。

【返品問題ワーキンググループ】

本年度の食品流通委員会の事業活動の一つに、平成 13 年、14 年に引続いて「返品問題」対応がある。15 年度はワーキングメンバーに石川秀雄氏(後に皆川純英氏に交代、ともに(株)廣屋)、高山薫氏(座長)(株)三友小網)、高橋清四郎氏(株)雪印アクセス)の諸氏に参画をお願いし活動を開始した。7 月 4 日(金) に第 1 回会合を開催 ①問題解決のための個別の取組みが必要なテーマ ②策定したガイドラインと乖離が大きな事例についての実態の掘り下げ ③社会問題化してのアピール等について話合ったが、第 2 回は 7 月 23 日(水)に会合。情報蒐集の結果当ワーキンググループの目的を「返品のガイドライン」の普及徹底の方法論と具体化に絞る事となった。次いで 8 月 19 日(水) に、①行政・一般社会に対する訴求 ②小売業に対する申入れ方法について討議し、結果、「賞味期限」の正しい理解についての普及啓蒙の必要性ありと判断し、9 月 10 日(水) の会合で見解をまとめた。

「賞味期限」の正しい理解についての普及啓蒙の必要性

社団法人日本加工食品卸協会

去る6月25日の厚生労働省・農林水産省の食品表示共同会議において、「賞味期限」と「消費期限」の定義が改めて決定されるに至った。これを機会に、今、正しい理解が得られずに誤解されていると思われる、常温流通している、加熱殺菌処理されたいわゆる一般的な加工食品の「賞味期限」の持つ意味について、改めて全関係業界から消費者に対して啓蒙する必要性があると考えるものである。

それは、そもそも「賞味期限」と「消費期限」と一般消費者にとっては、区別しにくい酷似した表示が、存在し、かつ使い分けされている事すら徹底されていないのが現実である。加えて、今回「賞味期限」の定義に、「ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。」の文言が付加された事は、残念ながら全く衆知徹底されていない状態にあると思う。

この但し書きがついた事は、換言すれば「賞味期限」が過ぎた食品であっても、十分に食べる事が出来るものである事を意味しているのである。

こうした理解も得られない中で、「生鮮食品」や「日配チルド食品」の持つ「消費期限」と全く同意語の如く、加熱殺菌処理を行なった食品にまで1日を争うかのごとき「新鮮度」を求める消費者をそのままにしているのが現実である。

結果として防衛的にならざるを得ない小売業が、何の根拠もない「販売期限」を設定し、「常温流通する加熱処理済み食品」にまで新鮮度を差別し、消費者にアピールを求めるのが常態化してしまった。

今日ではこの食品カテゴリーがすべて、短期間でその商品価値を失い、本来長期保存に耐える為の叢智を結集して作られた「加工食品」であるにもかかわらず、「賞味期限」以前にもかかわらず「返品」もしくは「投げ売り」となり、社会的な損失を膨大に排出し続けているようになってしまった。現実に膨大な産業廃棄物であり、無駄使いの発生である。加えて生産性に逆行する、何ら益するところのない業務が発生しているのである。

あらゆる面において、「返品」は絶滅を期さねばならないと考える時、その根元にある「賞味期限」を誤解しては、これを根絶する事は程遠いと考えるのである。

当協会は、既に、今日的テーマの一つとして「返品」の根絶を標榜する事とした。その為には、次の各行動規範が徹底実践されねばならないと考える。

- 1 取り扱い食品全般について、従前にもまして、その「安全性」の確保に努める。
- 2 取引慣行・営業行為の中から、「加工食品」については「返品」は有り得ないのが原則である事を徹底する。販売業者は、仕入商品を「賞味期限」内に販売する努力をする。
- 3 消費者に対しては、「賞味期限」を有効活用する事で、地球環境を守り、限られた資源・エネルギーの有効活用をする近代的食生活が望まれる事を本格的に訴求する。

以上

その後、食品流通委員会の示唆もあり、特定カテゴリーの返品実態の掘り下げを行ない、その一つとして10月6日(月)の会合で「ラーメン」の返品実態調査の報告を行った。しかし、カテゴリーとしてのルールのみまとめとはならなかった。11月7日(金)の会合では返品問題の解決の「実践」について討議。12月3日(水)の会合では今回から榊崎栄一氏(株菱食)が参加。これ迄の成果をまとめるレポートの作成を検討した。

そのレポートから一部を抜粋すると次の如くである。

返品問題の解決に向けて

ここ数年に亘って返品問題に取り組んできた結果、次の如く今後の進展を進めるべきであろうと考える。

1. 「返品問題」の特定

卸売業の営業担当者においては、小売業の面倒を見ながら、自己の販路としての育成を図る使命と必然性がある。ここに返品を受容せざるを得ない根元がある。一方メーカーにしても、賞味期限や新商品との棚替えを考えると、これまた受容せざるを得ない側面を持つ。

従って何処までも、小売業の優越的地位に起因する不本意な返品が発生した場合の対応が、問題視されると考えるべきである。かつその起因するところを把握しての解決を図らねばならない。漠然とした指摘や提言では問題解決には近づけない。

2. 販売先に対する対応

販売先について商業道徳に反するような返品問題を姐上に上げ改善を迫る事は、極めて高度の決断のもとに行なう行為となる。それが故に、申し入れは、複数の取引先である卸売業が相集うて行なう事が妥当である。この際には連名または同一内容文書の同時提出が方法として考えられる。因みに例文は別添の如き物となる。

対象となる販売先については、同業者間情報を定期的に持ち合い特定化して1件ごとに解決を迫らないと成功しない。

3. 卸売業の反省

卸売業の中にも反省すべき点がある。第一は、そもそも「返品問題解決」についての各企業の取り組み姿勢である。販売先に対する態度でそれがはっきりしている。自社の販売先で理不尽な「返品」がある場合に、真剣にそれを無くそうという社内コンセンサスが無い場合が多い。他人任せで返品が無くなる事を期待しているケースが多い。いずれかの時点で自らが事を起こさねば返品問題は解決しないと考える必要がある。

第二に発注ミス、思惑の外れなどの結果の不動在庫処理をメーカーに転嫁する事は許されない。販売努力で出来る限り処理するべきである。にも拘わらず安易にメーカーの支援を期待している事が多すぎる。既存の「返品のガイドライン」の普及徹底はまず卸同業者から行ない、この精神を生かさねばならない。

4. 生活者に対する啓蒙

生活者に対しては、賞味期限の正しい理解を、絶えず求めて啓蒙する必要がある。既存の協会コメントを活用すべきである。業界人が自分の言葉であらゆる機会を通じて社会に訴えてこそ、初めて世論は喚起できるものである。

以上

[情報システム委員会]

前年度後半、酒類加工食品データベースセンター（略称 SKDBC）の業務中、商品コードデータベースの運営継持業務を(株)ファイネット殿に移管した結果、SKDBC でここ数年処理されていた事が再び情報システム委員会業務に戻って来た様な現象となった。特に消費税問題対応も、卸とメーカー間の事業者間取引に商慣行の変化がないという事で卸対小売のテーマとなり、同委員会の業務対象となった。その様な背景の中で本年度第 1 回会合は 5 月 20 日(火) に開催され、改めて当委員会と(株)ファイネット殿、SKDBC 運営委員会、ネットワーク検討会の役割の明確化、本年度のテーマについて意見交換を行った。第 2 回は 7 月 8 日(火) に開催。ここで副委員長に改めて委員長代行の副委員長として加藤和弥氏（加藤産業株）、同じく副委員長に本山利久氏（株廣屋）を選任。委員長磯野計一氏（株明治屋）は留任となった。そして「日食協標準システム」の運営維持について従来ネットワーク検討会に依存していたが、これを担当する EDI ワーキンググループを編成し、これに鋭意当って頂く事とした。

第 3 回会合は 9 月 25 日(木) に開催。委員長代行として加藤和弥氏（加藤産業株）が主宰した。EDI ワーキンググループの報告、その中の(株)ファイネットとの関連の確認。日食協標準システムの出荷案内、システムの訂正版についての追認が行なわれた。第 3 版出荷案内システムについて新旧 2 通り存在する事が正式に決まり、広報については EDI ワーキング B 分科会が検討し、会報とその後開設されたホームページに明示して行く事となった。

この日は、「GTIN」についての研究が必要という事で改めて GTIN ワーキンググループが編成された。

第 4 回は 11 月 20 日(木) に開催。①GTIN ワーキンググループの報告、②EDI ワーキング A 分科会報告、③消費税対応が中心議題。第 5 回は 12 月 22 日(月) に開催。消費税問題対応に終始。第 6 回は平成 16 年 3 月 18 日(木) に開催。次の如くに平成 16 年度の活動指針を決定し具体的内容の確認を行った。そして「日食協標準システム」の第一版と第二版のメンテナンスについては今後これを行なわない事を決議した。

平成16年度 情報システム委員会活動指針（案）

消費税改定に伴うシステム変更業務の最中に平成16年は業務が開始された。一方においてグローバルな標準化の要請が輩出している。各企業においては効率化とローコスト化の必要性が、システム化の要請になって、担当者には膨大な業務量となって滞留している。かかる環境背景を認識し、平成16年度の情報システム委員会の活動方針を次の如くとする。

1. 消費税改定に伴うフォロー

消費税問題対応ワーキンググループと連動し、必要とあればそのフォローを行う。

2. 「日食協標準システム」の全面的フォロー

前年度に組織したEDIワーキンググループにより、【日食協標準システム】の内容の改廃、広報その他運営維持などについて引き続き作業を行う。

3. 「課題」と「標準」についての研究

業界におけるシステム関連課題の的確な把握、標準の必要性とそのあり方について、

特にJEDICOS・XMLの研究など、情報交換しつつ適宜その対応を図る。(株)ファイネット、酒類・加工食品データベースセンターなど関連企業団体との連携を行う。

4. 業界内外に対する「情報発信」

当業界のスタンスなどを明確にし、論点とともに結果などを、会員・賛助会員はもとより、業界の内外から社会一般に対して啓蒙伝達すべきはそれを行う。従って、随時会報や業界紙などの活用も含めて普及に努める。「研修会（7、8月ごろ予定）」「説明会」などの開催を検討する。

以上

[EDIワーキンググループ]

8月28日(木)月1回の顔合せがありスタートした。そこで結成に至る経緯、これ迄の沿革、期待される役割、とりに上げるべき優先テーマが紹介された。第2回は9月18日(木)に開催され、テーマの中広さからA・Bの分科会に分けて併行的に討議を進めることが決定した。A分科会は大森裕之氏(株菱食)、平田幸則氏(国分株)、天野浩平氏(西野商事株)、友森司朗氏(伊藤忠食品株)、山内基成氏(株廣屋)、横邊淳司氏(株明治屋)。B分科会は、生嶋正基氏(加藤産業株)、斉藤等氏(株三友小網)、佐藤勝一氏(日本酒類販売株)、井上健氏(株雪印アクセス)。それに加えて情報システム委員会副委員長 本山利久氏(株廣屋)、ネットワーク検討会座長 篠憲一氏(国分株)、が随時参加する事となってスタートした。

EDIワーキンググループの全体会議はその後10月27日(月)、12月4日(金)、12月26日(金)、平成16年2月26日(木)に開催された。そのいずれもがA・B分科会の総合報告と意見交換だった。

◇A分科会としては、10月9日(木)、11月12日(水)、11月25日(火)、12月15日(月)、平成16年1月26日(月)に開催された。主な議題は①酒類分類コードの適用変更、②抱えている課題、③出荷案内システムの訂正版の公表、④消費税対応、⑤受発注システムの追加項目、⑤販売実績システムの一部変更等であった。

酒類種別コードの訂正のお知らせ

「酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム」の「商品案内システム」第七章・基本部レコード(2)・3-15酒類分類の中にある雑酒(発泡酒)の区分を次の如く訂正する。

旧区分	コード	新区分	コード
発泡酒 麦芽67%以上	9100	麦芽50%以上	9100
” 麦芽25~67%	9101	麦芽25~50%未満	9101
” その他	9102	麦芽25%未満	9102

実施日：2004年1月1日

上記はマニュアル冊子第三版（1999年4月）の88頁にあります。

前回の酒税法の改正時に、直ちに改定すべきであったものが、今回利用者からの指摘があり訂正するものであります。

販売実績システムに項目追加

11月25日(火)開催のEDIワーキンググループA分科会(座長 大森裕之氏(株菱食))では、「販売実績システム」については「消費税区分」対応項目がないことから、来年4月の改訂に備えて検討した。結果次の如く解決する事を決定すると共に、会報誌上においても公報する事にした。

① 追加項目

消費税区分 △(スペース) : 外税 1 : 内税 2 : 非課税

「税率」についても検討したが、「商品案内システム」レイアウトにあるので、今回は追加しない。

② 追加場所

商品データ部レコードの「余白」8桁を、7桁(余白)+1桁(消費税区分)へ変更する。

「余白」現行8桁の前半は各社が使用している可能性が高い為、後半を使用する。

③ 条件

「販売単価」と同様に○:選択必須にする。

④ 項目説明

「出荷案内システム」内のデータの「消費税区分」の説明と同様とする。但し、製販単価は販売単価と読み替える。

⑤ 配布・広報

情報システム委員会(12月22日予定)で承認を得て、会報にて公表し、標準システム基準書に追加案内を加える。

なお、一部メーカーには(株)ファイネット殿から、「ユーザー向け連絡案内」をして頂くが、全国に点在する利用者(多くは非会員)に対する伝達は相互の「口伝」しかないのが悩み。

「出荷案内システム」改訂版

「日食協標準システム」の「第五章 出荷案内システム Version 3」について、その有効活用を利用中の有志が検討した結果、随所に亘り部分改訂をする事が望ましいとの結論に達し改訂版を作成したものである。EDIワーキンググループ、情報システム委員会の9月25日(木)の追認を経て公報したものである。このために次の断り書きを付して改訂版を「日食協標準システム第3版」に添付する事にした。

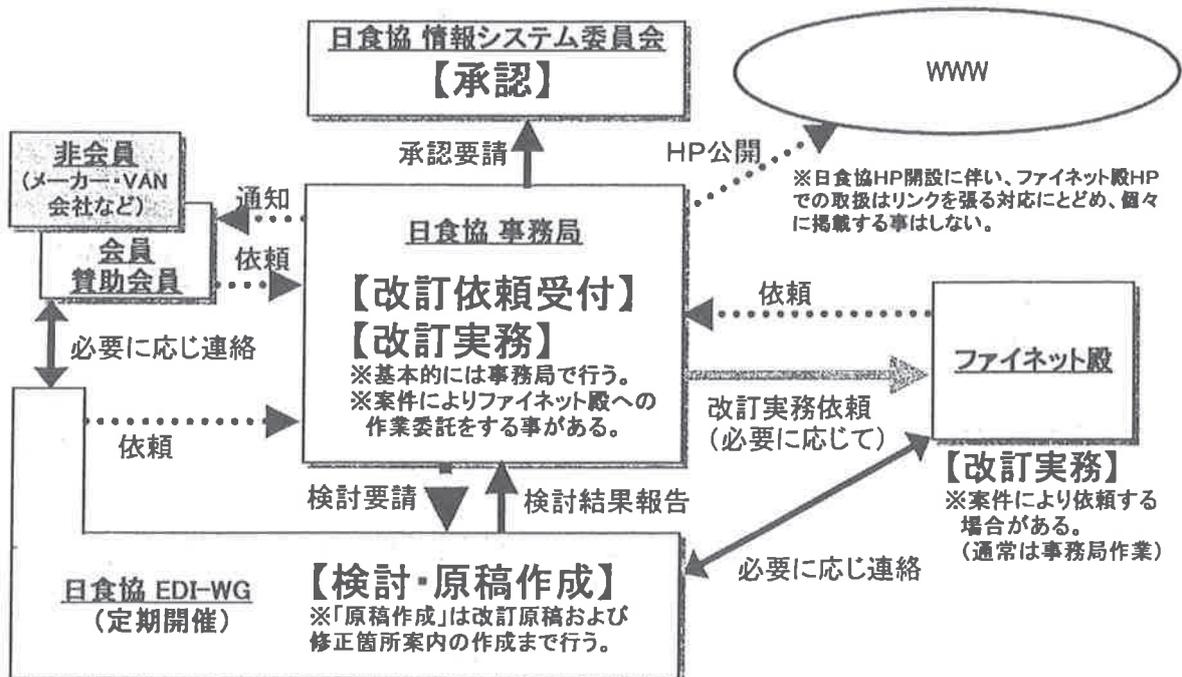
第五章 出荷案内システム

基準書 発行年月		フォーマット バージョンNo.
昭和62年3月	制定	「 1 」
昭和63年5月	改訂	「 2 」
平成3年3月	改訂	「 3 」
平成15年7月	一部改訂	「 3改訂 」

ご注意ください

「第五章 出荷案内システム」については、平成15年7月以降、これ以下の如く一部改訂されつつあります。データ交換をする時には、相手方に新旧のいずれを採用しているか、お確かめの上、ご活用下さい。

◇B分科会は10月2日(木)、11月12日(水)、平成16年1月23日(金)、2月16日(月)に開催された。10月2日の時点で、メインテーマを「基準書の管理・維持」についてと絞り、①管理体制、②ハード作成、③連絡広報、に議論を分けた。そして業務フロー的に各自のイメージを報告し、その統合を行なう方法で討議し、④内容検討から最終現行の決定が情報システム委員会からEDIワーキンググループ⑤作成・メンテナンスはドキュメント製作・登録 ⑥保管の方法・場所 ⑦配布・広報は会報とホームページ、ドキュメントの頒布 ⑧問合対応窓口は協会事務局——について数回に亘り討議確認を行って、関連事項が複雑したり脱洩する事を防止する役割とフローを次の如くイメージした。



[GTINワーキンググループ]

9月25日(木)の情報システム委員会の決定に基づき、碓井幸秀氏(株菱食)、篠 憲一氏(国分株)、本山利一氏(株廣屋)、大本二三浩(株明治屋)、梯 健次(加藤産業株)がメンバーとなり第1回会合を10月24日(金)に開催。その後11月10日(月)、12月18日(木)と回を重ね、研究過程の報告と(財)流通システム開発センターに対する要望を次の如くまとめた。

GTIN 問題について

GTIN ワーキンググループ

1. GTIN

現状、企業間データ交換では様々な商品コードが使用されていますが、国際 EAN 協会と米国コードセンター (UCC) は、2005 年 1 月より国際標準の商品コードとして GTIN (Global Trade Item Number) に統一することで合意しています。

GTIN では商品コードを 14 桁で表現することとなり、現在使われている各種の商品コードを包括するものです。

13 桁以下の場合、右詰・ゼロサプレスで 14 桁とします。

ナンバー構造	14 桁の GTIN													
	T1	T2	T3	T4	T5	T6	T7	T8	T9	T10	T11	T12	T13	T14
ITF-14	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7	N8	N9	N10	N11	N12	N13	N14
JAN(EAN)-13	0	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7	N8	N9	N10	N11	N12	N13
UPC-12	0	0	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7	N8	N9	N10	N11	N12
JAN(EAN)・UPC-8	0	0	0	0	0	0	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7	N8

*ITF-14 の先頭 1 桁は、荷姿を表すパッケージインジケータ。
 0：個包装用、または単品 JAN 非内包の集合包装用、1～8：単品 JAN 内包の集合包装用、9：計量商品用。
 *パッケージインジケータが 0 以外の ITF-14 の場合、2～13 桁目は単品 JAN の 1～12 桁目と一致する。
 *JAN 非内包の場合、JAN の先頭に“0”を付加して物流シンボルコード印刷用の 14 桁の GTIN としても、これの 2～13 桁目は単品 JAN の 1～12 桁目と一致しない。

※JAN 内包の例

単品 JAN	ITF-14
44 912345 12345 9	1 49 12345 12345 6
	下線部分が単品 JAN と一致する。

※JAN 非内包の例

単品 JAN	ITF-14
49 12345 12345 9	0 49 12345 11111 1
	下線部分が単品 JAN と一致しない。

2. ITF の 14 桁化

日本においては、荷姿を表すパッケージインジケータが 3 桁の ITF-16 が広く普及していますが前項の表に示す通り、ITF-16 は削除されています。

従って、今後の新商品及びリニューアル商品は言うに及ばず、既存商品についても順次 ITF-14 に切り替わっていくものと予想されます。

3. JAN 非内包の ITF

ITF の 14 桁化に伴い、荷姿の種類が多い商品については、総ての荷姿を 1 桁のパッケージインジケータで表現できないケースが起り得ます。

GTIN の仕様では、ITF-14 に必ずしも JAN を内包しなくても良いことになっており、非内包の ITF-14 が発生するものと想定されます。

4. システムへの影響

ITF は、入荷検品・出荷検品・棚卸等、卸売業の物流システムで既に広く活用されています。

但し、ITF を自社の商品コードに結び付ける仕組みは企業によって様々であり、ITF を直接自社商品コードと対比しているケースもあれば、一旦 ITF を JAN に変換した後、JAN を更に自社商品コードと対比しているケースもあります。

後者のケースでは、今後 ITF に JAN を内包しない場合には、ITF と自社商品コードを直接対比できるようにシステムを改造する、或いは内包しない商品について JAN の入荷ラベルを貼付、またはケースを開梱して単品の JAN をスキャンする、等の運用負担が発生します。

平成 15 年 12 月 9 日

財団法人 流通システム開発センター御中

社団法人日本加工食品卸協会

GTIN に関する酒類加工食品卸業界としての要望

GTIN については既に国際標準の商品コードとして採用することが決議された内容ではありますが、ITF-16 を永らく使用していた日本国内において、今後どのような ITF-14 の付番ルールが生配販の各取引上で効率的であるかを、当協会内にワーキンググループを設置し、協議しました。

1. 懸念事項

ITF は、入荷検品・出荷検品・棚卸等、卸売業の物流システムで既に広く活用されています。但し、ITF を自社の商品コードに結び付ける仕組みは企業によって様々であり、ITF を直接自社商品コードと対比しているケースもあれば、一旦 ITF を JAN に変換した後、JAN を更に自社商品コードと対比しているケースもあります。

後者のケースでは、今後 ITF に JAN を内包しない場合には、ITF と自社商品コードを直接対比できるようにシステムを改造する、或いは内包しない商品について JAN の入荷ラベルを貼付する、またはケースを開梱して単品の JAN をスキャンする、等の運用負担が発生します。

GTIN の仕様上は、ITF が必ずしも JAN を内包しなくても良いことになっており、今後このような商品が増加してくると、卸売業側にも相応の負荷が掛かるものと懸念されます。

2. 決議事項

卸売業のシステムによっては、改造することなく JAN 非内包の ITF に対応できますが、改造が必要とされる場合には、2005 年 1 月に全社が間に合うという保障はありません。国際的な流れに沿った事柄であり、今後の海外法人を含めたグローバルな取引のためにはシステム面での対応は必須事項と認識しておりますが、円滑な ITF-14 への移

行のためには JAN 内包型の ITF-14 の方が望ましいと思われます。勿論、荷姿の種類が多い商品について、1 桁のパッケージインジケータでは足りないケースが発生し、JAN 非内包の ITF-14 となってしまうのは受け入れるべきですが、荷姿の種類が 1 桁で足りるにも拘らず、敢えて JAN 非内包の ITF-14 にすることはないのででしょうか。また、商品コードの管理上は内包している方が分かり易く、手間も掛かりません。酒類食品卸売業界としては、可能な限り ITF-14 の JAN 内包を継続して頂く事を要望する事とします。

[ネットワーク検討会]

メーカー・卸の実務担当者の情報交換の場として6月12日(木)、9月1日(木)、12月11日(木)、2月5日(木)と年4回開催。毎回、当協会の活動報告、関東・関西F研報告の他、その都度、情報と意見交換をした。主なものは①ITF 14 桁、②「出荷案内システム改訂版」の位置づけ、③日食協の EDI ワーキンググループ、④GTIN、⑤発泡酒の税率区分修正、⑥「販売実績システム」の一部変更、⑦消費税問題対応であった。

[受託事業・酒類・加工食品データベースセンター（SKDBC）事務局業務]

前年度に引続いて、SKDBC の事務局業務を受託した。期末にその受託料 400,000 円を収受した。商品コードデータベース関連業務を(株)ファイネット殿に移管した時点での、この SKDBC の役割について一部運営委員の理解不足もあって、一年間の SKDBC の活動は皆無に近かった。今後の軌道修正を検討中。

平成 16 年 5 月 13 日(木) 開催予定の総会用資料の素案を事務局として次の様に作成した。
(但し、あく迄も SKDBC 総会決議以前の素案であるので留意)

なお、(株)ファイネットの商品データベース(略称 FDB)は文字情報 35,754 件、画像情報 20,513 件(平成 16 年 3 月末日現在)と発表されている。

第 1 号議案

平成 15 年度 事業活動報告

1. 概 要

前年度に商品コードデータベース運営維持業務を(株)ファイネット殿に移管したため、関連する業務については、年に数件の問合せがあるに過ぎなかった。

一方、業界の標準化に関するテーマとしては、次の如きものが問題として提起された。

- ① 消費税対応関連
- ② GTIN
- ③ 日食協標準システム関連

しかし、①に関しては、業界団体として標準化指針を表明する事が、公正取引委員会として独占禁止法に抵触するとの見解から、(社)日本加工食品卸協会消費税問題対応ワーキンググループとして研究し、成果を勉強会で学習するに留めた。②と③に関しては、SKDBC としての討議議題まで至らず、(社)日本加工食品卸協会情報システム委員会の

GTIN ワーキンググループと EDI ワーキンググループとしての活動となった。

2. 会員動向

平成 16 年 3 月 31 日現在

	卸	メーカー	共同卸	共同メカ	情報処理	賛助会員	準会員	合計
大企業	31	68	12	6	1	5		123
中小企業	19	75	36	8			22	160
合計	50	143	48	14	1	5	22	283

3. 総会開催

平成 15 年 5 月 13 日(火)16 時より(社)日本加工食品卸協会会議室にて開催。14 年度の事業と収支結果報告、役員改選、15 年度会費額と活動方針・収支予算について討議、原案可決。

4. 運営委員会

第 1 回 平成 15 年 5 月 13 日(火) 16 時 40 分より 日食協 会議室

運営委員交代の紹介、(株)ファイネット「標準化推進体制」について、FDB 現況について報告がなされた。

第 2 回 平成 15 年 9 月 24 日(火) 15 時より 日食協 会議室

日食協情報システム委員会報告、FDB 報告がなされた。

第 3 回 平成 16 年 2 月 17 日(火) 16 時より 日食協 会議室

事業活動、収支見通し、日食協活動、(株)ファイネット活動、総会開催について及びその報告内容について討議がなされた。

第 2 号議案

平成 15 年度 収支決算 (平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日)

単位 円

収 入		支 出	
前期繰越金	2,615,985	通 信 費	124,953
受取利息	23	業 務 委 託 費	400,000
合 計	2,616,008	諸 税	4,000
		合 計	528,953
		収 支 差 額 金	2,087,055

内 訳	
現 金	8,841
普 通 預 金	2,078,214

第 3 号議案

平成 16 年度 会費額

徴収せず

第4号議案

平成16年度 事業活動方針

平成15年度の実績に鑑み、商品コードデータベース運営維持業務は軽微なものと推察できる。

一方、標準化については、酒類・加工食品の業種を超えた各種の研究会・協議会が設立されている。会員各位もそれぞれの立場で参加されているが、(社)日本加工食品卸協会傘下の各委員会及びワーキンググループ活動の中には、一部は(株)ファイネット殿との連動が必要なテーマが発生する可能性もある。問題は前年度の活動結果から推測するに、討議はともかく、説明或いは要望を聞くべき機会をSKDBCの名において開催(他の研修会との共催)する可能性がある。

外的要因として、加工食品のトレサビリティと関連する卸売業の記録保存義務に関する何らかの「標準化」について広くコンセンサスを得る必要も出てくるであろう。こうした諸々のテーマについて、随時判断の上対応する年度となろう。

第5号議案

		平成16年度	収支予算	
収 入			支 出	
前期繰越金	2,087,055		通 信 費	100,000
受取利息	20		業 務 委 託 費	120,000
合 計	2,087,075		諸 税	4,000
			合 計	224,000
後期繰越金	1,863,075			

[物流委員会]

前年度に設立した物流委員会発想のフーズロジスティクスネットワーク(株)(略称FLN)も4月に愈々稼働し、計画に若干の遅れはあったものの、着実に利用者と配送圏を拡大しつつある。

一方、競争激化、社会的要請である流通コストのローコスト化、環境対応等は益々その度を深めている。業界内のロジスティクス担当者の課題解決のためになる、企業枠を超えたテーマについて、この一年間情報交換を行った。

会合は7月4日(金)、9月10日(水)、11月27日(木)、平成16年1月22日(水)、3月4日(木)に開催された。会議では毎回FLNの状況報告が行なわれた。その中で損益分岐点、配送圏、入在庫保管料、統一伝票使用、共配メリットの享受等についての研究と実践と成果について多くの事実を学ぶことが出来た。

この他に委員企業に限定して物流コスト実態調査を実施し、9社16ヶ所の年間物流コストの対前年度比較、ケース当りコスト、センターフィー除外のコスト等の分析を行った。

加えて、年末を控えて次の如く賛助会員各位に物流体制についてをお願いをしたが、年明けでの報告では、例外を除きスムーズに年末年始の物流が遂行されたが、賛助会員側の協力に依る所が大きいとの事であった。この中にもFLNの活用で成功した話が出されている。

委 発 第 403 号
平成 15 年 11 月 27 日

賛助会員
各 位

社団法人 日本加工食品卸協会
物流委員会
(公印省略)

年末年始受注配送要望日拡大のお願い

拝啓

向寒の候年末商戦を間近に控え、皆様に於かれましては一層忙しくご活躍のことと存じます。

日頃営業活動に於きまして多大なるご協力を頂きまして誠に有難うございます。

中間流通を受け持つ我々卸売業と致しましても年末商戦は最大の商機であり、準備に余念のないところであります。特に昨今の消費者ニーズに対応するため小売業の営業日、営業時間が拡大され、それに伴いまして、納品日拡大要望もますます高まってきている現状であり、我々卸売業と致しましてもその要望に応えるべく日々努力を重ねております。

特に本年年末のカレンダー曜日回りを見ますと、12月27日(土)から翌年1月4日(日)まで9連休となることも予想されます。かかる状況下に於いて賛助会員各位におかれましては、既に対応済みの事と存じますが、今一度のご検討を賜りたくお願いを申し上げる次第であります。

また、今後も曜日回りによりましては同じ様な事態が起きることが想定されますので、休日に於ける受注・配送体制につきまして再考頂き、製・配・販の協議体制を確立し、平常業務期間の拡大に向けご協力頂けますようお願い申し上げます。

敬 具

お願事項

影 響 事 項

- | | |
|-----------|--------------------------|
| ①受注可能日の拡大 | ……① 予測発注期間の短縮による在庫数量適正化 |
| | ……② 納品リードタイムの短縮による業務の平準化 |
| | ……③ 販売予測数量誤差による過大な返品防止 |
| ②配送可能日の拡大 | ……① 一時的在庫過多による保管スペース拡大防止 |
| | ……② 在庫削減による鮮度管理の向上 |

以 上

年末年始受注・配送体制要望スケジュール

	メーカー		卸
	受注要望日	配送要望日	
12月26日(金)	○	○	通常営業
27日(土)	○	○	29日配送分発注
28日(日)	×	×	
29日(月)	○	○	30、31、2、3日配送分発注
30日(火)	○	○	
31日(水)	×	○	
1月1日(木)	×	×	
2日(金)	×	○	
3日(土)	○	○	5日配送分発注
4日(日)	×	×	
5日(月)	○	○	通常営業

また、平成16年度の活動指針については次の如く定めた。

平成16年度 物流委員会活動指針(案)

激動の営業環境が続く中で、社会が、取引先が要求してくるのは、ロジスティクス関連機能の高度・効率化とローコスト化である。一方において社会的観点から全体最適の具現化も要望されている。

かかる背景を認識し、平成16年度の活動指針を次の如くとする。

1. フーズロジスティクスネットワーク(株)(FLN)の活用と支援

同社の活動報告を受け、荷受側として、活用方法について研究をするとともに同社の効率化に協力する。特に利用メーカーの開拓について全面的支援を行う。

2. 物流コストの算出と研究、算出基準の普及啓蒙

前年度に引き続き委員企業を中心に、物流コストの算出を行い、結果についての検討を行うとともに、算出基準そのものの見直しを含めて研究を行い、結果を普及啓蒙する。

3. 標準化に関する研究と推進

パレットの標準化・パレチゼーションの推進、ITFコードのソースマーキングの促進と活用などについて、関連する外部の活動情報の収集と検討に努める。

4. 環境問題対応について

今年度は、当協会の基本的事業計画とも整合するべく現場における、諸環境問題について積極的に対応する必要がある。よって、排ガス、フロン、廃棄物、返品、エネルギーコスト、リターナブル容器など諸角度からの活動について整理し、実践化する。

以上

また、FLNの現状としては、平成16年4月にメーカー13社が活用、配送エリアも北関東100km圏から東北6県のルート便にまで拡大し、着実に当初構想を具現化しつつある。今後の課題として、①保冷設備、②ボール(包装)単位取引、③TC機能、が挙げている。一方、卸

会員への要望として、①メーカーへの発注日時の厳守、②オンライン発注化、③入荷時の荷受待機時間の短縮が出されている。

[商品開発研究会（缶詰ブランドオーナー会）]

会合は4月23日(水)、8月11日(月)、10月8日(水)、11月20日(木)、11月26日(水)、平成16年3月17日(水)に開催した。

4月23日(水)にはクレームの事故原因の研究に当って、商品カテゴリーの分類区分、またクレームの要因分類区分についての見直しを行った。

8月11日(月)には幹事店が集合し下半期の具体的実践活動の検討を行った。

10月8日(水)には日本蜜柑缶詰工業組合殿との情報交換及び意見交換会を行った。その後で当面する「食品の安全・安心」に関する問題・課題についての情報交換を行った。

11月20日(木)は15時より鉄道会館ルビーホールにて講師に(社)日本缶詰協会専務理事の森光國氏をお招きして、「食品産業の動向について」と題する講演を頂く研修会を開催した。その後は情報交換の懇親会を開催した。

11月26日(水)はクレーム研究の有志により15年度の研究データの分類区分の確認と集計方法について打合せを行った。

平成16年3月17日(水)には15年度のクレーム集計結果について分析し意見交換を行った。また幹事店間において平成16年度の事業活動指針(案)を次の如くにまとめた。

平成16年度商品開発研究会事業活動指針(案)

食品の安全・安心に関する消費者の関心の度はますます高いものにある。勢い行政サイドの監視の目は厳しいものになる。低価格志向の中に消費者の嗜好は絶えず変化し、提供する側からは、グローバル化した新商品の提供が後を絶たない。行政サイドでは、単に監視の目を厳しくするばかりではなく、情報の提供に始まり、法の整備、規格の見直し、トレサビリティの必要性に伴う措置などの指導が相次ぐ状態にある。

こうした業界背景があって、平成16年度の商品開発研究会の事業活動方針を次の如く策定する。

1. マーチャンダイジングに関する研究

ブランドオーナーの会員間における情報交換と製造業・輸入業者を交えての情報交換会を随時開催する。

加工食品の安全性に関する行政指導を受ける機会や情報を共有化する勉強の機会を随時開催する。

商品の表示に関する法令や規則の遵守事項について、折に触れ研修の場を設け、違反事項の防止に努める。

2. プライベートブランドやオリジナル商品の品質のレベルアップの研究

有志間による商品クレームの内容の反省検討を行う。

3. 行政に対する情報提供協力

農林水産省・厚生労働省および関連機関に対し、必要情報を提供するとともにアンケート依頼に対して積極的に協力する。 以上

[法務研究会]

参加企業 6 社、下半期は 2 ヶ月に 1 回の割で開催。毎回前半に各社の状況報告と情報交換。後半は毎回テーマを替えて交代に説明者となり、全員で勉強会を行っている。会合は 4 月 16 日(水)、5 月 28 日(水)、6 月 26 日(木)、7 月 30 日(水)、9 月 17 日(水)、11 月 19 日(水)、平成 16 年 1 月 29 日(木)、3 月 18 日(木)、計 8 回。

各回のテーマは 4 月が「商法改正」研究その 2、5 月が「販売者責任」について、6 月が「商法改正」研究その 3、7 月は「債権譲渡登記」、9 月今後の研究会の運営について、11 月は「詐害行為と否認権」、1 月は「担保執行法改正」、3 月は「下請法改正」であった。

支 部 活 動

〔北海道支部〕

◇6 月 26 日(木) 13 時 30 分より京王プラザホテル札幌にて役員会を開催。司会は事務局を勤める藤江 清氏（杉野雪印アクセス株）、自己紹介の後、北海道支部長 杉野恵二郎氏（杉野雪印アクセス株）が開会の挨拶をして議事に入った。

①総会議事次第、内容の確認、②16 年度新年交礼会予定、③その他、④総会後のスケジュール。この後で井岸専務理事より本部の事業活動報告がなされた。15 時より総会。事務局 藤江氏が定足数、29 名中 27 名出席と報告。杉野支部長挨拶の後、議長席に就いて議事録署名人に株菱食殿と北海道酒類販売株殿を指名して議事に入った。

①平成 14 年度事業報告、②平成 14 年度収支決算報告及び監査報告、監査報告は会計監事 小河内薫氏（株明治屋）が行った。③平成 15 年度事業計画、④平成 16 年度収支予算、⑤役員改選。まず支部組織変更、小樽ブロックの札幌ブロックとの併合。会計監事 1 名を 2 名とする。然る後、支部長 杉野恵二郎氏（杉野雪印アクセス株）、副支部長 村山圭一氏（株スハラ食品）、同 宮崎克海氏（国分株）、常任幹事 宇田川悦哉氏（株菱食）、同 稲村保行氏（株北酒連）、同 後藤武俊氏（北海道酒類販売株）、同 前川定敏氏（株三友小網）、会計監事 小河内薫氏（株明治屋）、同 三箇一弘氏（三箇株）、函館ブロック幹事 渡辺重信氏（株ヤマワ）、室蘭・苫小牧ブロック 及川隆夫氏（道南国分株）、旭川ブロック 矢野雄三氏（旭川国分株）、帯広ブロック 松隈英雄氏（道東国分株）、釧路ブロック 高橋義彦氏（株三友小網）、北見ブロック 遠山剛正氏（道東国分株）。以上の諸氏を選出。⑥その他は議案提起なし。16 時より賛助会員連絡会。賛助会員世話人会代表 星野国幸氏（味の素株）のご挨拶。

①平成 14 年度事業報告、②平成 15 年度事業計画の説明。

16 時 20 分から日食協懇談会。杉野支部長挨拶。北海道ワーキンググループの活動報告をワーキンググループ代表 大高清人氏（株三友小網）が行った 15 年度の活動方針も述べた後で、本部の事業活動として井岸専務理事が報告説明した。閉会挨拶は 17 時 25 分副支部長 村山圭一氏（株スハラ食品）が行った。

その後は会場を移動して支部賛助会員連絡会共催の懇親会を開催した。

◇10 月 22 日(水) 札幌ロイヤルホテルにて 11 時よりブロック幹事・ワーキンググループ懇談

会。13時より世話人会合同懇談会。13時30分より講演会。講師は井岸専務理事「消費税問題対応等本部活動の近況」。

◇平成16年1月7日(水)新年交礼会。京王プラザホテル札幌に338人集合。

〔東北支部〕

◇6月3日(火)11時10分より仙台国際ホテルにて幹事会。11時30分より総会を開催。司会は副支部長 本橋秀夫氏(東北国分株)。支部長 堀内琢夫氏(丸大堀内株)が開会挨拶。本橋副支部長が定足数26社中13社出席。11社委任状提出と報告。堀内支部長が議長席についた。①平成14年度事業報告及び決算報告と監査報告、②平成15年度事業計画及び収支予算。③その他は問題提起なし。監査報告は監事 富澤 清氏(株明治屋)が行った。13時より賛助会員連絡会。本部事業報告を井岸専務理事が行った。

◇11月11日(火)15時30分よりホテルメトロポリタン仙台にて経営実務研究会。前半本部事業報告、講師は井岸専務理事。その後講演会。講師は福澤恒利氏(医学博士兼落語家)生活習慣病予防は自己管理責任につけるといいうヘルシートークの次に「佃煮屋」という落語の一席。終って懇親会を開催。

〔関東支部〕

◇6月11日(水)鉄道会館ルビーホールにて11時30分より幹事会を開催。13時40分より総会。総数64社中出席20社、委任状31社。開会挨拶は支部長 湯浅慎一郎氏(株雪印アクセス)。事務局の推挙で湯浅支部長が議長に就任。議事録署名人に(株)リョーショクリカー殿と(株)ユキワ殿を指名して議事に入った。

①平成14年度本部及関東支部事業報告、②全体の収支決算・関東支部収支決算、③役員交代、新任会計監事 岸原稔氏(株明治屋)、幹事 国見悦朗氏(国見商事株)、④15年度事業計画と収支予算、⑤その他は提起なし。監査報告は会計監事 長谷部博一氏(株明治屋)が行った。

◇6月11日(水)15時より経営実務研修会を鉄道会館ルビーホールで開催。「広域流通食品の安全確保について」と題して東京都健康安全研究センター藤田満氏の講演を伺った。

◇11月21日(金)各県ブロック幹事と流通業務委員会との「関東支部各県ブロック合同会議」が鉄道会館ルビーホールにて12時より開催された。流通業務委員会委員長 田中實氏が開会挨拶。

①消費税問題対応、②災害時供給量調査、③環境問題対応、④返品問題、⑤賞味期限の定義、⑥記録の保存義務、⑦約定管理の合理化、⑧価格制度のあり方、⑨年末物流体制、⑩その他

流通業務委員会

年間を通じて関東支部ワーキンググループとして活動した。

会合は4月25日(金)①理事会報告、②支部総会運営次第。5月23日(金)①支部幹事会・研

修会、②物流コスト調査・企画。6月27日(金) ①物流コスト算出上の問題点、②ICタグについて。7月25日(金) ①物流コスト分析・集計のまとめ、②評価。8月22日(金) ①マルエツに於けるICタグの実験、②商品研修会企画。9月26日(金) ①返品実態調査企画、②県ブロック合同会議企画。10月23日(木) ①返品実態調査集計報告、②県ブロック合同会議テーマ。12月19日(金) ①消費税勉強会企画、②在庫回転状況調査企画。1月23日(金) ①物流動向調査企画、②産業廃棄物問題。2月24日(火) ①在庫回転状況集計結果報告、②情報交換、活動指針。3月26日(金) ①平成16年度事業計画、②役割分担、③物流動向調査集計報告、④評価、⑤返品問題、⑥ビールパレット、⑦6缶パック、⑧悪質業者、⑨下請法改正、⑩FLNの要望。

◇商品研修会

11月13日(木) 第41回商品研修会開催。参加34名。訪問先は午前中はフーズロジスティクスネットワーク(株)(略称FLN)殿。午後はサントリー(株)利根川工場殿を訪問した。

午前中は全体最適の担い手が、卸売業にある事の立証の現場に立っての研修。午後は原料水にこだわりの製品の製造過程をつぶさに見学。

両者のご厚意に感謝。

◇返品実態調査

10月に平成15年度6、7、8月の返品実態を調査。事務局が集計。入野源次氏(伊藤忠食品(株))が分析し、10月23日(木)の委員会で以下の如く報告した。

平成15年度 返品実態調査報告について

【スーパーマーケット】

スーパーマーケット全体での返品率は前年に比較して0.02%増の0.47%であったが、この返品率は近年の延長線上の範囲と理解できる。

全体の返品金額を前年と比較すると横ばいのほぼ同一額であるが、個々の企業では冷夏の影響により夏物商品の返品増加が散見された。

【百貨店】

全体では前年に比較して0.31%減の1.93%であるが、項目別に見れば「ギフト商品返品」が0.24%減の1.62%で、これが減少に寄与した結果であると分かる。

但し、月別返品率の推移は、

14年度 [6月=0.28%、7月=1.63%、8月=13.53%] で

15年度 [6月=0.27%、7月=1.15%、8月=12.41%] であり、出荷金額と返品率を掛け合わせて見ると、相変わらず中元期末から終了直後にかけて返品(主にギフト商品)が集中しているのが明確で、この点が憂慮される。

返品実態集計表（平成15年度）

1：スーパーマーケット 月別推移

（単位：千円）

	6月	7月	8月	計	平均	分類別 返品率 (%)
プロパー商品返品	103,869	124,146	138,084	366,099	122,033	0.33
特売商品返品	14,013	12,909	14,358	41,280	13,760	0.04
PB 商品返品	-	-	300	300	100	0.00
ギフト商品返品	2,649	51,875	57,123	111,647	37,216	0.10
月間返品金額 計	120,531	188,930	209,865	519,326	173,109	
月間出荷金額	36,631,411	38,504,056	35,378,377	110,513,844	36,837,948	
月間返品率 (%)	0.33	0.49	0.59		0.47	
平成14年度	0.39	0.42	0.55		0.45	

2：百貨店 月別推移

（単位：千円）

	6月	7月	8月	計	平均	分類別 返品率 (%)
プロパー商品返品	5,767	6,411	17,498	29,676	9,892	0.29
特売商品返品	95	338	376	809	270	0.01
PB 商品返品	-	19	178	197	66	0.00
ギフト商品返品	4,118	56,253	104,619	164,990	54,997	1.62
月間返品金額 計	9,980	63,021	122,671	195,672	65,224	
月間出荷金額	3,712,380	5,456,386	988,324	10,157,090	3,385,697	
月間返品率 (%)	0.27	1.15	12.41		1.93	
平成14年度	0.28	1.63	13.53		2.24	

3：チャンネル別 年度比較

（単位%）

	スーパーマーケット		百貨店	
	平成14年	平成15年	平成14年	平成15年
プロパー商品返品	0.33	0.33	0.38	0.29
特売商品返品	0.03	0.04	0.00	0.01
PB 商品返品	0.00	0.00	0.00	0.00
ギフト商品返品	0.09	0.10	1.86	1.62
計	0.45	0.47	2.24	1.93

◇物流コスト調査

6月に平成14年度を対象とする物流コストの算出調査を実施。結果の集計を事務局が行ない、7月25日(金)の委員会で坂村優一氏（㈱明治屋）が分析報告した。

◇在庫回転調査

平成 16 年 1 月に平成 15 年の在庫回転実態を調査。事務局が集計後、大河内茂氏（株升喜）が分析報告した。

◇物流動向調査

平成 16 年 2 月に平成 15 年の実態と 16 年の見通しについて、備車状況を含めて物流動向の調査。これを事務局が集計し、田中實氏（株三友小網）が分析報告を行った。

百貨店共同配送委員会

15 年度も順調に、この実践事業は継続した。これは偏えに、(株)南王殿の発足以来の全面的協力と努力の下に継続出来る事業であるが、その結果報告と周辺状況報告も(株)南王殿に依頼のために定期的に委員会を開催した。

会合は、4 月 25 日(金)、6 月 27 日(金)、8 月 22 日(金)、10 月 23 日(木)、12 月 19 日(金)、平成 16 年 2 月 20 日(金) 計 6 回。

各県ブロック動向

◇静岡食品卸同業会

6 月 2 日(月) 静岡グランドホテルにて総会に続き講演会を実施。講演会では日食協事業活動報告を井岸専務理事が行った。

7 月 29 日(火) マリベール静岡にて「第 2 回 新製品合同説明会」を開催。事務局及び首都圏の会員有志もこれを見学した。

◇埼玉県食品卸業協会

7 月 11 日(金) 大宮サンパレスにて総会に続き講演会を実施。講演会では「日食協の現状報告」を井岸専務理事が行った。

平成 16 年 1 月 14 日(水) 大宮サンパレスにて賀詞交歓会を開催。

◇千葉県加工食品卸協会

9 月 19 日(金) 幕張のホテル ザ マンハッタンで講演会と懇親会を開催。講演会では「21 世紀における卸売業のあり方」を井岸専務理事が講演した。

◇長野県食品問屋連盟

平成 16 年 3 月 24 日(水) 松本のホテル地本屋にて総会を開催。来賓挨拶を兼ねて日食協の事業活動報告を井岸専務理事が行った。

〔東海支部〕

6 月 10 日(火) 13 時 30 分より名古屋観光ホテルにて総会を開催。司会は山田将聖氏（中部飲食料新聞社）、定足数 26 名中 25 名出席と報告。幸村伸彦氏（株梅澤）を議長として、①平成 14 年度事業報告、②平成 14 年度収支決算報告と監査報告、監査報告は会計幹事 西山茂氏（西

山商事(株)が行った。③平成 15 年度事業計画、④平成 15 年度収支予算、⑤役員改選を審議。いずれも承認された。この中で改選された役員は以下の通りである。支部長店 (株)梅澤 (幸村伸彦氏)、副支部長店 (株)トーカン (永津邦彦氏)、会計幹事店 西山商事(株) (西山茂氏)、幹事店 (以下同じ) 佐竹商事(株) (佐竹喜代一氏)、(株)北村商店 (北村博氏)、三重国分(株) (三原純一氏)、伊藤忠食品(株)東海事業本部 (岩井淳氏)、国分(株)中部支社 (花房理仁氏)、(株)明治屋名古屋支店 (舟橋孝之氏)、(株)菱食中部支社 (井村莞爾氏)。

総会はこのあと本部事業報告を井岸専務理事が行って閉会となった。

〔北陸支部〕

◇7月3日(木) 11時30分よりホテル日航金沢にて役員会を開催。12時30分より総会を開催した。支部長 桑島敏彰氏 (カナカン(株)) の議長の下に、①平成 14 年度事業報告及び収支決算報告・監査報告、②平成 15 年度事業計画並びに収支予算。監査報告は監事代理の岩滝茂氏 (株)明治屋) が行った。このあと本部事業報告を井岸専務理事が行った。

◇11月18日(火) 12時30分より懇親会。13時30分より経営実務研修会を開催した。前半、消費税問題対応を中心とした事業報告を井岸専務理事が行ない、14時から島田陽介氏の「ウオルマートは本当に脅威か」と題する講演を頂いた。参加 82 名。

〔近畿支部〕

◇6月18日(水) 13時より大阪太閤園にて総会を開催。司会は高橋雅信氏 (伊藤忠食品(株))。副支部長 羽入田武久氏 (加藤産業(株)) が開会挨拶。司会より定足数 45 名中 35 名出席と報告があり副支部長が議長となり議事に入った。①平成 14 年度事業報告、②平成 14 年度収支決算報告及び監査報告、③平成 15 年度事業計画、④平成 15 年度収支予算。監査報告は会計幹事 乾敏展氏 (カネトミ商事(株)) が行った。この後で本部事業報告を井岸専務理事が行った。

◇8月1日(金) ホテルグランヴィア大阪で 16時30分より、大阪府食品卸同業会との共催による研修会を開催。後藤昌幸氏 (滋賀ダイハツ) より「経営の黄金律と全社員経営のあり方」と題する講演を頂いた。

◇平成 16 年 1 月 5 日(月) 大阪太閤園にて 783 人集めて新春名刺交換会を開催した。共催団体は大阪府食品卸同業会、大阪乾物卸商組合、食品新聞社。

◇2月13日(金) 14時40分より大阪太閤園にて、経営実務研修会を大阪府食品卸同業会と共催にて開催。講師には塩川正十郎氏 (前財務大臣) を招いて「小泉内閣の課題」と題する講演を頂いた。講演に先立ち運営委員会委員 浅井久王氏 (伊藤忠食品(株)) より「消費税問題対応の現状」について解説があった。

〔中国支部〕

◇6月23日(月) 15時30分よりホテルグランヴィア広島にて総会開催。司会は中村潤吉氏 (中村角(株))。定足数 24 社中 22 社出席を報告。支部長 中村成朗氏 (中村角(株)) を議長として、

①平成 14 年度事業報告、②平成 14 年度収支決算及び監査報告、③役員改選、④平成 15 年度事業計画と予算、⑤会員異動。

役員改選については支部長 中村成朗氏（中村角株）、副支部長 河内弘三氏（藤徳物産株）、県代表幹事 豊田直之氏（株桑宗）、同 澤田宏氏（西中国国分株）、会計幹事 秋山隆司氏（国分株）、幹事 北川善一郎氏（伊藤忠食品株）、同 大竹一太郎氏（株明治屋）。16 時 10 分より賛助会員との合同研修会として本部事業活動報告を井岸専務理事が行ない、終了後懇親会を行った。

〔四国支部〕

◇7 月 2 日(水) 11 時より高松厚生年金会館にて役員会開催。12 時より総会を開催。司会は渡辺国雄氏（旭食品株）。支部長 竹内克之氏（旭食品株）が議長となり議事に入った。①役員改選。支部長 旭食品株（竹内克之氏）、副支部長 株四国リョーシヨク（町田貴氏）、会計監事 株明治屋（前川恭廣氏）、幹事 四国国分株（小泉欽次朗氏）、②平成 14 年度事業報告、収支決算報告及び監査報告。また監査報告は会計監事 前川恭廣氏（株明治屋）が行った。そのあとで本部事業報告を井岸専務理事が行なった。

◇13 時 20 分より講演会を開催。講師に今野正義氏（株日本食糧新聞社）を招き「食品業界の近況と時局の話題」と題する講演を頂いた。

〔九州沖縄支部〕

◇6 月 20 日(金) 11 時より博多全日空ホテルにて幹事会を開催。13 時より総会を開催。司会は松尾章氏（コゲツ産業株）、定足数 55 社中 47 社出席と報告。支部長 本村道生氏（コゲツ産業株）が議長席に就き、議事録署名人に下田商事株殿と株立石殿を指名して議事に入った。①平成 14 年度事業報告・収支決算報告・監査報告。監査報告は会計監事 本村茂氏（株三友小網）が行った。②平成 15 年度事業計画並びに収支予算、③取引慣行改善に係わる地域活動——福岡地区協議会 座長 山内宏和氏（ヤマエ久野株）が報告、④商品展示即売会の本年度自粛の継続。

このあと本部事業活動報告を井岸専務理事が行った。

◇同日 14 時 30 分より講演会開催。講師に齋藤貞之氏（北九州市立大学教授）をお招きして「大転換期のビジネスモデル ——IT 革命と 21 世紀型企業——」と題する講演を頂いた。

◇平成 16 年 1 月 5 日(月) 11 時よりホテル日航福岡に 550 人を集めて新春交礼会開催。このあと 1 月 6 日(火) 鹿児島食品二十日会がサンロイヤルホテルで、1 月 7 日(水) 宮崎はまゆう会が「宮崎観光ホテルで、大分食品共栄会はトキワ会館で、1 月 15 日(木)には「長友会」が長崎アストピアでそれぞれ新年会を開催した。

事務局活動

〔関連官公庁・諸団体〕

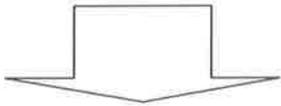
農林水産省

- ・対象平成14年度の公益法人調査実施さる。（平成16年3月5日(金)）
- ・JAS見直しに関するアンケート依頼。商品開発研究会の缶詰ブランドオーナー会の協力に依り回答（2回）
- ・災害時食料供給に関する調査依頼。11月集計、回答を12月に提出。
- ・環境自主行動計画に関する調査対応及び委員会出席。

厚生労働省

- ・平成15年9月、厚生労働省医薬食品局食品案前部基準審査課と農林水産省消費・安全局表示・企画課の連名による期限表示に関する一連の通達があった。
文中の「定義の変更」について次の如くであった。

〔消費期限〕

	食品衛生法	JAS法
用語	消費期限	消費期限
定義	定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の食品又は添加物の劣化に伴う衛生上の危害が発生するおそれがないと認められる期限を示す年月日	容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であると期待される品質を有すると認められる期限
 <u>定義の統一</u>		
用語	消費期限	
新定義	定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。	

〔「品質保持期限」と「賞味期限」→「賞味期限」〕

	食品衛生法	JAS法
用語	品質保持期限 ^{※1}	賞味期限 ^{※2}
定義	定められた方法により保存した場合において、食品又は添加物のすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日	容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分に保持しようと認められる期限

※1 「品質保持期限」に代えて「賞味期限」も使用可能。

※2 「賞味期限」に代えて「品質保持期限」も使用可能。



用語・定義の統一

用語	賞味期限
新定義	定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

- 平成15年8月29日付厚生労働省の各都道府県知事宛「食品衛生法第1条の第2項の規定に基づく食品事業者の記録の作成及び保存について」のガイドライン通達の中から、卸売業者と輸入業者の関連事項は次の如くであった。

【卸売業者】

ア) 仕入に関する記録

○	食品等の品名、食品等の仕入先の名称及び所在地、製品又は加工品のロットが確認可能な情報、仕入年月日、仕入量（仕入元毎、1日又は1回毎）
△	内容量、仕入時の検品を実施した場合の当該記録（外観、表示、温度等）、仕入に係る保管及び運搬業者名

イ) 販売等に関する記録

○	食品等の品名、食品等の出荷又は販売先の名称及び所在地、製品又は加工品のロットが確認可能な情報、出荷又は販売年月日、出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1日又は1回毎）、保管時の状態を確認した場合の当該記録（温度等）
△	内容量、出荷又は販売時の検品を実施した場合の当該記録（外観、表示、温度等）、出荷又は販売に係る保管及び運搬業者名

【小売業者、飲食店営業者】

○	食品等の品名、食品等の保管温度（保存基準の定められているものに限る。）を確認した場合の当該記録、食品等の仕入元の名称及び所在地、製品又は加工品のロットが確認可能な情報、仕入年月日、仕入量（仕入元毎、1日又は1回毎）
△	内容量、仕入時の検品を実施した場合の当該記録（外観・表示・温度等）、仕入に係る保管及び運搬業者名

〔輸入業者〕

ア) 輸入時の記録

○	食品等の品名、製造又は加工者の名称及び所在地、製品又は加工品のロットが確認可能な情報、輸入届出年月日、輸入年月日、輸入届出番号、製品又は加工品についての製造方法、製品の原材料（添加物を含む。）の品名、輸入時の検品を実施した場合の当該記録（外観、表示、温度等）、法第7条の規格基準への適合に係る検査を実施した場合の当該記録、輸入量
△	内容量、生産者の名称及び所在地、保管業者名

イ) 販売時の記録

○	食品等の品名、食品等の出荷又は販売先の名称及び所在地、製品又は加工品のロットが確認可能な情報、出荷又は販売年月日、出荷量又は販売量（出荷先又は販売先毎、1日又は1回毎）
△	内容量、出荷又は販売時の検品を実施した場合の当該記録（外観、表示、温度等）、出荷又は販売に係る保管及び運搬業者名

国税庁

- ・「酒類販売業等に関する懇談会」に委員として出席。

東京都

- ・23区ペットボトル回収協議会に対応。

(財)食品耕造改善促進機構

- ・「食品衛生法改正」説明会 出席。
- ・「農林水産省予算概要」説明会 出席。
- ・会長 國分勘兵衛氏（国分株） 同機構の副会長再任さる。

(財)食品産業センター

- ・食品団体連絡協議会 5回出席。

(財)流通システム開発センター

- ・流通コードセンター総合委員会に出席。
- ・GTINについての要望書提出。

公正取引委員会

- ・11月 消費税問題対応のための会員宛文章の事前チェック依頼。
- ・12月 優越的地位濫用防止のための依頼文提出。

(社)日本缶詰協会

- ・団体賛助会員として多大の支援とご協力を頂いた。資料提供と直接的指導を頂いた。

- ・缶詰業界の他団体との連絡会議「専務会」を主宰して頂き、毎回参加、情報・指導を頂いている。
- ・賀詞交換会の実質的事務局を依頼した。
- ・「缶詰消費拡大委員会」・「環境問題検討委員会」に委員として出席。
- ・「品評会」に商品開発研究会委員と共に審査委員として出席。
- ・各品評会を商品開発研究会委員は研修の場として活用。

全国食品缶詰公正取引協議会

- ・商品開発研究会委員長 三枝皓祐氏（㈱サンヨー堂）が副会長、井岸専務理事が常任理事として就任中。
- ・試買検査会に出席。
- ・表示審査委員会に出席。

日本製缶協会

- ・団体賛助会員として多大の支援とご指導を頂いた。また資料提供を受けた。

(社)日本パインアップル缶詰協会

- ・団体賛助会員として多大の支援とご指導を頂いた。また資料提供を受けた。
- ・主宰する品評会に商品開発研究会有志と共に出席した。

(財)食品環境検査協会

- ・直接のご指導を頂いた。資料提供を受けた。
- ・当協会が評議員であり、評議員会に出席。

食を考える国民会議

- ・アンケートに対応。

〔人事庶務事項〕

◇事務局人事

- ・平成 15 年 4 月 1 日 林 孝 嘱託として採用、事務長を命ずる。
- ・平成 16 年 1 月 1 日 林 孝 嘱託として事業部長を命ずる。

◇システム環境

- ・デスクトップ型パソコン 1 台設置。
Dell Dimension 2400C 15inch 液晶モニター付
- ・ノート型パソコン 1 台 設置。
Dell Inspiron 1100
- ・従来のワープロ専用機 1 台はリース解約返却。

◇契約

- ・事務所貸借契約中。
- ・複合コピー機（FAX 兼用）1台 リース中。
- ・デスクトップ型パソコン（法人会計専用）1台リース中。
- ・パソコンプリンター1台 リース中。
- ・電話設備（ISDN）一式 リース中。

◇業務契約

- ・受託契約 酒類加工食品データベースセンター事務局業務。

会報発行

Vol.129 2003年 5月 27日 Vol.130 2003年 7月 31日

Vol.131 2003年 10月 31日 Vol.132 2004年 1月 1日

Vol.133 2004年 3月 5日

平成 15 年度業務日誌

月	日	本 部	支部及びDBC	事務局関連行事等
4	1	新年度事業開始打合		3月決算処理チェック 理事会準備
	2			会計処理入力 WGレポート訂正
	3			帳票プリントチェック DBC総会資料作成
	4			クレーム集計表入力 決算処理
	7			予算原案作成 世話人会変更案内
	8			専務会出席 事業報告書校正 契約書作成
	9			事業報告書・計表 校正
	10			フード連合打合 雇用保険届作成
	11			理事会資料作成 WGレポート校正
	14			DBC総会案内発送 理事会準備
	15			監査準備 理事会資料作成
	16	業務監査 法務研究会		会報原稿 食産センター連絡協議会出席
	17	消費税対応WG 運営委員会		会長業務打合 会報原稿
	18			缶詰公取協常任理事会出席 会報原稿
	21			理事会準備
	22	正副会長会議・理事会		関東支部決算 総会案内準備
	23	商品開発研究会		議事録作成 委員会案内準備
	24			各委員会案内発送 4月会計業務
	25	食品流通委員会WG(卸売業)	共同配送委員会 流通業務委員会	会報編集 各委員会資料作成
	28			農水省打合 会報原稿チェック 銀行振込
	30			関東支部監査準備 世話人会変更案内
5	1		関東支部会計監査	総会・理事会準備
	2			会報原稿 総会準備 DBC会計処理
	6			副会長業務報告 関東支部総会案内準備

月	日	本 部	支部及びDBC	事務局 関 連 行 事 等
	7			4月会計処理入力 支部研修会準備
	8			支部長業務打合 4月計表帳簿作成
	9			登記準備 関東総会案内発送
	10			会報校正
	11			会報校正
	12			労働保険申告書記入 会費請求書作成
	13		DBC総会・運営委員会	総会準備 クレーム集計打合
	14			DBC議事録作成 会費請求書作成
	15			定款変更検討 出張手配 委員名簿訂正
	16			ベビーフード協打合 労働保険申告書作成
	19			会長業務打合 会計処理
	20	情報システム委員会		日缶協・缶詰公取協総会出席
	21	消費税対応WG		WGレポート作成 会費請求書作成
	22			故布施氏お別れ会出席 WGレポート作成
	23		関東支部流通業務委員会	廃棄書類整理
	26			副会長業務報告 食流機構説明会出席
	27	運営委員会・理事会・総会		総会準備・運営
	28	法務研究会		議事録作成 会報原稿
	29	食品流通委員会		議事録作成 請求書発送
	30			業界紙取材対応 支部総会準備
6	2			静岡同業会出席 DBC 5月計表作成
	3		東北支部総会・連絡会	支部総会準備 総会議事録作成
	4			会報原稿 5月会計処理 委員会案内発送
	5			会計処理入力 関東支部総会準備
	6			世話人会準備 委員会案内発送
	9			5月計表帳簿作成 名簿訂正
	10		東海支部総会	JAS見直しアンケート対応 支部総会準備
	11		関東幹事会・総会・研修会	健保算定届説明会出席
	12	ネットワーク検討会		WGレポート打合 各支部総会資料発送
	13			食環検協評議員会出席 会報原稿
	16			日缶協消費拡大委出席 支部総会準備
	17	運営委員会 賛助会員世話人会		JAS見直しアンケート発送 名簿訂正
	18		近畿支部総会	食産センター連絡協議会出席 関東支部議事録
	19			会報原稿 会計処理 専務会出席
	20		九州沖縄支部総会・研修会	銀行振込 WG委員委嘱状作成
	21			会報原稿
	23		中国支部総会・連絡会	会報原稿 社会保険事務
	24			食流機構理事会出席 登記準備
	25			農水省事業報告書提出 会費入金チェック
	26	法務研究会	北海道支部役員会・総会・他	会報原稿 支部活動費案内作成
	27		共同配送委員会 流通業務委員会	物流コスト集計 会報原稿
	30			副会長業務打合 委員会案内作成発送
7	1	価格制度WG		WG資料作成 DBC 6月計表作成
	2		四国支部総会・講演会	6月会計処理
	3		北陸支部役員会・総会	健保算定基礎届提出
	4	返品問題WG 物流委員会		会報原稿 6月会計処理
	5			会報原稿
	7	価格差金WG		JASアンケートまとめ 委員会準備

月	日	本 部	支部及びDBC	事務局関連行事等
	8	情報システム委員会		食流機構打合 WG資料作成
	9			東海支部打合 会計処理入力
	10	消費税対応WG		WG資料修正
	11			埼玉同業会総会出席 委員会案内作成
	14			専務会出席 会報原稿
	15			会報原稿渡し 6月計表帳簿作成
	16			厚労省コメント発信 WG資料作成
	17			業務日誌整理 名簿訂正
	18			給料自動振込打合 会報校正
	19			会報校正
	20			会報校正
	22	価格制度WG		支部研修会打合 初校渡し
	23	返品問題WG		会報二校 物流コスト集計
	24			業務用FDB 会報二校
	25	運営委員会	関東支部流通業務委員会	物流コスト集計 委員会名簿修正
	28			研修会手配 連絡協議会準備
	29			静岡食品卸同業会新商品説明会見学 発送準備
	30	価格差金WG 法務研究会		消費税対応打合 食産センター連絡協議会出席
	31	食品流通委員会		各WG検討資料レポート作成 会報発送
8	1			会報発送 委員会案内
	4			委員委嘱状作成 DBC7月経理
	5			7月会計処理入力 連絡協議会資料作成
	6	消費税対応WG		7月会計帳票チェック 消費税WG資料作成
	7			価格制度WG 資料レポート作成
	8			物流コスト集計 名簿修正
	11	商品開発研究会幹事店会		委員会案内作成
	12			会長報告整理 委員会資料作成
	13			農水省タイムレコーダー調査 ファイネット打合
	14			価格制度WG 資料レポート修正
	15			賛助会員売上規模確認 資料作成
	18	価格制度WG		委員会案内作成 監査手配
	19	返品問題WG		会長業務報告 委員会案内発送
	20			賞味期限コメント作成 委員会案内
	21			農水省打合 クレーム調査打合
	22		共同配送委・流通業務委	委員会準備
	25			伝票起票 会計捺印
	26			銀行振込支払 書類整理
	27			委員会準備 農水省打合
	28	価格差金WG EDIWG		委員会準備
	29			缶詰公正取引協議会委員会出席
9	1			農水省資料提出 銀行記帳
	2			会計未収整理 SKDBC8月経理
	3			支部研修会企画 食産センター説明会出席
	4			会費未収再請求
	5			アンケート依頼作成 資料作成
	8			SKDBC会計チェック 研修会案内
	9	価格制度WG		専務会出席 会計伝票入力
	10	返品問題WG 物流委員会		同業会懇話会出席 差金アンケート打合

月	日	本 部	支部及びDBC	事務局関連行事等
	11	ネットワーク検討会		8月会計帳票チェック 価格制度アンケート作成
	12			日経新聞打合 委員会資料作成
	16	価格差金WG 食品流通委員会		環境対応アンケート作成
	17	法務研究会		会長業務報告 差金アンケート作成
	18	EDIWG		農水省法人調査対応 アンケート発送
	19			千葉県加工食品卸協会出講 理事会準備
	21			委員会案内発送 農水省依頼
	24		SKDBC運営委員会	法人調査書記入 委員会準備
	25	情報システム委員会 運営委員会		農水省調査書提出 DBC議事録作成
	26		流通業務委員会	合流機構研修会出席 ホームページ打合
	29			専務会・工場見学 委員会案内発送
	30			伝票起票 協議会資料作成
10	1	消費税対応WG		SKDBC9月帳票チェック 申入れ文集作成
	2	EDIWGB分科会		会計伝票入力 会報原稿作成
	3			9月会計帳票チェック レトルト品評会見学
	6	返品問題WG		会報編集 監査準備
	7			会報原稿 会費未収確認
	8	商品開発研究会		委員会案内作成・発送
	9	EDIWGA分科会		異業種交流委員会出席 委員会案内準備
	10			環境アンケート集計 定期預金組入れ
	14	価格制度WG		専務会出席 返品調査集計
	15	上半期業務監査		会報校正 アンケート未提出催促
	16	運営委員会・食品卸団体連絡協議会		食品卸団体連絡協議会準備
	17			農水省環境問題打合 パイン開缶研究会出席
	18			会報校正
	20	価格差金WG		卸団体連絡協議会精算 会報追加原稿
	21			ホームページ打合 会報二校
	22		北海道支部研修会	会計伝票バックアップ 理事会準備
	23		共同配送委員会・流通業務委員会	会議資料作成
	24	GTINWG 消費税対応WG		消費税対応WGまとめ作成 委員会準備
	27	EDIWG		会長業務打合 理事会準備
	28	食品流通委員会		会報編集 銀行振込支払
	29			環境対応打合 会報発送準備
	30			会報発送準備・発送
	31			差金アンケートまとめ打合 災害時供給調査依頼
11	4	価格差金WG		商品研修会打合 環境対応打合 アンケート発送
	5			農水省環境対応報告書提出 DBC10月チェック
	6	正副会長会議・理事会		会計伝票入力 議事録発送
	7	返品問題WG		会報原稿 研修会準備
	10	GTINWG		専務会出席 理事会議事録作成
	11		東北支部経営実務研修会	委員会 研修会準備
	12	EDIWG A分科会 B分科会		商品研修会準備
	13		関東支部商品研修会	会計伝票起票
	14			10月会計帳票チェック 委員会案内発送
	17			会報原稿 年末調整説明会出席
	18		北陸支部経営実務研修会	会議資料作成
	19	価格制度WG 法務研究会		公取委員会打診 資料作成
	20	情報システム委 商品開発研究会		関東支部県ブロック合同会議資料作成

月	日	本 部	支部及びD B C	事務局 関 連 行 事 等
	21		関東支部県ブロック合同会議	業界紙取材対応
	24			会報原稿
	25	ED I W G A分科会		業界紙取材対応 会議準備
	26	消費税対応WG 商品開発研究会		公取委員会依頼文作成
	27	物流委員会		会長業務打合 年末配送依頼文
	28	運営委員会・賛助会員世話人会		災害時供給アンケート集計
	30			会務原稿
12	1			会報原稿 委員会案内
	2			臨時理事会開催案内作成 会報原稿
	3	返品問題WG		SKDBC11月経理 食産センター連絡協議会出席
	4	ED I W G		公取委員会提出 11月会計帳票チェック
	5	価格差金WG		各WGまとめ作成 拡大運営委員会案内作成
	8	価格制度WG		会計伝票入力 会報原稿(テープ)
	9			ファイネット依頼 流通システム開発センター連絡・提出
	10			年賀状宛名書 災害時供給アンケート入力
	11	ネットワーク検討会		年賀状宛名書 年末調整
	12			年末調整チェック 返品実態集計修正
	14			会報校正
	15	ED I W G A分科会		災害時供給アンケート入力 消費税対応打合
	16	食品流通委員会		会報二校 年賀状宛名書
	17			災害時供給合計表作成 資料作成
	18	G T I N W G		年賀状宛名書
	19		共同配送委員会・流通業務委員会	委員会準備
	22	情報システム委員会		勉強会案内作成 クレーム調査FD発送
	23			消費税対応レシート作成
	24	消費税対応WG		農水省災害時供給データ提出 会報発送準備
	25	価格差金WG 運営委員会		11月会計帳票チェック 廃棄書類整理
	26	ED I W G		会報発送 価格差金まとめ作成
	29			会長業務打合 勉強会準備
	30			正副会長 年末挨拶 書類整理 仕事納め
1	5			仕事始め 年始挨拶 業界懇話会出席
	6	新年賀詞交換会		拡大運営委員会再案内 異業種交流委員会案内
	7			勉強会資料準備 業務日誌整理
	8			支部活動費予算着手 12月会計入力
	9			12月会計帳票チェック 大掃除
	13			ホームページ打合 導入準備
	14			埼玉食品卸業協会新年会出席 勉強会準備
	15			支払調書作成 売上高資料確認
	16			外食3団体年賀式出席 勉強会準備
	19	消費税問題対応勉強会		ニフティ加入 会計伝票起票
	20			収支計算書フォーマット作成 名簿訂正
	21			支払調書合計表税務署提出 各委員会案内
	22	物流委員会		消費税要望書作成 委員会準備
	23	ED I W G B分科会	関東支部流通業務委員会	支部活動費改訂案作成
	26	ED I W G A分科会		農水省環境問題打合 理事会資料確認
	27	価格制度WG		日経取材 銀行振込
	28	理事会・拡大運営委員会		日本食糧新聞取材
	29	法務研究会		価格制度WG打合

月	日	本 部	支部及びDBC	事務局関連行事等
	30			会長業務打合 アンケート発送準備 議事録作成
2	2			DBC1月計表 理事会議事録作成 会報原稿
	3	消費税対応WG		各委員会案内 消費税レポート修正
	4	ホームページ設置		専務会出席 ホームページ開設作業
	5	ネットワーク検討会		理事会議事録発送 名簿メンテナンス
	6			会計伝票入力 支部活動費連絡
	9			食産センター連絡協議会出席 各委員会案内
	10			会報原稿 商品クレーム集計 在庫回転集計
	12	運営委員会		関東事業計画作成 クレーム集計
	13			日缶協品評会出席 クレーム集計
	16	EDIWG B分科会		会報原稿渡し 監査手配
	17		SKDBC運営委員会	DBC報告作成 会報追加原稿
	18			農水省打合 国税庁打合 DBC議事録作成
	19	食品流通委員会		異業種交流委員会出席 講演テープ起し
	20		関東支部共同配送委員会	TV朝日取材 講演テープ起し
	23			会報校正 クレーム集計 講演テープ起し
	24		関東支部流通業務委員会	会長業務打合 国税庁懇談会出席 追加原稿
	25	価格差金WG		食品新聞取材 会報二校
	26	FDIWG		農水省予算説明会出席 会計経理捺印
	27			缶詰公取協検査会出席 名簿メンテナンス
3	1			事業計画各素案策定 DBC2月計表
	2			理事会案内作成 消費税WG準備
	3	消費税対応WG		2月会計経理入力・プリント・帳票チェック
	4	物流委員会		WGレポート印刷打合
	5	農水省法人調査		会報訂正作業・発送準備
	8	価格制度WG		会報訂正作業・発送準備
	9			事業報告書原稿開始 名簿メンテナンス
	10			FOODEX他見学 専務会出席
	11			事業報告書原稿 物流調査集計
	12			DBC総会準備 支部活動費予算案作成
	14			事業報告書原稿
	15			DBC総会案内作成 事業報告書原稿
	16			業務日誌整理 事業報告書原稿 クレーム集計
	17	商品開発研究会 価格差金WG		予算策定 レポート原稿校正 委員会費リスト整備
	18	情報システム委員会 法務研究会		予算集計表作成 福利厚生費予算算出
	19			食品環境検査協会評議員会出席 収支予算算出
	20			事業報告書原稿
	21			事業報告書原稿
	22			日缶協理事会出席 DBC総会資料
	23	運営委員会		予算記入フォーマット作成 出張準備
	24			長野問屋連盟総会出席 世話人会準備
	25			DBC会計チェック 総会準備 委員会案内
	26		関東支部流通業務委員会	会長業務打合 理事会資料
	27			事業報告書原稿
	28			事業報告書原稿
	29			事業報告書原稿 期末会計処理チェック
	30			理事会資料 研修会案内作成
	31			委員会案内発送 銀行振込

平成 16 年 3 月 31 日現在

会 員 ・ 事 業 所 ・ 賛 助 会 員 動 向 推 移 表

社団法人 日本加工食品卸協会

年 度	会 員	前 年 増減数	事業所	前 年 増減数	賛 助 会 員	前 年 増減数	団 体 会 員	前 年 増減数	合 計	前 年 増減数
平成 16 年	1 8 9	▲ 3	1 6 9	▲ 2	1 0 2	0	3	0	4 6 3	▲ 5
15 年	1 9 2	▲ 8	1 7 1	▲ 1 0	1 0 2	▲ 1	3	0	4 6 8	▲ 1 9
14 年	2 0 0	▲ 6	1 8 1	1	1 0 3	0	3	0	4 8 7	▲ 5
13 年	2 0 6	▲ 2	1 8 0	3 3	1 0 3	▲ 2	3	0	4 9 2	2 9
12 年	2 0 8	▲ 1 8	1 4 7	1	1 0 5	▲ 1	3	0	4 6 3	▲ 1 8
11 年	2 2 6	▲ 2 1	1 4 6	3	1 0 6	▲ 5	3	0	4 8 1	▲ 2 3
10 年	2 4 7	▲ 1 5	1 4 3	8	1 1 1	1	3	0	5 0 4	▲ 6
9 年	2 6 2	▲ 1 1	1 3 5	▲ 1	1 1 0	0	3	0	5 1 0	▲ 1 2
8 年	2 7 3	▲ 1 3	1 3 6	5	1 1 0	▲ 2	3	0	5 2 2	▲ 1 0
7 年	2 8 6	▲ 7	1 3 1	▲ 1 8	1 1 2	0	3	0	5 3 2	▲ 2 5
6 年	2 9 3	▲ 1 3	1 4 9	1	1 1 2	▲ 1	3	0	5 5 7	▲ 1 3
5 年	3 0 6	1	1 4 8	1 0	1 1 3	▲ 3	3	0	5 7 0	8
4 年	3 0 5	2	1 3 8	0	1 1 6	0	3	0	5 6 2	2
3 年	3 0 3	0	1 3 8	3	1 1 6	0	3	0	5 6 0	3
2 年	3 0 3	6	1 3 5	▲ 1	1 1 6	1	3	▲ 1	5 5 7	5
昭和 62 年	2 9 7	▲ 1 8	1 3 6	0	1 1 5	▲ 2	4	0	5 5 2	▲ 2 0
55 年	3 3 3	----	1 3 5	----	1 1 6	----	4	----	5 8 8	----

平成 16 年 3 月 31 日現在

会員・事業所会員・賛助会員動向表

社団法人 日本加工食品卸協会

	会 員	事業所会員	賛助会員	団体賛助会員	計
H15.3.31 現在	1 9 2	1 7 1	1 0 2	3	4 6 8
新 規 加 入	2	0	0	0	
退 会	5	2	0	0	
H16.3.31 現在	1 8 9	1 6 9	1 0 2	3	4 6 3

支部別会員及び事業所会員内訳

支部	県	会員	事・会員	支部	県	会員	事・会員	
北海道	北海道	2 2	2 0	近畿	京都	1	5	
	(計)	(2 2)	(2 0)		大阪	1 4	1 1	
東北	青森	1	—	中国	奈良	2	—	
	秋田	2	—		和歌山	—	—	
	岩手	2	2		滋賀	—	—	
	山形	1	—		兵庫	5	4	
	宮城	4	8		(計)	(2 2)	(2 0)	
	福島	4	1		鳥取	—	—	
	(計)	(1 4)	(1 1)		島根	—	1	
関東	東京	3 6	1 6	四国	岡山	2	6	
	神奈川	2	9		広島	4	7	
	千葉	2	3		山口	3	2	
	埼玉	4	6		(計)	(9)	(1 6)	
	栃木	3	1		香川	2	5	
	群馬	2	2		徳島	1	1	
	茨城	3	3		愛媛	1	1	
	長野	2	6		高知	1	1	
	山梨	3	1		(計)	(5)	(8)	
	静岡	4	5		九州 沖縄	福岡	6	1 4
	新潟	2	1			佐賀	3	—
	(計)	(6 3)	(5 3)			大分	3	—
愛知	1 0	1 1	長崎	4		2		
東海	三重	1	2	熊本	2	2		
	岐阜	2	—	宮崎	4	1		
	(計)	(1 3)	(1 3)	鹿児島	6	1		
	石川	6	4	沖縄	5	1		
北陸	富山	1	2	(計)	(3 3)	(2 1)		
	福井	1	1					
	(計)	(8)	(7)					

平成15年度 収支計算書

(自平成15年4月1日～至平成16年3月31日)

社団法人 日本加工食品卸協会

(単位:円)

1 : 収入の部

大科目	中科目	小科目	平成15年度 予算額	平成15年度 決算額	平成15年度 予算比較増減	備考
会費収入			42,054,000	41,989,000	65,000	
	会員会費収入		42,054,000	41,989,000	65,000	
		正会員会費収入	16,370,000	16,285,000	85,000	
		事業所会員会費収入	1,710,000	1,690,000	20,000	
		賛助会員会費収入	18,524,000	18,524,000	0	
		団体賛助会員会費収入	5,450,000	5,450,000	0	
		加入金収入	0	40,000	▲40,000	
事業収入			600,000	0	600,000	
	事業収入		600,000	0	600,000	
		情報システム研修会	600,000	0	600,000	
雑収入			602,000	703,802	▲101,802	
	雑収入		602,000	703,802	▲101,802	
		受取利息	2,000	562	1,438	
		業務受託料	400,000	400,000	0	
		雑収入	200,000	303,240	▲103,240	
		当期収入合計 (A)	43,256,000	42,692,802	563,198	
		前期繰越収支差額	19,031,733	19,031,733	0	
		収入合計 (B)	62,287,733	61,724,535	563,198	

2 : 支出の部

大科目	中科目	小科目	平成15年度 予算額	平成15年度 決算額	平成15年度 予算比較増減	備考
事業費			26,508,000	22,228,521	4,279,479	
	調査研究事業費		18,818,000	17,286,434	1,531,566	
		調査研究費	18,818,000	17,286,434	1,531,566	
	教育研修事業費		3,500,000	803,959	2,696,041	
		人材育成事業費	2,900,000	803,959	2,096,041	
		情報システム研修会	600,000	0	600,000	
	知識啓発事業費		4,190,000	4,138,128	51,872	
		啓発事業費	3,040,000	3,036,278	3,722	
		宣伝事業費	1,150,000	1,101,850	48,150	
管理費			23,968,000	22,980,016	987,984	
	人件費		14,465,000	14,107,226	357,774	
		役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
		職員給料手当	3,675,000	3,675,000	0	
		福利厚生費	1,280,000	922,226	357,774	
	会議費		1,300,000	1,077,007	222,993	
		会議費	1,300,000	1,077,007	222,993	
	事務諸費		8,203,000	7,795,783	407,217	
		旅費交通費	1,000,000	953,705	46,295	
		通信運搬費	500,000	426,141	73,859	
		消耗品費	1,300,000	1,088,029	211,971	
		光熱水料費	162,000	156,236	5,764	
		賃借料	4,681,000	4,680,144	856	
		備品費	200,000	198,000	2,000	
		雑費	150,000	123,090	26,910	
		交際費	200,000	166,438	33,562	
		租税公課	10,000	4,000	6,000	
積立金	積立金	退職金引当積立金	1,123,000	1,123,000	0	
予備費	予備費	予備費	2,500,000	0	2,500,000	
		当期支出合計 (C)	54,099,000	46,331,537	7,767,463	
	(A)-(C)	当期収支差額	▲10,843,000	▲3,638,735	▲7,204,265	
	(B)-(C)	次期繰越収支差額	8,188,733	15,392,998	▲7,204,265	

貸借対照表

(平成16年3月31日)

(単位：円)

借 方		貸 方			
科 目	金 額		科 目	金 額	
1. 流動資産	15,506,354		1. 流動負債	113,356	
現金		33,539	仮受金		113,356
預金		9,005,620	2. 固定負債	6,932,824	
定期預金		6,000,000	退職給与引当金		6,932,824
仮払金		467,195			
2. 固定資産	6,932,824		3. 正味財産	15,392,998	
退職給与引当預金		6,932,824	正味財産		15,392,998
			(うち当期正味財産減少額)		(3,638,735)
資産合計		22,439,178	負債及び正味財産合計		22,439,178

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

① 引当金の計上基準について

退職給与引当金は、要支給額を基準とする計上方式を採用している。

② 資金の範囲について

資金の範囲は現金、預金、定期預金及び仮払金から仮受金を差し引いたものとする。

前期末及び当期末残高は2の通りである。

③ 消費税の会計処理について

消費税の会計処理は税込み方式による。

④ 電話加入権について。

評価額0として固定資産より抹消済み。

2. 次期繰越収支差額の内容は次の通りである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	42,889	33,539
預 金	17,596,323	9,005,620
定 期 預 金	1,000,000	6,000,000
仮 払 金	466,470	467,195
仮 受 金	▲73,949	▲113,356
次期繰越収支差額	19,031,733	15,392,998

正味財産増減計算書

(自平成 15 年 4 月 1 日～至平成 16 年 3 月 31 日)

(単位：円)

科 目	金 額		
I 増加の部			
流動資産増加	5,000,725		
定期預金増加		5,000,000	
仮払金増加		725	
固定資産増加	1,123,000		
退職給与引当預金増加			
		1,123,000	6,123,725
II 減少の部			
流動資産減少	8,600,053		
現金減少		9,350	
預金減少		8,590,703	
流動負債増加	39,407		
仮受金増加			
固定負債増加	1,123,000	39,407	
退職給与引当金増加		1,123,000	9,762,460
当期正味財産減少額			3,638,735
前期繰越正味財産額			19,031,733
期末正味財産合計額			15,392,998

財 産 目 録

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

目 録	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産	15,506,354		
(1)現金 小口現金残高		33,53	
(2)普通預金 みずほ銀行他 4 行		9	
(3)定期預金 りそな銀行,三井住友銀行		9,005,620	
(4)仮払金 前払家賃他前払費用		6,000,000	
2. 固定資産	6,932,824	467,195	
(1)退職給与引当預金 みずほ銀行		6,932,824	
資産合計 (A)			22,439,178
II 負債の部			
1. 流動負債	113,356		
(1)仮受金 預り社会保険料他		113,356	
2. 固定負債	6,932,824		
(1)退職給与引当金		6,932,824	
負債合計 (B)			7,046,180
差引財産 (C) =(A)-(B)			15,392,998

平成 16 年度事業計画（案）

（平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）

立ち直りの兆しありといわれるわが国経済環境の中にあつて、当業界環境はいまだその傾向を見せないばかりか、消費の低迷は価格をますます低落傾向に、競争をますます激化させている。

各企業においては、自らの改革に努力することはもとより、従事するものに時としては犠牲を強いてまでも、この難局に立ち向かっている。しかし一企業努力としては解決の出来ない価格制度の歪みや返品問題など難問が山積の状況下にある。

かかる状態において当協会が果たすべき役割としては、会員の志向すべき方向の明示、会員の団結によって解決すべき事項の整理、会員の見解の外部発信などが優先するものとする。したがって、平成 16 年の事業活動を次の如く計画する。

1. 調査研究事業

- (1) 商慣行の正常化を目指し、あるべき価格制度の模索とその具現化の研究
- (2) 果たすべき機能とそのコストの明確化と社会的妥当性の追及
- (3) あるべき公正競争と公正取引の明確化

2. 普及啓発・研修・実践事業

- (1) 過年度からの諸研究成果の活用・普及・実践
- (2) ロジスティクスと情報システムの共同化に関する参画と活用
- (3) 環境問題対応についての再認識と実践
- (4) 「食品の安全・安心」に関するレベルアップ

3. 本部活動

- (1) 各支部活動の支援
- (2) 本部の業務活動の効率化

以 上

（社）日本加工食品卸協会の

ホームページアドレスは <http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/>

平成16年度 収支予算 (案)

(自平成16年4月1日～至平成17年3月31日)

社団法人 日本加工食品卸協会

(単位:円)

1 : 収入の部

大科目	中科目	小科目	平成16年度 予算額	平成15年度 予算額	平成15年度 予算比較増減	備考
会費収入			41,804,000	42,054,000	▲250,000	
	会員会費収入		41,804,000	42,054,000	▲250,000	
		正会員会費収入	16,140,000	16,370,000	▲230,000	
		事業所会員会費収入	1,690,000	1,710,000	▲20,000	
		賛助会員会費収入	18,524,000	18,524,000	0	
		団体賛助会員会費収入	5,450,000	5,450,000	0	
		加入金収入	0	0	0	
事業収入			600,000	600,000	0	
	事業収入		600,000	600,000	0	
		情報システム研修会	600,000	600,000	0	
雑収入			221,000	602,000	▲381,000	
	雑収入		221,000	602,000	▲381,000	
		受取利息	1,000	2,000	▲1,000	
		業務受託料	120,000	400,000	▲280,000	
		雑収入	100,000	200,000	▲100,000	
		当期収入合計(A)	42,625,000	43,256,000	▲631,000	
		前期繰越収支差額	15,392,998	19,031,733	▲3,638,735	
		収入合計 (B)	58,017,998	62,287,733	▲4,269,735	

2 : 支出の部

大科目	中科目	小科目	平成16年度 予算額	平成15年度 予算額	平成15年度 予算比較増減	備考
事業費			28,377,000	26,508,000	1,869,000	
	調査研究事業費		15,977,000	18,818,000	▲2,841,000	
		調査研究費	15,977,000	18,818,000	▲2,841,000	
	教育研修事業費		6,400,000	3,500,000	2,900,000	
		人材育成事業費	5,800,000	2,900,000	2,900,000	
		情報システム研修会	600,000	600,000	0	
	知識啓発事業費		6,000,000	4,190,000	1,810,000	
		啓発事業費	4,850,000	3,040,000	1,810,000	
		宣伝事業費	1,150,000	1,150,000	0	
管理費			23,553,000	23,968,000	▲415,000	
	人件費		14,200,000	14,465,000	▲265,000	
		役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
		職員給料手当	3,690,000	3,675,000	15,000	
		福利厚生費	1,000,000	1,280,000	▲280,000	
	会議費		1,300,000	1,300,000	0	
		会議費	1,300,000	1,300,000	0	
	事務諸費		8,053,000	8,203,000	▲150,000	
		旅費交通費	1,100,000	1,000,000	100,000	
		通信運搬費	450,000	500,000	▲50,000	
		消耗品費	1,200,000	1,300,000	▲100,000	
		光熱水料費	162,000	162,000	0	
		賃借料	4,681,000	4,681,000	0	
		備品費	100,000	200,000	▲100,000	
		雑費	150,000	150,000	0	
		交際費	200,000	200,000	0	
		租税公課	10,000	10,000	0	
積立金	積立金	退職金引当積立金	1,105,000	1,123,000	▲18,000	
予備費	予備費	予備費	2,500,000	2,500,000	0	
		当期支出合計 (C)	55,535,000	54,099,000	1,436,000	
		(A)-(C) 当期収支差額	▲12,910,000	▲10,843,000	▲2,067,000	
		(B)-(C) 次期繰越収支差額	2,482,998	8,188,733	▲5,705,735	

新年度事業活動

◇協会運営はできるだけ平等に負担して…………… -4月20日-70

◇今年役員改選の年…………… -定例理事会-71

◇真のパートナーシップを築くとき…………… -下請法改正-76

業 務 日 誌 よ り …………… 83

協会運営はできるだけ平等に負担して

-4月20日-

4月20日(火) 10時より定例の正副会長会議が開催された。当日の理事会運営の内容・次第を確認することが第1号議案の会議であったが、第2号議案として、協会運営の現状認識とあり方について討議確認が行なわれた。まず原則として、理事は会社の代表取締役と学識経験者で構成し、選任された場合には、毎回の出席を責務と考えるべき事。常設委員会の委員長及び各支部の支部長は理事たる者がこれに当る事。そして大前提として、出来る限り各企業が平等に運営実務の負担をする様に役職ポストの配分を心がける事を確認した。

但し、一部の専門的な委員会等に見られるが如く、理事の中から委員長の適任者が見当たらない場合には、その委員会委員の互選に依り委員長を選任する事となるが、正副会長会議においてそのバランスを欠く事のない様に配慮する。

一方、運営委員会委員には、各社を代表する立場で出席し、委員会における決定事項については各社内にこれを伝達啓蒙できる立場の担当者を選任する事とし、全体運営がスムーズに行くように配慮する。

また、各委員会傘下のワーキンググループの座長役、各支部のワーキンググループのまとめ役等については、専門的見識を必要とする事も多いので、そのグループ委員相互の互選により、これを選出する。

以上を、今後の運営担当者選出の基本的ルールとする事を確認した。現実的には現状を追認するものであるが、最近の傾向として、企業数が減少し、担当者が本業多忙の折に、人事異動も重なり、止むなく一部の委員に作業が偏り始めた。この弊害を防止する事から再確認を行なったものである。

第3号議案として平成16年度以降の見通しを事務局より報告した。平成14年度の農林水産省の「法人調査」により「前期繰越金」残高が事業規模に比して過剰であるとの指導を受けたが、これは平成15年度に著しく改善された。しかし平成16年度予算では、更にそれを継承する形

で「次期繰越金」を減少させる予算編成を行った。しかし現実的には予算があるから何かを実行するのではなく、必要な事業があれば、その範囲で支出を考慮するものであるので、従来通り全てに亘り経費削減を旨とし、結果としての予算未消化があり得る事の説明がなされた。

まして平成17年度には大幅な会費収入減が予定されている側面もあるので、協会運営規模をシュリンクさせる事も検討する時期である事が報告された。



今年 は 役員 改選 の 年



— 定例理事会 —

4月20日(火) 11時30分より鉄道会館ルビーホールにて、定例の理事会が開催された。東京地方は夏日の好天であった。今回は出席率も良く、前日2名の欠席の連絡を頂いたが、それでも会議のテーブルは窮屈に狭溢化した会議室になってしまった。

新年度早々の会合であり、事業報告も盛り沢山であったので、予定時間をオーバーし、14時5分終了した。当日の内容を議事録から抜粋すれば以下の如くである。

議 案	第1号議案	平成15年度事業報告に関する件
	第2号議案	平成15年度収支決算報告に関する件
	第3号議案	会員の動向に関する件
	第4号議案	役員改選に関する件
	第5号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第6号議案	平成16年度事業計画案に関する件
	第7号議案	平成16年度収支予算案に関する件
	第8号議案	定時総会の開催に関する件
	第9号議案	その他

出欠状況	理事総数	25名中	出席理事	23名	委任状	2名	計	25名
	監事総数	3名中	出席監事	3名			計	3名
来賓出席	農林水産省	総合食料局流通課	商業調整官	瀬戸 一美様				
			課長補佐	三瓶 宜弘様				
			係長	薄井 剛様				

開会 定刻になり井岸専務理事の司会により開会。
来賓の紹介後、冒頭國分勸兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

國分会長挨拶

本日はご多忙の中をまた遠方からも、ご出席頂き誠に有難うございます。とりわけ、農林水産省からは公務ご多用の中を総合食料局流通課の瀬戸商業調整官始め幹部の方のご来臨を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

本日まで出席の皆様方には、平素から当協会の活動につきまして、格段のご指導、ご協力を賜っております事を重ねて厚く御礼申し上げる次第であります。

さて、当業界であります、多くの企業で消費税問題の対応に追われるさ中に各年度末が終了しまして、平成16年度に移行してと、拝察致しております。

業界環境まことに厳しい中に消費税問題対応という事で関係部署の方々は多忙の毎日が続いておられる事と存じます。マスコミの報道では、4月1日以降の店頭表示が消費者の購買意欲にどの様に反映したかについて、いろいろと伝えております。という事は今後における我々の商談の中で、一段と低価格要請が出される事に繋がりがかねませんので、等しく懸念を致すところでございます。

かような背景の中で、お蔭様にて当協会も4月より平成16年度の活動に入っております。そして来る5月25日には総会開催を予定しております。

つきましては、これにさきがけて、本日は当日の報告内容についてご審議頂きたくご参集を願ったものでありますので、充分なるご審議をお願いするものであります。

また、本年度は全員の任期満了に伴う役員改選をせねばならない年であります。皆様方の中には企業のご都合で変わらなければならない方もいらっしゃると思いますが、多くの方々にはご再任をお願いしたいと考えております。その点もふまえてご確認を頂きたいと存じております。どうか充分なご審議を頂きたく存じます。甚だ簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

次いで来賓を代表して瀬戸商業調整官が次の如く、ご挨拶された。

瀬戸商業調整官挨拶

ご紹介頂きました流通課の瀬戸でございます。よろしくお願い致します。

ご案内の通り昨年の暮れから「食の安全・安心」問題に関しましては、鳥インフルエンザの問題が発生し、皆様方にも様々な面でご心配をおかけしたところであり、お陰様で鳥インフルエンザについては移動禁止が解かれ、従来の出荷が行える状況となったところであり、いずれにいたしましても、安全・安心問題というのは大きな課題になっている。これについて、様々な取組みを今後もなお一層進めていかなければならないというところでございます。

私どもの課の中には、もう一方で卸売市場を担当しているセクションがございまして、これは「生もの」を中心に扱っているわけですが、野菜・魚・肉それから花という世界であります。



来賓代表挨拶をする瀬戸調整官

その取引を弾力化するため、象徴的な話としては、卸売手数料の弾力化ということで、いま青果物につきまして、野菜に関しては8.5%の手数料ということで、加工卸の方から見るとそんなに高いのかと、ビックリされるかと思いますが、そういう手数料の弾力化を進めようということで、今国会に法案を提出しております。

先般、参議院で可決頂き、今度衆議院のご審議をお願いしているところであります。したがって私どもの部屋では法律の関係でも忙しくなっていることであります。

一方、私どものほうの流通と商業のセクションにつきましては、やはり、これからは、食の安全・安心も含めまして様々な場面で、食品の小売業、流通卸売業がもっと元気にならなければいけない、と言う話がございます。

地方の町の商店街に行きますと、シャッター通り商店街ということで、なかなか難しい状況に陥っているということであります。こういうシャッター通り商店街を活性化していくためには、地産地消を始めとして食品の小売業が頑張っていかなければいけない。これをまたサポートしていく卸売業が頑張っていかなければならない。コミュニティレストランとかコミュニティマーケットとか様々な取組みがなされているわけですが、なお一層強力な支援措置を講ずる必要があるのではないかということも言われております。

役所といいますのは、予算というものを、ものすごく長い時間をかけて検討するわけでございますが、15年度中に17年度の予算案が始まるということで、15年度の予算の最後の締めるときには、16年度予算のスタートの準備に入っている。さらに17年度予算では何を考えるかということで、15か16か17年度と三つの年度のことで何をやっているのか、混乱してしまうことがあります。いま17年度予算の検討が進められている状況であります。

16年度では、小売業のビジネスモデルということで、小さな予算でございますが、小売業の方々が色々勉強して新しいビジネスモデルをつくるのに少し支援してゆきましょう、ということで、八百屋さん、魚屋さん、等が元気になって頂くための予算を準備させていただいておりますが、これからはもう少し大きな形での予算が組めないかということも検討してきております。

先ほど会長のご挨拶の中にもございましたように、総額表示の問題については、比較的スムーズに導入はされたと言われておりますが、これについても、私ども公正取引委員会ともいろいろ話をさせて頂いておりまして、何かまたございましたら遠慮なくお申し付けいただけたらと思います。

もうひとつの大きな課題と致しまして、農林水産省では食料・農業・農村基本法に基づく基本計画というのを前倒しで見直そうということをやっております。その作業に現在入っております。先ほど話題になりましたが、自給率という大きな課題も抱えております。40%を切るという自給率の中でこれからの農業をどうしていくのか、ということが大きな課題になっておりますが、これを基本計画の中でいろいろと位置付けていこうということでございます。

いずれに致しましても、日食協の皆さまには今後ともさまざまお世話になることも多い事と思ひますし、またご指導、ご鞭撻を頂くことが多々あると思ひます。私どもといたしましても今後ともご助力を頂きながら、施策を進めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ですが、ご挨拶に代えさせていただきます。有難うございました。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款27条により会長が議長席に就く事を告げた。

議長は出席理事の中から、議事録署名人として、濱口吉右衛門理事と岸原稔理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第1号議案 平成15年度事業報告に関する件

第2号議案 平成15年度収支決算報告に関する件

議長より、第1号議案と第2号議案を続けて事務局より報告するよう指示があり専務理事より「理事会・定時総会提出資料(案)」及び冊子「約定の早期決済推進に向けた卸～メーカー間の決済項目の統一化、パターン化について」「返品問題の解決に向けて」他の資料等の確認の後、概略を次の如く報告をした。

- ①概要として、概況、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業、本部活動。
- ②委員会活動として、運営委員会（賛助会員世話人会、食品卸団体連絡協議会、消費税問題対応ワーキンググループ）・食品流通委員会（価格差金の立替問題ワーキンググループ、価格制度のあり方ワーキンググループ、返品問題ワーキンググループ、環境問題対応）・情報システム委員会（EDIワーキンググループ、GTINワーキンググループ）・ネットワーク検討会・受託事業SKDBC事務局・物流委員会・商品開発研究会・法務委員会。
- ③支部活動(北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄)。
- ④平成15年度収支決算報告（収支計算書・貸借対照表・財産目録）。

議長はここで監事に監査報告を求め、兼崎勝行監事は「去る4月13日に監事3名（萩原弥重監事、進藤大二監事）にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告した。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

第3号議案 会員の動向に関する件

事務局より、平成15年度内に於ける入退会者のリストを資料（別添参照）として報告を行い、承認された。

第4号議案 役員改選に関する件

議長より、本年は全員任期満了なので、改選されるが、事前に事務局に命じ事務局案を策定する様命じたので事務局案の提示を求めたいと述べた。

事務局は全員の再任を目標として、各役員の内意を諮ったところ、大半の役員の内諾を得たが、企業人事の都合により、次の各氏の再任辞退と共にそれぞれの後任者の推薦があった旨報告がなされた。

即ち、湯浅慎一郎理事----- (株)日本アクセス	吉野 芳夫氏
岸原 稔理事----- 学識経験者	塩田 良英氏
杉野恵二郎理事----- 杉野雪印アクセス(株)	未公表
平野 博史理事----- 三井食品(株)	水足 眞一氏
兼崎 勝行監事----- 西野商事(株)	牧 明夫氏

上記以外の役員は全員再任の内諾を得、かつ、廣田正顧問にも再任の内諾を得ている旨の報告であった。

議長は今年まで永年に亘り理事・監事を勤めて頂いた5人の方々に対して、深い感謝の念を表明した。

その上で、新任候補及び再任候補を定時総会に上程する事の是非について諮ったが、異議なく承認された。

ここで出席していた湯浅・岸原理事と兼崎監事より、ご挨拶があった。

第5号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名により、事務局より資料に基づき、平成16年度も平成14年度の適用措置を延長して会費の額とする事と例年通りの徴収方法となる旨の報告がなされた。

議長はこれについて承認を求め、異議なく承認された。

第6号議案 平成16年度事業計画案に関する件

第7号議案 平成16年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう事務局に指示があった。

事務局は第6号議案については、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び本部活動に分けて説明。

第7号議案については事業計画と連動した収入、支出について資料の如くに策定した根拠について説明した。単年度では支出が収入を上回る予算である事の認識も求めた。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第8号議案 定時総会の開催に関する件

議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言があり、事務局より平成16年5月25日(火)14時より鉄道会館ルビーホール12階にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

議長より出席者からの問題提起の有無を求めたが無かったので、事務局に求めた。事務局は次回の理事会開催予定は、5月25日(火)定時総会の直前、12時30分より理事会を開催することを案内した。

議長より、従来同様ご協力をお願いしたいとの発言と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、14時10分閉会となった。

以上



真のパートナーシップを築くとき

— 下請法改正 —

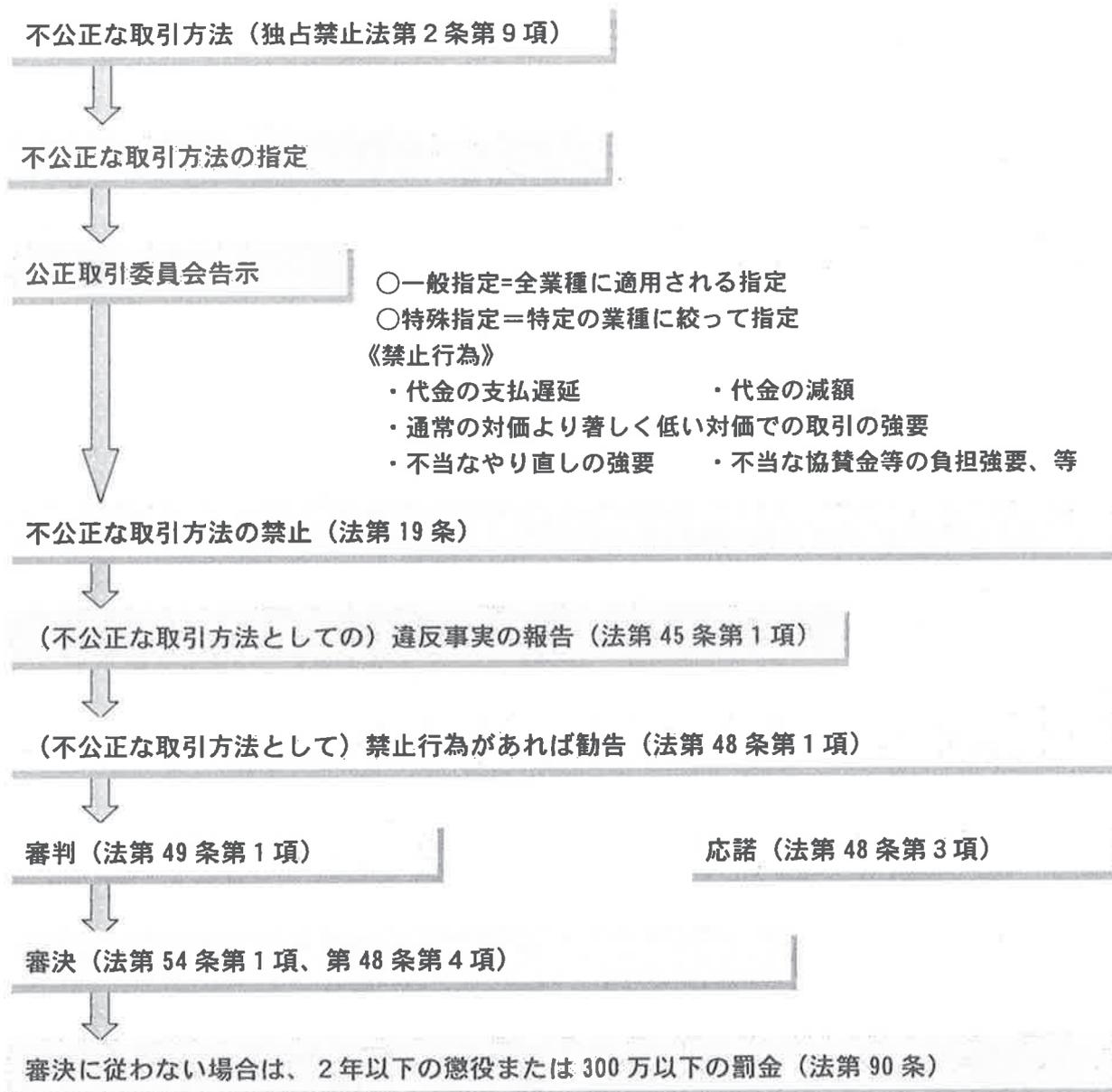
去る3月18日(木)の法務研究会でも「下請法改正」がテーマとして取り上げられたが、そもそも下請法、正式には下請代金支払遅延等防止法の改正とは如何なるものか。そしてその内容により我々の業務に直接影響するものは何か。

平成16年4月の改正内容を要約すると、我々が日常業務で連携を密にしている物流業務の委託先である物流業界が「特殊指定」を受けた事に依り、我々「荷主」と呼ばれる側の営業取引行為が、場合に依って不法行為に該当する虞れが出て来た事が判明した。

我々としては、優越的地位の濫用行為に認定される事のない様に、今こそ真のパートナーシップを築くときと考え、対応に留意する必要がある。

(社)日本物流団体連合会が発刊したパンフレットを入手したので以下にこれを掲載する。

Ⅰ 独占禁止法に基づく「特殊指定」とは…



下請法（下請代金支払遅延等防止法）の改正（平成16年4月1日改正法施行）により、物流業界における元請・下請関係が新たに規制対象に加えられました。独占禁止法の“補完法”である下請法で物流サービス業務の不公正な取引を厳格にチェックしようというものです。

しかし、下請法は同業種間の委託取引に限って規定されているため、真荷主と物流事業者との取引については対象外となっています。このため、公正取引委員会では下請法改正に当たっての国会質疑などを踏まえ、独占禁止法に基づき物流業務（運送・保管）を委託する荷主による不公正な取引方法を「特殊指定」して、優越的地位の濫用行為の防止を図ることになりました。

〔このパンフレットで「独占禁止法」又は「法」とは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）を指します。〕

II こんな場合は「不公正な取引」となります

(いわゆる“優越的地位の濫用行為”とは…)

取引上優越的地位にある荷主(委託者)が次のような行為(いずれも例示です)を行えば、「不公正な取引方法」(独占禁止法第2条第9項)として独占禁止法違反となります。

【1】代金(運賃・料金)の支払遅延

荷主企業が、社内の支払手続きの遅れなどを理由に一方的な都合により契約で定められた支払期日に代金を支払わない場合

【2】代金(運賃・料金)の減額

- ①物流事業者(受託者)に責任がないにもかかわらず、運送など役務の提供を受けた後に荷主側(委託者)の一方的な都合で契約代金を減額する場合
- ②あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なることや瑕疵があることなどを理由に契約代金の減額を行う場合
- ③荷主側(委託者)が物流事業者(受託者)に対し、あらかじめ定められた運賃を過去にさかのぼって減額する旨を通告、通告後の運賃から一括して差し引く場合

【3】著しく低い対価(運賃・料金)での取引の強要

- ①物流事業者(受託者)が運送など役務の委託取引を行う際、荷主側(委託者)の要請により新たな人員の配置を行うことに伴う対価を求めたにもかかわらず、その増加費用を考慮せず著しく低い対価を一方的に定める場合
- ②荷主側(委託者)が短い納期の設定を行い、物流事業者(受託者)がこれにより大幅に増加する費用の対価を求めたにもかかわらず、その費用増を十分考慮することなく著しく低い対価を一方的に定める場合
- ③多量・長期間にわたる役務の委託を前提として物流事業者(受託者)に見積りさせながら、その見積りを少量・短期間取引の対価として一方的に定め、通常支払われる対価に比し著しく低い対価とする場合
- ④特定の物流事業者(受託者)に対し、合理的理由がないにもかかわらず、他の物流事業者の対価と比べ著しく低い対価を一方的に定める場合

【4】商品等の購入強要・役務の利用強制

- ①正当な理由がないのに委託取引担当者(荷主の物流管理担当者)など役務の委託取引に影響を及ぼし得る者が商品の購入を要請する場合
- ②正当な理由がないのに物流事業者(受託者)に対し組織的又は計画的に商品の購入を要請する場合
- ③正当な理由がないのに購入する意思がない旨を表明し又は表明しなくても明らかに購入の意思がないと認められる場合に、重ねて商品の購入を要請したり、不必要な商品を一方的に送りつける場合

- ④正当な理由がないのに商品を購入しなければ今後の取引に影響すると受け取れるような要請や、そのように受け取られるような販売方法を用いる場合
- ⑤正当な理由がないのに販促キャンペーンに際し、取引している物流事業者（受託者）ごとに運賃支払実績に応じて自社商品を購入させる場合

【5】割引が困難な手形の交付

代金の支払いに当たって、一般の金融機関で割引を受けることが困難と認められる手形を交付する場合

【6】協賛金等の負担要請・役務の提供要請

- ①協賛金等の負担額、その算出根拠、使途などが荷主側（委託者）と物流事業者（受託者）との間で明確になっていない場合など、物流事業者（受託者）にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合
- ②荷主側（委託者）の決算対策など損益が悪化したことを理由に協賛金等の負担を要請する場合
- ③商品の納入業者など他の事業者にも協賛金等の負担要請を行っていることを理由に、物流事業者（受託者）が受ける利益の範囲を超えて協賛金等の負担を要請する場合
- ④一定期間に一定量以上の取引がある場合には協賛金等の徴収をあらかじめ定めていた場合に、約束した取引量に至らないにもかかわらず協賛金等の負担を要請する場合
- ⑤荷主側（委託者）が物流事業者（受託者）に対し、長期間の取引を理由に、自社商品の運搬や構内作業などの業務に従事する従業員派遣を要請し、物流事業者（受託者）に対しては派遣された従業員の賃金に相当するものを支払わない場合

【7】発注内容の変更・やり直しの要請

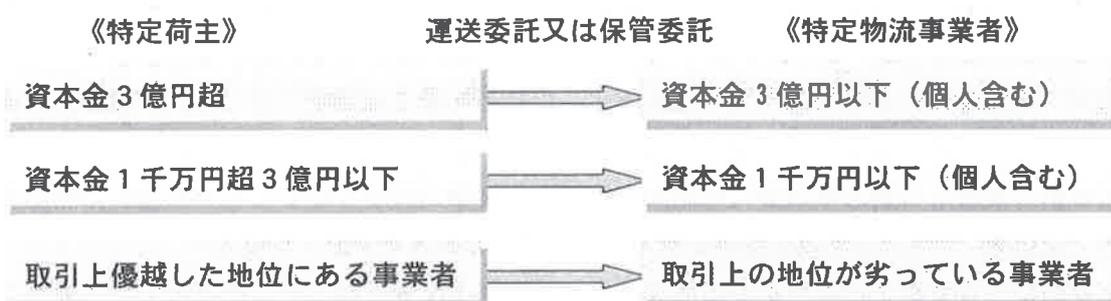
- ①荷主側（委託者）の一方的な都合により委託する役務の内容等を変更したにもかかわらず、指示に合致していないなどとして費用を負担することなく物流事業者（受託者）にやり直しをさせる場合
- ②荷主側（委託者）が役務の提供を受ける過程でその内容を了承したにもかかわらず、役務の提供を受けた後で費用を負担することなく物流事業者（受託者）にやり直しをさせる場合
- ③提供を受けた役務について、あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくし受託内容と異なることや瑕疵があることなどを理由に、費用を負担することなく物流事業者（受託者）にやり直しをさせる場合
- ④物流事業者（受託者）が荷主側（委託者）に対し仕様、検査基準の明確化を求めたにもかかわらず、明確にしないまま、仕様等と異なることや瑕疵があることなどを理由に、費用を負担することなくやり直しをさせる場合
- ⑤荷主側（委託者）の一方的な都合により、取引の対象となる役務の仕様の変更、やり直し、追加的な役務を要請した結果、物流事業者（受託者）の作業量が大幅に増加、その増加する作業の代金支払いを認めたにもかかわらず、当初の契約で定めた代金しか支払わない場合

【8】 その他

- ① 物流事業者（受託者）が「禁止行為」の要求を拒否したことを理由に、取引量を減らし又は取引を停止するなど不利益な取扱いをする場合
- ② 荷主側（委託者）が「禁止行為」をした場合に、物流事業者（受託者）がその事実を公正取引委員会に知らせ、又は知らせようとしたことを理由に、取引量を減らし又は取引を停止するなど不利益な取扱いをする場合

Ⅲ 「特殊指定」の対象となる物流業務とその条件

以下の取引が対象となります。



原則として資本金で区分され、「資本金 3 億円超の荷主が、資本金 3 億円以下の物流事業者」又は「資本金 1000 万円超 3 億円以下の荷主が、資本金 1000 万円以下の物流事業者」に運送・保管業務を委託する場合に適用されるほか、「取引上優越した地位にある荷主が、取引上の地位が劣っている物流事業者」に運送・保管業務を委託する場合にも適用されます。特定荷主の物流子会社（真荷主に代わってその会社の物流管理を一括元請けする子会社など）が特定物流事業者に運送・保管業務を委託する場合にはこの物流子会社は規制対象の荷主とみなされます。

Ⅳ 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法

（平成 16 年公正取引委員会告示第 1 号）

- 1 特定荷主が特定物流事業者に対し運送委託又は保管委託をした場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - ① 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと。
 - ② 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。
 - ③ 特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること。
 - ④ 正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して

利用させること。

- ⑤代金の支払につき、当該代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
 - ⑥自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
 - ⑦特定物流事業者の運送若しくは保管の内容を変更させ、又は運送若しくは保管を行った後に運送若しくは保管をやり直させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
 - ⑧特定物流事業者が前各号に掲げる事項を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
- 2 特定荷主が前項に掲げる行為をしていた場合に、特定物流事業者が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

備考

- 1 この告示において、「特定荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう（下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）第二条第四項に規定する役務提供委託に該当する場合を除く。）。
- ①資本の額又は出資の総額が三億円を超える事業者であって、個人又は資本の額若しくは出資の総額が三億円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの
 - ②資本の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の事業者であって、個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの
 - ③前二号に掲げるもののほか、物品の運送又は保管を委託する事業者であって、受託する事業者に対し取引上優越した地位にあるもの
- 2 この告示において、「特定物流事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。
- ①個人又は資本の額若しくは出資の総額が三億円以下（資本の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であって、前項第一号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの
 - ②個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下（資本の額又は出資の総額が千万円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であって、前項第二号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの
 - ③前二号に掲げるもののほか、前項第三号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託する事業者であって、当該特定荷主に対し取引上の地位が劣っているもの
- 3 事業者がその子会社に対し継続的に物品の運送又は保管を委託し、子会社がその運送委託に係る運送の行為又はその保管委託に係る保管の行為について再委託をする場合において、再委託を受ける事業者が、運送又は保管を委託する当該事業者から直接運送委託又は保管委託を受けるものとなれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、こ

の告示の適用については、再委託をする事業者は特定荷主と、再委託を受ける事業者は特定物流事業者とみなす。

4 この告示において「代金」とは、事業者が他の事業者に対し物品の運送又は保管を委託した場合に受託した事業者の運送又は保管に対し支払うべき運賃又は料金をいう。

5 この告示において「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下この項において同じ。）の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

附則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

相 談 窓 口

《公正取引委員会》	住 所	電 話
事務総局取引部 企業取引課	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟	03-3581-3373
北海道事務所	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎5階	011-231-6300
東北事務所	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8階	022-225-7095
中部事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館3階	052-961-9421~4
近畿中国四国事務所	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館10階	06-6941-2173~6
近畿中国支所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎10階	082-228-1501
近畿四国支所	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2合同庁舎5階	087-834-1141
九州事務所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館2階	092-431-5881
内閣府沖縄総合事務局 公正取引室	〒900-0016 那覇市前島2-21-13 ふそうビル10階	098-863-2243

「産業廃棄物」の勉強開始

－ 4月22日 －

4月22日(木) 9時30分より第1回の「産業廃棄物対応研究会ワーキンググループ」の会合が開催された。これは前年度末に一会員から、出先事業所も含めて各事業所が悩んでいる「産業廃棄物」問題について、研究会をスタートさせるべきではないかとの提案があり、平成16年度より運営委員会傘下にワーキンググループをスタートさせる事となったものである。当日は1社を除き登録メンバーが全員出席し、自己紹介のあと、事務局から、経緯と、当協会の課題の一つである「環境問題対応」との関連について説明があった後で、各社の実情報告がなされた。各社からは、行政サイドの具体的指示回答に一貫性のない事、社会全体のインフラがないのに規制する法律だけが先行している事等が述べられた。

結果として、このワーキンググループが何を為すべきかが一部討議されたが、次回にもう一度、研究対象を明確にする為の討議を行なう事とした。商品の廃棄についてはメーカーサイドの知恵を借りる案などが出ている一方で、できれば「廃棄」についての「ガイドライン」の策定を、という声もあった。

産業廃棄物対応研究会ワーキンググループ委員名簿

委 員	社 名	所 属：役 職
三宅 義之	株式会社菱食	経営・システム本部環境管理室長
小林 哲	株式会社日本アクセス	流通政策部流通企画チーム環境・品質グループ課長
和田 潤一	国分株式会社	総務部 ISO 推進担当課長
猪瀬 和敏	株式会社廣屋	管理本部総務部総務課長
国京 明	伊藤忠食品株式会社	営業企画部部長
高橋 均	三井食品株式会社	営業戦略本部ロジスティクス部部長
森下 雄二	株式会社サンヨー堂	総務部次長
小関 憲男	株式会社明治屋	本社総務部部長

4月1日以降も継続的にウォッチ

－消費税問題対応ワーキンググループ－

4月12日(月) 消費税問題対応ワーキンググループの新年度の第1回会合が開催された。問題の4月1日を経過しての状況報告がメインテーマであったが、各社共にシステムの混乱は皆無、思ったより総額取引への変更先も少なかった。との報告であった。また表面的に、公正取引委員会の指導があったので、不当な要請も少なかった様子であるが、店頭価格の末尾が消費者の

買控えにつながる事から、今後の低価格要請は必至と思われるので、引続いてウオッチして行く事とした。なお、従来座長をお引受け頂いていた、今井哲男氏（日本アクセス）が社内の人事異動により柳圭二氏に交替する事となり、次回から座長役を鈴木清史氏（国分株）にお願いする事となった。

先行する賛助会員に学ぶ

－価格制度のあり方ワーキンググループ－

4月14日(水) 本年度第1回の価格制度のあり方ワーキンググループの会合が開催され本年度の活動の具体化を討議した。

その結果、先行して価格制度の変更に着手している賛助会員の考え方について、原点から学ぶ事の重要性が提議された。事務局から早速、対象企業にお願いをした結果、5月7日に味の素(株)殿、6月3日にカゴメ(株)殿、6月23日に(株)桃屋殿、7月28日に日本リーバ(株)殿にそれぞれお出かけを頂きご指導を受け、意見交換をする予定が決まった。

今後、対象企業を2～3社追加してお願いする予定。

各標準システムの見直しについて

－EDIワーキンググループ－

4月22日(木) EDIワーキンググループの会合が開催され、本年1月に討議された「受発注システム」のバージョンアップ素案のその後の推移について討議。技術的な裏付けを(株)ファイネット殿に伺うと共に、メーカーサイドとの意見交換の場をどこで求めるかの討議を行った。

また、「請求データ」の見直し要請があり、これが「出荷案内システムの見直し要請」とも関連する事を確認。次回の研究のテーマとした。

当日の意見として「システムの見直しも必要だが、フォーマットの中の項目内容の標準化も必要である」という事が確認された。因みに「出荷区分」の定義も各社がまちまちであるのが現状。

本年度活動の確認

－食品流通委員会－

4月23日（金）食品流通委員会の会合が開催され、各ワーキンググループを中心とする本年度の活動方針の確認がなされた。

まず「返品問題」については、本年度は「返品実態調査」を行なう事として、これが実務に

当る為に、ワーキンググループ委員を、従来の4社（三井食品(株)、(株)廣屋、(株)日本アクセス、(株)菱食）4名に加えて、6社（(株)サンヨー堂、国分(株)、加藤産業(株)、(株)明治屋、伊藤忠食品(株)、国分(株)、西野商事(株)）から1名宛計6名増員する事とした。

アンケート内容の検討等から全員が参画する事とした。

「価格制度のあり方」については、賛助会員の中で先行して価格制度の改訂を行った企業を対象に勉強する事を再確認した。

また、いわゆる「労務提供」に関連して、「優越的地位の濫用」という側面からの対応と、各企業の労務管理上の問題という側面のある事を確認した。

前者の商慣行上の問題については、改めて問題提起があれば取組む事とした。後者の労務管理上の問題については、その取り上げ方を5月12日予定の運営委員会に委ねる事とした。

座長の交代その他

—商品開発研究会—

4月30日（金）商品開発研究会の幹事店会が開催された。

まず商品開発研究会の活動の中核であり、ワーキンググループの役割を兼ねる缶詰ブランドオーナー会（通称CBO）の座長の交代が行われた。これは4年前から決めたルールで、幹事店4社（(株)明治屋、(株)菱食、(株)サンヨー堂、国分(株)）が2年間ずつ交替で座長役を勤める事となっていた為である。

従来の田口耕輝氏（(株)菱食）から島垣研二氏（(株)サンヨー堂）にバトンタッチがなされた。

討議は、情報交換会の開催については、9月に「みかん」、必要あれば10月に「輸入品」を予定。研修会については「缶詰の表示の公正競争規約の改正について」を7月22日に、「トレサビリティ」を11月に、異物混入と品質管理については8月に、それぞれ予定した。

商品研修の機会として、(社)日本缶詰協会殿、(社)日本パインアップル缶詰協会殿の各品評会に見学参加する事も確認した。



旭日中綬章に輝く廣田顧問

政府は4月29日に平成16年春の叙勲を発表したが、その中で当協会顧問の廣田正氏（(株)菱食会長）は旭日中綬章を受章された。加工食品業界としては、旭日中綬章の栄に浴するのは初めてのケースであり、ご同慶の至りである。

5月10日(月)農林水産省7階大講堂にて亀井善之農林水産大臣より勲記と勲章の伝達式があり、廣田顧問は夫人と共に列席し、拝領の後、皇居に向い、天皇陛下の拝謁を賜った。

4月12(月) 食品産業センターの連絡協議会が開催された。その折に「食品の安全性に関する用語集」が配布された。当業界においても本年度も社会の要請に対応し、問題認識も新たにして、マーチャンダイジングにおいてレベルアップを心がけねばならない。かかる際の実用語として正しい理解を必要とする所から、敢えてその全文を以下に掲載する事とした。保存版として利用して頂ければ幸いである。

食品の安全性に関する用語集

内閣府
食品安全委員会

平成16年3月

食品安全委員会では、リスク評価の内容などに関して、消費者をはじめとする関係者との情報や意見の交換（リスクコミュニケーション）を、意見交換会の開催、ホームページ等を通じて、行っているところです。

本資料は、意見交換会等の際に、関係者の理解を助けるための基礎的な参考資料として、食品の安全性に関する基本的な用語等について解説したものです。

現時点での一般的な理解や考え方等を整理したものであり、今後必要に応じて、見直していきたいと考えております。

お気づきの点などありましたら、食品安全委員会事務局までご連絡ください。

平成16年3月

内閣府食品安全委員会事務局

問い合わせ「食の安全ダイヤル」
03-5251-9220・9221

目次

	ページ
食品の安全性に係るリスク分析に関する用語（総計11）	
1 ハザード(危害)	… 1
2 リスク	… 1
3 リスク分析	… 1
4 リスク評価	… 2
5 リスク管理	… 2
6 リスクコミュニケーション	… 2
7 リテラシー	… 2
8 危機	… 2
9 危機管理	… 2
10 暴露評価	… 2
11 ゼロリスク	… 3
I 基準・単位に関する用語（総計10）	
1 安全係数	… 3
2 無毒性量(NOAEL)	… 3
3 一日摂取許容量(ADI)	… 4
4 閾値(いきち)	… 4
5 用量-反応評価	… 4
6 LD	… 4
7 LD ₅₀	… 4
8 ppm	… 5
9 ppb	… 5
10 μg	… 5
II 分析に関する用語（総計10）	
1 疫学	… 6
2 疫学調査	… 6
3 精度管理	… 6
4 検出下限(検出限界)	… 6
5 酵素	… 6
6 エライザ法	… 7
7 ウェスタン・ブロット法	… 7
8 クロマトグラフィー	… 7
9 in vivo	… 7
10 in vitro	… 7
IV 食品関連疾病等に関する用語（総計19）	
1 牛海綿状脳症(BSE)	… 8
2 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)	… 8
3 高病原性鳥インフルエンザ	… 8
4 サルモネラ属菌	… 9
5 黄色ブドウ球菌	… 9
6 ボツリヌス菌	… 10
7 腸炎ビブリオ	… 10
8 腸管出血性大腸菌O157	… 10
9 ウエルシュ菌	… 11
10 セレウス菌	… 11
11 エルシニア・エンテロコリチカ	… 12
12 カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	… 12
13 リステリア菌	… 13
14 A型肝炎とE型肝炎	… 13
15 ノロウイルス	… 13
16 敗血症	… 14
17 アレルギー反応	… 14
18 免疫	… 14
19 抗生物質	… 14

V	毒性、中毒、試験に関する用語（総計18）	
1	毒性	… 15
2	中毒	… 15
3	急性毒性	… 15
4	急性毒性試験	… 15
5	亜急性毒性	… 15
6	亜急性毒性試験	… 16
7	慢性毒性	… 16
8	慢性毒性試験	… 16
9	世代生殖毒性試験	… 16
10	催奇形性	… 16
11	催奇形性試験	… 16
12	免疫毒性	… 17
13	遺伝毒性	… 17
14	変異原性試験	… 17
15	エームス試験	… 17
16	染色体異常試験	… 18
17	発がん性	… 18
18	薬理(学)試験	… 18
I	その他食品の安全性に関する用語（総計15）	
1	毒物・劇物	… 19
2	食品添加物	… 20
3	食品添加物公定書	… 20
4	遺伝子組換え食品	… 20
5	残留農薬	… 20
6	トレーサビリティ・システム	… 21
7	HACCP	… 21
8	保健機能食品	… 21
9	原産地呼称	… 22
10	レンダリング	… 22
11	肉骨粉	… 22
12	交差汚染	… 22
13	サーベイランス	… 22
14	感染経路	… 23
15	生物濃縮	… 23
II	食品関連の資格に関する用語（総計7）	
1	栄養士	… 23
2	管理栄養士	… 23
3	食品衛生監視員	… 24
4	食品衛生管理者	… 24
5	食品衛生責任者	… 24
6	調理師	… 25
7	製菓衛生師	… 25
III	食品関連モニター、相談窓口等に関する用語（総計4）	
1	食品安全モニター	… 26
2	食の安全ダイヤル	… 26
3	食品表示110番	… 26
4	食品の表示に関する一元的な相談窓口	… 26
IV	食品関係の法律に関する用語（総計18）	
1	牛海綿状脳症対策特別措置法	… 27
2	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	… 28
3	家畜伝染病予防法	… 28
4	健康増進法	… 28
5	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	… 29

6	食品安全基本法	… 29
7	食品衛生法	… 30
8	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	… 30
9	水質汚濁防止法	… 30
10	水道法	… 31
11	ダイオキシン類対策特別措置法	… 31
12	毒物及び劇物取締法	… 31
13	と畜場法	… 31
14	農薬取締法	… 32
15	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	… 32
16	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)	… 32
17	肥料取締法	… 33
18	薬事法	… 33

X 国際・国内機関に関する用語（総計59）

1. 国際機関（31）

1. 国際機関関係

1	国連食糧農業機関(FAO)	… 33
2	世界保健機構(WHO)	… 34
3	FAO/WHO合同食品規格委員会(Codex ^{コーデックス} 委員会)	… 34
4	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)	… 34
5	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)	… 34
6	FAO/WHO合同微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)	… 35
7	国際獣疫事務局(OIE)	… 35
8	国際癌研究機関(IARC)	… 35
9	経済協力開発機構(OECD)	… 35
10	世界貿易機構(WTO)	… 36
11	国際標準化機構(ISO)	… 36

2. 欧州関係

1	欧州連合(EU)	… 36
2	欧州委員会(EC)	… 36
3	欧州評議会(CoEU)	… 37
4	欧州食品安全機関(EFSA)	… 37
5	EC科学運営委員会(EC SSC)	… 37

3. 米国関係

1	米国農務省(USDA)	… 37
2	米国食品医薬品庁(FDA)	… 37
3	米国食品安全・応用栄養センター(CFSAN)	… 38
4	米国疫病管理予防センター(CDC)	… 38
5	米国環境健康科学研究所(NIEHS)	… 38
6	米国環境保護庁(EPA)	… 39
7	米国食品安全検査局(FSIS)	… 39

4. その他の国関係

1	英国環境・食料・農村地域省(DEFRA)	… 39
2	英国食品基準庁(FSA)	… 39
3	仏食品衛生安全庁(AFSSA)	… 40
4	独連邦消費者保護・食料・農業省(BMVEL)	… 40
5	独連邦リスク評価研究所(BfR)	… 40
6	カナダ保健省(Health Canada)	… 40
7	カナダ食品検査庁(CFIA)	… 40
8	オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)	… 41

2. 国内機関 (28)	
1. 内閣府関係	
1 食品安全委員会	… 41
2 総合科学技術会議	… 41
3 国民生活審議会	… 41
2. 厚生労働省関係	
1 地方厚生局	… 42
2 厚生科学審議会	… 42
3 薬事・食品衛生審議会	… 42
4 検疫所	… 42
5 国立がんセンター	… 43
6 国立医薬品食品衛生研究所	… 43
7 国立感染症研究所	… 43
8 独立行政法人国立健康・栄養研究所	… 43
3. 農林水産省関係	
1 地方農政局	… 44
2 地方農政事務所	… 44
3 消費者の部屋	… 44
4 食料・農業・農村政策審議会	… 44
5 食料・農業・農村基本問題調査会	… 45
6 農業資材審議会	… 45
7 動物医薬品検査所	… 45
8 動物検疫所	… 45
9 独立行政法人農林水産消費技術センター	… 46
10 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	… 46
11 独立行政法人農業環境技術研究所	… 46
12 独立行政法人食品総合研究所	… 46
13 独立行政法人水産総合研究センター	… 47
14 独立行政法人肥飼料検査所	… 47
15 独立行政法人農薬検査所	… 47
4. 環境省関係	
1 独立行政法人国立環境研究所	… 48
2 中央環境審議会	… 48
参考資料	… 48

I 食品の安全性に係るリスク分析に関する用語(総計11)

I-1

ハザード (危害要因)
Hazard

健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のある食品中の物質又は食品の状態。

例えば、有害な微生物、化学物質などの生物学的、化学的、または物理的な要因がある。

I-2

リスク
Risk

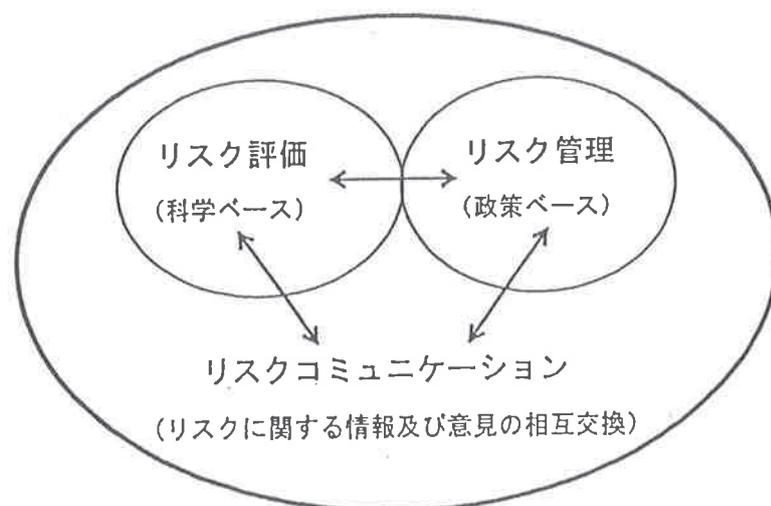
食品中にハザード(危害要因)が存在する結果として生じる健康への悪影響の起こる可能性とその程度(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)。

I-3

リスク分析
Risk Analysis

食品を通じてハザード(危害要因)を摂取することによって健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合において、その発生を防止又は抑制する全過程をいう。

リスクの評価のみにとどまらず、それに基づいたリスク低減のための管理に至るすべての過程をいい、リスク分析はリスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの3つの要素から構成されている。これら3要素が相互に作用し合うことによって、リスク分析はよりよい成果が得られる。



<p>I-4 リスク評価 Risk Assessment</p>	<p>食品中に含まれるハザード(危害要因)を摂取することによって、どの位の確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価すること。</p>
<p>I-5 リスク管理 Risk Management</p>	<p>リスク評価の結果を踏まえて、すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施すること。政策・措置の見直しを含む。</p>
<p>I-6 リスクコミュニケーション Risk Communication</p>	<p>リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること。 リスク評価の結果及びリスク管理の決定事項の説明を含む。</p>
<p>I-7 リテラシー Literacy</p>	<p>もともとの意味は、読み書きの能力のことであり、科学技術やリスクなどについて、理解する能力を持っていることをいう。</p>
<p>I-8 危機 Crisis</p>	<p>被害の大きいリスクが顕在化した(実際に起こってしまった)事象。</p>
<p>I-9 危機管理 Crisis Management</p>	<p>発生した又はするであろう危機への対処。</p>
<p>I-10 暴露評価 Exposure Assessment</p>	<p>食品を通じて想定されるハザード(危害要因)の摂取について、定性的かつ／又は定量的に推測すること。 必要があれば食品以外に起因する暴露についても評価する。</p>

I-11

ゼロリスク

Zero Risk

リスクの原因となるハザード(危害要因)の暴露がゼロということ。

近年、分析技術の向上等もあって、食の安全にゼロリスクはあり得ないことが認識され、リスクの存在を前提にこれを科学的に評価し、そのリスクの低減を図るといった考え方に立ったリスク分析手法の導入が国際的に進められている。

II 基準・単位に関する用語(総計11)

II-1

安全係数

Safety Factor

ある物質について、人への一日摂取許容量(ADI: Acceptable Daily Intake)を設定する際に、通例、動物における無毒性量(NOEL: No Observed Adverse Effect Level)に対して、更に安全性を考慮するために用いる係数。

通常、動物実験のデータを用いて人への毒性を推定する場合、動物と人との種差として「10倍」を、さらに人と人との間の個体差として「10倍」の安全率を見込み、それらをかけ合わせた「100倍」を安全係数として用いる。

人のADIは、通例、動物における無毒性量をこの安全係数で割って求められる。

II-2

無毒性量

NOEL:

No Observed Adverse

Effect Level

ある物質について、動物実験等において毒性学的なすべての有害な影響が観察されない最大の投与量。

例えば、農薬や添加物の場合、評価の対象となる物質に関するさまざまな動物試験の成績を評価し、各々の試験について毒性が認められなかった量を求める。それらのうち、最も小さい量を、その物質の無毒性量とする。

II-3

一日摂取許容量

ADI :

Acceptable Daily Intake

人がある物質の一定量を一生にわたって摂取し続けても、現時点でのあらゆる知見からみて、認むべき健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。

通常、体重 1kg当たりの物質質量で示され、例えば、mg/kg体重/日として示される。

例えば、農薬、添加物では、リスク評価の結果定められる一日摂取許容量に基づいて、リスク管理機関においてその水準を超えないように各食品ごとの残留基準、使用基準などが定められる。

II-4

閾値 (いきち)

刺激が効果を発揮し、生体反応を誘発するためには、ある値

Threshold

以上の量や強さを有する必要がある、その境界の値を閾値(いきち)という(「しきいち」ともいう)。

有害な化学物質が、生体に一定量以上の量でのみ、毒性を示す場合にもその値を閾値という。

II-5

用量 - 反応評価

Dose-Response

Assessment

生物学的、化学的又は物理的な刺激の量とその刺激に対する人や動物の反応の程度との関係进行评估すること。

個々の健康障害度に注目した量・影響関係や集団内への発生率に注目した量・反応関係により評価する。

II-6

LD (致死量)

Lethal Dose

人または動物を致死させる投与量。

II-7

LD₅₀ (半数致死量)

Lethal Dose 50

50% Lethal Dose

Median Lethal Dose

化学物質の急性毒性の指標で、実験動物集団に経口投与等により投与した場合に、ある日数のうちに、その動物の 50 %が死に至る量(通常は物質質量[mg/kg体重]で示す)をいう。

II-8

ppm

(ピーピーエム)

Parts Per Million

100 万分の 1 の分率を表す単位。

例えば、1ppmは 10^6 gの溶液中に 1gの物質(溶質)が含まれていることを意味する。これは、浴槽一杯に相当する 1000 kgの水の中に物質 1gが存在する状態にあたる。

II-9

ppb

(ピーピービー)

Parts Per Billion

10 億分の 1 の分率を表す単位。

例えば、1ppbは 10^9 gの溶液中に 1gの物質(溶質)が含まれていることを意味する。これは、浴槽一杯に相当する 1000kgの水の中に物質 1mgが存在する状態にあたる。

II-10

μ g

100 万分の 1 グラム。

(マイクログラム)

Microgram

$$1\text{g} = 10^3\text{mg} = 10^6 \mu\text{g} = 10^9\text{ng} = 10^{12}\text{pg}$$

(参考)重量と分率の単位

分析技術の進歩によって、極微量の化学物質も検出可能になってきたため、日常生活では聞きなれないような単位が用いられる。

重さの単位には、表 1 のようなものがある。

同様に長さの単位では、ミリメートル、マイクロメートル、ナノメートル、ピコメートルがあり、各々、1000 分の 1メートル、100 万分の 1メートル、10 億分の 1メートル、1 兆分の 1メートルを表す。

同じく、分率を表す単位には、表 2 のようなものがある。

ppmはparts per millionの略で、100 万分の 1を表す。

表1 重量の単位

1g(グラム)	1 g
1mg(ミリグラム)	1000 分の 1 グラム
1 μ g(マイクログラム)	100 万分の 1 グラム
1ng(ナノグラム)	10 億分の 1 グラム
1pg(ピコグラム)	1 兆分の 1 グラム

表2 分率の単位

1percent(%:parts per cent)	100 分の 1
1ppm(parts per million)	100 万分の 1
1ppb(parts per billion)	10 億分の 1
1ppt(parts per trillion)	1 兆分の 1

Ⅲ 分析に関する用語（総計10）

Ⅲ-1

疫学

Epidemiology

どのような集団が疾病にかかるのかの分布を分析することを通じて、その疾病発生の原因を追究し、それにより疾病発生の予防を図ろうとする学問。

Ⅲ-2

疫学（的）調査

Epidemiological Survey

疾病と、その原因と考えられるもの間に存在する関連性を証明するために、人間の特定の集団内を対象に疾病率（疾患率）、死亡率など、健康にかかわる事柄・事象の頻度、時間的変動などを統計学的に調査すること。

ある一対の対象となる集団を長期間追跡調査するコホート調査や、罹患者と健常者の集団を比較するケース・コントロール調査等がある。

Ⅲ-3

精度管理

QC:Quality Control

Proficiency Test

均一な検体から得られた複数の試料を繰り返し分析して得られる一連の測定値が互いに一致しているようにすること。

分析の精度のみを保証するものではなく、品質保証システムそのものを指す場合もある。

Ⅲ-4

検出下限

Detection Limit、

LOD:

Limit of Detection

分析方法で検出できる個々の分析対象物の最小濃度。検出限界ともいう。

Ⅲ-5

酵素

Enzyme

生物の細胞内で合成され、消化・呼吸など、生体内で行われる様々な化学反応を触媒する高分子化合物の総称。エンザイムともいう。

一般的には、たん白質だけから成るものと、たん白質と低分子化合物とから成るものがある。

その種類は多種多様で、化学反応に応じて作用する酵素の種

類が異なる。酒・味噌の醸造をはじめ、食品工業・製薬工業に広く利用されている。

Ⅲ-6

エライザ法

ELISA

Enzyme-Linked

Immuno-Sorbent Assay

抗原抗体反応を利用した分析法の一種で、病原体などの有無を抗体に付けた酵素で発色させて検出する方法。

酵素免疫測定法、EIA法ともいう。

Ⅲ-7

ウエスタン・ブロット 法

Western Blotting

たん白質の混合物の中から特定のたん白質を検出する方法。

試料中のたん白質を界面活性剤であるドデシル硫酸ナトリウム(SDS)を含んだポリアクリルアミドゲルを用いる電気泳動法により、分子量の違いにより分離する。次にゲル中のたん白質を別の吸着膜に分離状態を保ったまま移し取る。検出しようとするたん白質に特異的に結合する抗体を用いて、検出を目的とするたん白質が存在するかを調べる。

BSE検査においては、プリオンたん白質に特異的に結合する抗体を用いることにより、異常プリオンたん白質の存在を調べている。

Ⅲ-8

クロマトグラフィー

Chromatography

成分分析法の一種で、溶出と吸着を繰り返したり、交換等を行うことにより混合物の成分分離を行う方法。

ガスクロマトグラフィー(GC:gas chromatography)、高速液体クロマトグラフィー(HPLC:high performance liquid chromatography)等の分析手法がよく用いられる。

Ⅲ-9

in vivo

生物個体の中で生体物質が機能している状態。

生体物質を生体外に取り出した状態、*in vitro*と対比される。

Ⅲ-10

in vitro

生物個体の中で営まれている機能や反応を個体外に取り出して行わせること。

例えば、酵素を生体組織から精製し、試験管内でその反応を行わせることはこれに相当する。

IV 食品関連疾病等に関する用語（総計19）

IV-1

牛海綿状脳症（BSE）

異常プリオンたん白質が病気の原因とされ、牛の脳の組織に海綿状（スポンジ状）の変化を起こす疾病である。

BSE:

Bovine Spongiform
Encephalopathy

一般に、異常プリオンたん白質を含む肉骨粉を介して感染すると考えられ、2年から8年の長い潜伏期間の後、異常行動、運動失調等の中枢神経症状を呈し、発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至ると考えられている。

現在のところ、生前診断法や治療法はない。

IV-2

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）は、人間の脳に海綿状（スポンジ状）の変化を起こすという点でクロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）と似た病気であるが、vCJDの方が若年者に発症が多い（平均年齢：20歳代）こと、脳波の特徴も従来のCJDとは異なること等から、両者は別の病気である。

vCJD:

variant

Creutzfeldt-Jakob
disease

1996年に英国の海綿状脳症諮問委員会において10症例が報告されたのが最初であり、精神異常、行動異常で発症し、発症してから死亡するまでの平均期間が13ヶ月ほどの病気である。

18.5万頭のBSEが発生した英国ではこれまでに1996年以降の累計で約140人のvCJD患者が確認されているが、日本国内においてはこれまでvCJDの報告例はない。

IV-3

高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザのうち、発症すると致死率が100%に近く、全身症状など鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病。

なお、我が国ではH5 亜型、H7 亜型のタイプの全て及びその他の高病原性のものを高病原性鳥インフルエンザとしている。

1878年にイタリアで最初に確認され、鶏、アヒル、七面鳥、うずらなどが感染し、神経症状、呼吸器症状、消化器症状が表れる。

高病原性鳥インフルエンザが、食品を介して人に感染する可能性は、現時点ではないものと考えられており、実際、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることにより、感染した例は世界的にも報告され

ていない。

WHO(世界保健機構)によると、鳥インフルエンザウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度を70℃に達するよう加熱することを推奨している。

万一食品中にウイルスが存在したとしても、食品を十分に加熱調理して食べれば感染の心配はない。

IV-4

サルモネラ属菌

Salmonella

サルモネラによる感染症には大きく分けて二つの病型がある。腸チフスのように敗血症を伴う全身感染(高熱、バラ疹、脾腫などが主症状)と食中毒のように腸炎を主徴とするものである。

サルモネラは抗原構造によって細かく分類されており、現在約1,700種類以上の菌型が発表されているが、感染型食中毒の原因菌型として頻度の高いものは、ゲルトネル菌(*Salmonella* Enteritidis;SE)とネズミ・チフス菌(*Salmonella* Typhimurium;ST)である。

近年は、鶏卵を原因とするサルモネラ食中毒、特にSEによるものが多い。

サルモネラは、鶏、豚、牛等の家畜に常在しており、感染動物由来の卵、肉、乳などから経口感染する。

潜伏期間は12～24時間程度で、主として嘔吐、腹痛、下痢、発熱などの症状が現れる。

IV-5

黄色ブドウ球菌

Staphylococcus aureus

人や動物の皮膚、鼻、咽喉などに常在しており、皮膚や粘膜の傷口から侵入して化膿を起こす病原菌である。

黄色ブドウ球菌は食品中で増殖する際に毒素(エンテロトキシン)を産生する。この菌は加熱に弱いですが、産生する毒素は耐熱性を有する(100℃30分の加熱でも不活化しない)ため、注意が必要である。

潜伏期は短く、喫食後1～6時間で発病、頭痛、嘔吐などの症状が現れる。

食品加工時に、手指に化膿巣を有する調理者が汚染の原因となる場合が多く、日本においては、弁当、握り飯などでの発生例が多い。

IV-6

ボツリヌス菌

Clostridium botulinum

食品に付着後、増殖して神経毒素を産出し、この神経毒素で汚染された食品を経口摂取することで起こる毒素型の細菌性食中毒菌の一つ。

酸素のない嫌気的な条件下で発育する。

A型からG型までの7型に分類され、その中でもA型、B型、F型菌は芽胞の耐熱性が強く、その殺菌には120℃で4分の加熱を必要とする。

ただし、この毒素は、80℃ 30分ないし100℃ 10分で不活化する。

潜伏期間は2時間～8日(多くは12～36時間)であり、中毒症状としては、嘔吐、腹痛、下痢などの消化器症状を起こすこともあるが、最も特異的な症状としては、視力障害、言語障害、嚥下困難などの神経症状である。

ボツリヌス毒素は、現存する毒素の中では最も毒性が高い。

酸素がない嫌気的条件下で増殖することから、缶詰や瓶詰などで事故が多い。

IV-7

腸炎ビブリオ

Vibrio parahaemolyticus

好塩細菌の1種で代表的な感染型細菌性食中毒菌。

海水中の常在菌で、3%の食塩濃度でよく増殖し、分裂速度も他の食中毒菌より速い。

海水温が高くなる夏季によく増殖し、10℃以下では発育が緩慢となる。

感染源としては、海産魚介類などがある。特に夏季の魚介類などを介して、経口的に感染し、まな板、包丁等から他の食品に二次汚染することがある。

潜伏期間は10～18時間程度であることが多く、下痢、腹痛、吐き気、嘔吐などの腸炎症状が現れる。

この細菌は、熱に弱いため、加熱により食中毒を予防し得る。

IV-8

腸管出血性大腸菌

O157

Enterohemorrhagic

大腸菌は、正常の家畜や人の腸内にも存在し、一部のものは、人に下痢などの消化器症状や合併症を起こすことがある。大腸菌のうち、下痢を起こす下痢原性大腸菌(または病原性大腸菌と

E.coli; EHEC

いう)は、5種類(①腸管出血性大腸菌、②毒素原性大腸菌、③腸管侵入性大腸菌、④腸管病原性大腸菌、⑤腸管凝集性大腸菌)存在する。

このうち、腸管出血性大腸菌は、毒素(ベロ毒素)を産出し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群を引き起こし、時には致死的な症状を引き起こす場合がある。

「O157:H7」は、この腸管出血性大腸菌の一種で、毒素により出血性腸炎を起こす。腸管出血性大腸菌O157と呼ばれることもある。

保菌動物は牛などの家畜で、腸管に生息する。

感染源としては、加熱が不十分な食肉のほか、二次汚染した生野菜、果物などの食品などがある。

腸管出血性大腸菌としては、O157以外にO26、O111などが知られている。

IV-9

ウェルシュ菌

Clostridium perfringens

人や動物の腸管や土壌、下水に広く生息する細菌。

ボツリヌス菌と同様に、嫌気性菌で芽胞を作り、増殖により毒素を作る。食中毒起因菌のA型のウェルシュ菌芽胞は 100℃、1～4時間の加熱に耐える。

45℃前後が発育に適した温度帯である。

潜伏期間は6～18時間(平均12時間)、腹痛、水様性下痢、嘔吐で発熱はない。

原因食品として、鳥獣肉、魚肉などの煮付け、カレー、スープ、八宝菜など、たん白質を豊富に含む加熱調理食品があげられる。

ウェルシュ菌食中毒の予防策としては、菌の増殖阻止が中心となり、調理後は早く食べる、前日調理した物や再加熱したものは避けるなどがあげられる。

IV-10

セレウス菌

Bacillus cereus

土壌、下水などの自然界に広く生息する土壌細菌の一つで、田畑から収穫される農作物に存在し、穀類、豆類などを汚染する。

本菌は、通性嫌気性菌(酸素のあるなしにかかわらず発育する

細菌)で芽胞を形成し、加熱操作が加わると食品中で発芽し増殖するが、この際、毒素を作る。

芽胞は 100℃、30分の加熱でも死滅しない。

症状の違いで、下痢型と嘔吐型に分かれる。下痢型は潜伏時間8～16時間。下痢や腹痛が主症状。嘔吐型は潜伏時間平均3時間。吐き気、嘔吐が主症状。

芽胞として広く存在するので食品の汚染を防ぐことは難しい。菌を増殖させないことが肝心で、加熱した食品は速やかに食べる様に心掛ける。

IV-11

エルシニア・
エンテロコリチカ
Yrchinia enterocolitica

動物の腸管や自然界に広く生息する細菌で、糞尿を介して食肉や飲料水を汚染し、腹痛等を引き起こす。低温域(0～5℃)でも増殖することができる。

潜伏期間は1日から 10 日(平均2～3日)で、主な症状は発熱、腹痛、下痢。

家畜やペットなどの動物も感染源となる。

食肉などは、調理の際、十分に加熱(75℃以上)する、低温でもゆっくりと増殖することから冷蔵庫での長期保存はしないなどの注意が必要である。

IV-12

カンピロバクター・
ジェジュニ/コリ
Campylobacter jejuni/ coli

カンピロバクター(*Campylobacter*)は、以前から家畜の流産や動物の下痢の原因菌として注目されていたが、近年、本菌種の *C. jejuni* 及び *C. coli* による人の下痢または腸炎が世界各国で報告されるようになった。人獣共通感染症の一つ。

本菌を保菌した家畜や家禽の糞便で汚染された食肉、生乳や水を介しての経口感染や動物・人から人への直接接触感染がある。

潜伏期間は平均 2 ～7日で、感染後腸管粘膜に侵入し、下痢、発熱、腹痛、嘔吐などの腸炎症状が現れる。排菌は1ヶ月以上続く。

原因食品の例としては、鶏のささみの生食などが考えられる。

IV-13

リステリア菌

Listeria monocytogenes

リステリア・モノサイトゲネス(*Listeria monocytogenes*:LM)を病原体とし、本菌を保菌した動物の糞便などで汚染された食品を介して経口感染する食中毒菌。

人獣共通感染症の一つで、ヒツジやヤギの乳頭炎などを引き起こし、また人へは動物から感染する場合がある。

低温域や10%食塩水でも増殖可能。

潜伏期は非常に多様性(1日から3ヶ月)を示し、症状として特定のものはなく、髄膜(脳)炎、敗血症、心内膜炎、肺炎、尿道炎、死流産などがみられる。

罹患した動物との接触、排泄物や汚染食品から感染し、肉製品、チーズなどの乳製品から感染することもしばしばある。

なお、日本では1998年までに計780症例の報告があるが、集団食中毒としての食品媒介性リステリア症はまだ報告されていない。

IV-14

A型肝炎とE型肝炎

A型肝炎ウイルス(*hepatitis A virus*:HAV)とE型肝炎ウイルス(*hepatitis E virus*:HEV)によって起きる肝炎。

ウイルスを原因病原体とする肝炎は、現在のところA型からG型およびそれ以外に分類されるが、それぞれの肝炎は分類学上、異なるウイルスによって起き、そのうちA型とE型肝炎は食品や井戸水を介して、経口的に感染する。潜伏期間は2～9週間で、発熱、下痢、腹痛、倦怠感などの症状がみられる。

A型肝炎は、上下水道の不十分な環境下での汚染された魚介類や水を介した感染がみられる。

E型肝炎は、最近、日本で鹿の生肉あるいは加熱不十分な豚のレバーを食べて感染した例がある。

IV-15

ノロウイルス*

Norovirus

ノロウイルス(小型球形ウイルス(Small Round Structured Virus;SRSV))による食中毒は、主にカキなど貝類の生食で起きる急性胃炎で、冬期(12月～3月)に多発する。

※1997年5月に改正された食品衛生法で、食

ノロウイルスは人の腸で増殖するウイルスで、他の食中毒細菌と異なり、食品中では増殖しない。このため、人から排出されたウ

中毒病因物質に小型球形ウイルス(SRSV)が追加された。

さらに2003年8月の改正で、この病因ウイルス名が小型球形ウイルス(SRSV)からノロウイルスに変更された。

ウイルスが、河川を経て海にたどり着き、カキなどの二枚貝の内臓に蓄積されるものと考えられている。また、感染者の便や吐しゃ物に接触したり飛散したりすることにより二次感染を起こすことがある。

潜伏時間は24～48時間で、主症状は下痢、吐き気、腹痛、発熱(38℃以下)など。感染しても全員が発症するわけではなく、発症しても風邪のような症状で済む人もいる。通常3日以内に回復する。

予防策としては、カキなどの二枚貝は中心部まで十分に加熱してから食べること、手洗いの徹底等があげられる。

IV-16

敗血症

血液の中に細菌が存在する重とくな症状(菌血症)。

敗血症は進行が速く、生命に危険を及ぼす重症の感染症で、呼吸器系、尿生殖器系、胃腸管の感染または皮膚感染から二次的に起こることもある。

IV-17

アレルギー反応

生体が自己と外来の異物を認識する反応を免疫反応というが、その反応が生体に対して不利に働く反応をアレルギー反応という。

この反応を引き起こす物質をアレルゲンという。

IV-18

免疫

Immunity

広義の免疫とはすべての生物がその発生から進化の過程で獲得して来た外来異物(抗原)に対する生体防御機構である。人においては細菌やウイルスなどの病原体、植物や動物に由来する有害物質(毒素)などから自己を守る生まれながらの性質を有しており、それが先天的な場合と後天的な場合がある。

IV-19

抗生物質

Antibiotics

微生物により生産され、微生物の発育を阻止する物質であると定義されていたが、現在ではその定義をこえ、微生物がつくる抗菌、抗ウイルス、酵素阻害、免疫修飾、細胞毒あるいは制がん作用のある物質を指す場合もある。

V 毒性、中毒、試験に関する用語 (総計18)

V-1

毒性
toxicity

化学物質などが持つ生体に有害な影響を与える性質で、化学物質の場合のおおよその毒性の程度は以下のとおり。

毒性分類 [※]	
毒性の程度	LD ₅₀ 1回経口投与 ラット
きわめて大	1 mg/kg
大	1 ~ 50 mg/kg
中等度	50 ~ 500 mg/kg
小	0.5 ~ 5 g/kg
実質上無毒	5 ~ 15 g/kg
無毒	15 g/kg

※ H.C.Hodge and J.H.Stern. "Tabulation of Toxicity Classes" American Industrial Hygiene Association Quarterly, Vol.10 pg.93-96(1949)による

V-2

中毒
poisoning,
intoxication

毒に^{あた}中るという意味で、有毒物質等への暴露によって生体に毒性の影響があらわれること。

どのような物についても毒性の発現を中毒というが、一般に中毒というときは、元来強い毒性をもった物の影響が起こることをいうことが多い。

V-3

急性毒性
Acute Toxicity

ある物に一回または短期間に複数回暴露した後、直ちに引き起こされる毒性。

V-4

急性毒性試験
Acute Toxicity Test

被験物の急性毒性徴候を調べる試験。

V-5

亜急性毒性
Subacute Toxicity

比較的短期間(1ヶ月から3ヶ月程度)反復または継続投与して発現する毒性。

V-6

亜急性毒性試験

Subacute Toxicity Test

被験物を動物に通常1～3ヶ月程度毎日反復または継続投与して、その際に発現する動物の毒性反応を調べる試験。

V-7

慢性毒性

Chronic Toxicity

長期間(6ヶ月以上)反復または継続投与して発現する毒性。

V-8

慢性毒性試験

Chronic Toxicity Test

動物を用いた毒性試験を行う際に、被験物を通常6ヶ月以上投与し、その際に発現する影響の種類、質、程度、時期を観察することにより、被験物による何らかの毒性影響を明らかにする試験。少なくとも一般状態観察、体重、摂餌量、血液学的検査、血清生化学的検査、病理組織学的検査が行われる。経口、経皮、吸入等の投与経路により行われる。

V-9

世代生殖毒性試験

Generation

Reproductive Toxicity

Test

生殖細胞の形成、性腺機能、性周期、交尾行動、受精・受胎、妊娠の維持、分娩、授乳・哺育などの雄と雌の生殖関連事象および出生児の成長や発達に及ぼす被験物質の影響、すなわち生殖発生毒性に関する一般的な情報を得ることを目的として行う動物試験。繁殖試験ともいう。

この試験において、継代を行わない場合は単世代生殖毒性試験と呼ぶ。継代を行い、複数世代にわたって被験物質を連続投与する場合は特に多世代生殖毒性試験と呼ぶ。

V-10

催奇形性

Teratogenicity

妊娠中の母体に化学物質などを投与したとき、胎児に対して形態的および機能的な悪影響を及ぼすこと。

V-11

催奇形性試験

Teratogenicity Test

化学物質などの催奇形性に関する情報を得ることを目的とした、ほ乳動物を用いる試験。この試験では催奇形性のみならず胚・胎児の死亡や発育遅延及び妊婦母体に及ぼす影響に関する情報が得られる。交尾が成立した雌動物に対して胎児の主要

な器官が形成される時期に被験物質を投与する。妊娠末期に妊娠動物を帝王切開して子宮を摘出し、胚・胎児死亡、発育遅延、奇形発生などについて調べる。また、一部の妊娠動物を自然分娩させて出生児の成長や機能発達についても調べる。

V-12

免疫毒性

Immunotoxicity

化学物質などの影響により免疫系に悪影響を及ぼすこと。

V-13

遺伝毒性

Genotoxicity

直接または間接的に遺伝子またはDNAに変化を与え、細胞または個体に悪影響をもたらす性質。広義の変異原性、遺伝子毒性などの用語が用いられる場合もある。

おもな指標としては、DNA傷害、遺伝子突然変異、および染色体の構造並びに数的異常があり、これらを誘発する性質と定義付けることもできる。これらの異常が生殖細胞に起これば子孫に伝わるような傷害をもたらすであろうし、体細胞に起これば発がんに結びつく可能性がある。

V-14

変異原性試験

Mutagenicity Test

突然変異を引き起こす性質を変異原性といい、突然変異を引き起こす物理的、化学的、生物学的因子を変異原 (Mutagen) と呼ぶ。

変異原性を検索する手段として細菌、培養細胞、実験動物を用いる試験法があるが、総称して変異原性試験という。

DNAの塩基配列の変化による機能的な変化をとらえる方法やDNAの大きな変化による染色体構造異常をとらえる方法等がある。細菌を用いるエームス試験が広く用いられている。

V-15

エームス試験

(エームス試験ともいう)

Ames Test

突然変異性物質やがん原性物質の可能性のある物質の第一次スクリーニング法として、エームス博士が開発し、広く世界で用いられている試験。

サルモネラ試験、サルモネラ変異原性試験ともいう。

必須アミノ酸のヒスチジンの生合成系に欠損があるサルモネラ

変異株を用いて、ヒスチジン要求性から非要求性になる復帰突然変異を効率よく簡便にプレート上で検出する。

V-16

染色体異常試験 化学物質あるいは放射線などの染色体への影響を調べる試験。
Chromosome Aberration Test 遺伝子の担い手である染色体への変化を検出する試験で、変異原性試験あるいは遺伝毒性試験の分類に入る。

V-17

発がん性 生体に悪性腫瘍を誘発させる能力。
Carcinogenicity 実際には、疫学調査あるいは動物実験において対照群に比べて有意に腫瘍の発生が増加するかどうかを追究し発がん性を明らかにする。
 動物に耐えられる最高用量で動物の寿命の大部分に相当する期間投与し、有意な腫瘍の発生増加が認められなかった場合に、初めてその動物で発がん性なしといえる。発がん性の有無あるいは発がん性標的臓器は、投与経路、動物種、性により異なることがある。

(参考) 発がん物質分類表

国際癌研究機関(IARC:WHOに設置されている専門機関)による発がん物質分類

グループ	評価内容	例
1	ヒトに対して発がん性がある。 (carcinogenic to humans)	コールタール、アスベスト、たばこ、カドミウム等
2A	ヒトに対しておそらく発がん性がある。 (probably carcinogenic to humans)	アクリルアミド、ベンツピレン、クレオソート(木材の防腐剤)、ディーゼルエンジンの排気ガス等
2B	ヒトに対して発がん性があるかもしれない。 (possibly carcinogenic to humans)	漬物、わらび、ガソリン等
3	ヒトに対して発がん性があるとは分類できない。 (cannot be classified as to carcinogenicity in humans)	カフェイン、お茶、コレステロール等
4	ヒトに対しておそらく発がん性はない。 (probably not carcinogenic to humans)	カプロラクタム(ナイロンの原料)等

V-18

薬理(学)試験 生体の機能に対する被験物質の作用を薬理学的手法を用いて明らかにすることを目的とした試験。
Pharmacological Studies

VI その他食品の安全に関する用語（総計15）

VI-1

毒物・劇物

医薬品及び医薬部外品以外のもので「毒物及び劇物取締法」（昭和25年12月28日、法律第303号）により、動物における知見または人における知見に基づき、その物質の物性などを勘案して判定されたもの。

毒性が高い物質が劇物、毒性が著しく高い物質が毒物。

（参考） 毒物劇物の判定基準（抜粋）

毒物劇物の判定は、動物における知見または人における知見に基づき、当該物質の物性、化学製品としての特質等をも勘案して行うものとし、その基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 動物における知見	
① 急性毒性 原則として、得られる限り多様な暴露経路の急性毒性情報を評価し、どれか一つの暴露経路でも毒物と判定される場合は毒物に、一つも毒物と判定される暴露経路がなく、どれか一つの暴露経路で劇物と判定される場合には劇物と判定する。	
(a) 経口	毒物:LD ₅₀ が50mg/kg以下のもの 劇物:LD ₅₀ が50mg/kgを越え300mg/kg以下のもの
(b) 経皮	毒物:LD ₅₀ が200mg/kg以下のもの 劇物:LD ₅₀ が200mg/kgを越え1,000mg/kg以下のもの
(c) 吸入 (ガス)	毒物:LC ₅₀ が500ppm(4時間)のもの 劇物:LC ₅₀ が500ppm(4時間)を越え2,500ppm(4時間)以下のもの
吸入 (蒸気)	毒物:LC ₅₀ が2.0mg/L(4時間)のもの 劇物:LC ₅₀ が2.0mg/L(4時間)を越え10mg/L(4時間)以下のもの
吸入 (ダスト、ミスト)	毒物:LC ₅₀ が0.5mg/L(4時間)のもの 劇物:LC ₅₀ が0.5mg/L(4時間)を越え1.0mg/L(4時間)以下のもの
② 皮膚・粘膜に対する刺激性 劇物:硫酸、水酸化ナトリウム、フェノールなどと同程度の刺激性を有するもの。	
(2) 人における知見 人の事故例等を基礎として毒性の検討を行い、判定を行う。	

LC50 :Median Lethal Concentration(半数致死濃度); 試料生物の50%を死亡させたときと推定される濃度

VI-2

食品添加物

食品の製造の過程で又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和等によって使用する物。食品の品質や保存性の向上、着色、調味、酸化防止などのために添加する。

食品衛生法(昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号)により、厚生労働大臣が指定していない食品添加物の販売、製造、使用などが禁止されているほか、使用が認められている添加物について、規格、使用基準、表示の方法などが規定されている。

VI-3

食品添加物公定書

食品衛生法の規定により厚生労働大臣が作成するもので、食品の安全性を確保するために、我が国において食品衛生法に基づき定められた食品添加物の成分規格、製造基準、使用基準、保存基準及び表示基準等を明確にし、食品添加物の適正な使用を一般に周知することを目的としている。

VI-4

遺伝子組換え食品

遺伝子組換え技術を利用して開発された食品をさす。

ある生物から有用な遺伝子を取り出して、他の生物に導入することで、農産物の従来 of 育種の範囲を拡大することが可能となった。

具体的には、栄養成分や機能性成分に富む農作物や不良環境や病虫害に強い農作物などが挙げられる。

VI-5

残留農薬

「残留農薬」とは、農薬の使用に起因して食品に含まれる農薬、その代謝物等をいう。

農薬等が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において農産物に残留する農薬等の量の限度が定められており、一般に「残留農薬基準」と呼ばれている。

残留農薬基準が設定された場合、これを超えるような農薬等が残留している農産物は販売禁止等の措置がとられることになる。

VI-6

トレーサビリティ・システム

トレーサビリティは、「追跡可能性」と訳され、家畜の飼育あるいは植物の栽培から流通、加工を経て消費者の口に入るまでのルートをとどめることができるように、記録などを保持し、活用するシステム。

消費者が安心して食品を購入できるようにするため、スーパーなどに並んでいる食品が、いつ、どこで、どのように生産、流通されたかについて、把握できるようになる。

また、万一食品事故が発生した場合に対応するため、その原因を容易に把握し、被害の未然防止や拡大防止に活用できるようになる。

VI-7

HACCP

食品の衛生管理手法の一つ。

危害分析重要管理点方式ともいう。

1960年代にアメリカの宇宙計画向け食品製造のために考案されたシステムで、Hazard Analysis Critical Control Pointといい、頭文字の略語としてHACCP(ハサップ)と呼ばれている。

HACCPは、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法であり、危害分析、CCP(重要管理点)、CL(管理基準)、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っている。

VI-8

保健機能食品

食品毎に厚生労働大臣の許可又は承認を受けなければならない「特定保健用食品」と、類型化され、規格基準や表示基準等が設定された「栄養機能食品」の2つのカテゴリーからなり、それぞれに独自の表示が認められている。

特定保健用食品は、身体の生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含み、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨の表示をする食品をいう。

栄養機能食品は、身体の健全な成長、発達、健康の維持に必要な栄養成分(ビタミンなど)の補給、補完を目的としたもので、1日に必要な栄養成分を摂取できない場合などに、摂取する食品

をいう。

VI-9

原産地呼称

原産地呼称とは、一般に、農産品等の品質や社会的評価等がその原産地の地理的属性に関連する場合にその産品が当該原産地に由来するものであることを示す呼称を指す。

欧州諸国等では、このような農産品等の原産地呼称について、他での使用を禁止することにより、保護を行い、当該産品の付加価値の向上や、その生産の振興を図っている。

具体例としては、ボルドーワイン(フランス)、パルマハム(イタリア)等が挙げられる。

VI-10

レンダリング

畜産副産物の利用法の一つで、食用に供せない部分を加熱等加工して脂肪等を融出し、残さを飼料や肥料用および工業用に製品化することをいう。

VI-11

肉骨粉

畜産副産物を化製処理(レンダリング)し、油脂を分離した後、乾燥させ粉末にしたもので、そのほとんどが焼却処分され、一部が肥料等の原料として利用される。

VI-12

交差汚染

本来は、ほとんど汚染されていないものが、汚染度の高いものと接触することによって、より高く汚染されてしまうこと。

例えば、食品製造の際、食品自体の微生物汚染がなくても、食品の下処理時に汚れた調理器具(包丁、まな板など)や人などを介して微生物汚染が引き起こされた場合はこれに該当する。

また、飼料製造の際、他の飼料向けの原材料や汚染物質などが混入した場合もこれに該当する。

VI-13

サーベイランス Surveillance

疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視し、疾病対策に必要な情報を得るとともに、結果を迅速かつ定期的に活用するもの。

VI-14

感染経路

人が微生物等により感染する経路には、経口、経気道、経皮などがある。特別な場合として輸血などによる血液を介する経路(AIDS、B型肝炎及びC型肝炎など)がある。

VI-15

生物濃縮

食物連鎖を通じて、小型生物から大型捕食動物といった段階の上位に行くほど、ある特定の物質の体内蓄積濃度が増す現象。

このような現象は、当該物質が環境中で安定的かつ継続的に存在していること、摂取後容易に排出されず、また生体内で安定して存在すること等の場合に起こりうる。

Ⅶ 食品関連の資格に関する用語（総計7）

Ⅶ-1

栄養士

栄養士とは、栄養士法(昭和22年12月29日法律第 245 号)に基づき都道府県知事の免許を受けて、保健所、病院、学校、事業所、福祉施設などにおいて、栄養の指導を仕事とする者のことをいう。

栄養士になるためには、厚生労働大臣から栄養士養成施設として指定認可された学校(大学、短大、専門学校)に入学し、その課程を履修して卒業する必要がある。

Ⅶ-2

管理栄養士

管理栄養士とは、栄養士法に基づき厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者に対する療養などの高度な専門知識及び技術を要する栄養の指導、不特定多数の人に対して継続的に食事を供給する施設における特別な配慮を必要とする給食管理などを仕事とする者のことをいう。

管理栄養士になるためには、栄養士の資格を所持したうえ、毎年1回実施される「管理栄養士国家試験」に合格する必要がある。

VII-3

食品衛生監視員

食品衛生監視員とは、食品衛生法に基づき、営業の場所に臨検し、食品や帳簿書類を検査し、試験に必要な食品等を収去するため、また食品衛生に関する指導を行うため、厚生労働大臣又は都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区長がその職員の中から任命した者のことをいう。

食品衛生監視員になるためには、専門的な経験知識を有する必要がある（厚生労働大臣の登録を受けた養成施設において所定の課程を修了した者、医師、薬剤師、獣医師などの者、大学等で獣医学や農芸化学などの課程を修了した者、栄養士として2年以上食品衛生行政に従事した者が該当する）。

VII-4

食品衛生管理者

食品衛生管理者とは、食品衛生法に基づき、製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物の製造又は加工を衛生的に管理するため、営業者が施設ごとに配置する選任の者のことをいう。

食品衛生管理者になるためには、以下のいずれかに該当する必要がある。

- ① 医師、薬剤師、獣医師などの資格を有すること
- ② 畜産学、水産学、農芸化学などの課程を修了すること
- ③ 厚生労働大臣の登録を受けた養成施設において所定の課程を修了すること
- ④ 高等学校等を卒業後、食品衛生管理者を置かなければならない製造業などにおいて製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事したうえ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了すること

VII-5

食品衛生責任者

食品衛生責任者とは、都道府県等が定める条例（「食品衛生法施行条例」、「食品製造業等取締条例」など）に基づき、営業者が食品営業施設又はその部門ごとに配置する食品衛生に関する責任者のことをいう。

食品衛生責任者になるための資格要件は都道府県等が定める規則によるため、都道府県等ごとに違いがあるが、おおむね次のようなものがある。

- ① 栄養士や調理師などの資格を有すること
- ② 食品衛生管理者になるための講習会などを受講すること
- ③ 衛生関係条例に基づく資格又は食品衛生などに関して知識を有する資格として認められた資格を有すること

VII-6
調理師

調理師とは、調理師法(昭和33年5月10日法律第147号)により、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者のことをいう。

調理師になるためには、厚生労働大臣が指定した調理師養成施設に入学し、1年以上調理師として必要な知識及び技能を修得するまたは、中学校を卒業し、2年以上飲食店などで調理の実務を経験した後に、厚生労働大臣が定めた基準により都道府県知事が行う「調理師試験」に合格する必要がある。

VII-7
製菓衛生師

製菓衛生師とは、製菓衛生師法(昭和41年7月4日法律第115号)に基づき、製菓原料として各種の化学的合成品などの添加物を把握するなどして製菓の衛生管理業務に従事する者のことをいう。

製菓衛生師になるためには、厚生労働大臣が定めた基準により都道府県知事が行う「製菓衛生師試験」(受験資格:実務経験を2年以上または指定の製菓衛生師養成施設に1年以上在籍することが必要)に合格する必要がある。

VII 食品関連モニター、相談窓口等に関する用語（総計4）

VII-1

食品安全モニター

消費者の方々に、日常の生活を通じて情報や意見をいただき、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るために食品安全委員会が依頼するもの。

食品の安全性に関する一定の知識や経験を有する方を対象に470名依頼(平成15年度)。

VII-2

食の安全ダイヤル

幅広く消費者等から食品の安全性に関する情報提供、問合せ、意見等をいただくとともに、食品の安全性に関する知識、理解を深めていただくことを目的として、食品安全委員会が平成15年8月1日から設置。

電話：03-5251-9220・9221（直通）

月曜日～金曜日までの10時～17時(ただし、祝日及び年末年始を除く)

電子メールでも受け付けている。

(<http://www.ijjnet.or.jp/cao/shokuhin/opinion-shokuhin.html>)

VII-3

食品表示110番

食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く国民から食品の表示についての情報提供を受けるためのホットラインを全国65カ所の農林水産省関係機関に設置。

受け付ける情報は、偽装表示等の不審な食品表示に関する情報や食品の表示制度に関する質問など。

電話：0120-481-239

平日9時～17時(ただし、12時～13時を除く)

VII-4

食品の表示に関する一元的な相談窓口

消費者や事業者における利便性の向上等の観点から食品衛生法及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年5月11日法律第178号。いわゆるJAS法)に基づく食品表示に関する相談等をワンストップサービスとして一元的に

受け付けるために設置された相談窓口。

社団法人日本食品衛生協会及び独立行政法人農林水産消費技術センターに設置。

窓口:社団法人 日本食品衛生協会食品安全情報相談室

電話 03-3403-4127

毎週月曜日(祝日及び年末年始を除く)の10～12時、13～16時に開設

窓口:独立行政法人 農林水産消費技術センター表示指導課

電話 048-600-2366

毎週水曜日(祝日及び年末年始を除く)の10～12時、13～16時に開設

IX 食品関係の法律に関する用語(総計18)

IX-1

牛海綿状脳症

対策特別措置法

平成14年6月14日

法律第70号

<所管府省:厚生労働省、農林水産省>

牛海綿状脳症の発生を予防し、及びまん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、もって国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ることを目的とする法律で、平成14年6月に制定され、同年7月4日から施行された。

厚生労働大臣及び農林水産大臣が、牛海綿状脳症の発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合において国及び都道府県が講ずべき措置(対応措置)に関する基本計画を定めることとされている。

また、牛の肉骨粉を原料等とする飼料の使用禁止の規定、また死亡牛の届出及び検査、と畜場におけるBSE検査及び特定部位の除去・焼却、牛に関する情報の記録等の規定、さらには牛の生産者等の経営の安定のための措置等について規定している。

IX-2

牛の個体識別のための
情報の管理及び伝達に
関する特別措置法
平成 15 年 6 月 11 日
法律第 72 号

<所管府省:農林水産省>

BSEのまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼確保を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築することを目的として平成 15 年 6 月に制定され、同年 12 月に施行された。

ただし、牛肉の流通・消費の段階については平成 16 年 12 月に施行される。

IX-3

家畜伝染病予防法
昭和 26 年 5 月 31 日
法律第 166 号

<所管府省:農林水産省>

家畜の伝染性疾病の発生を予防及びまん延の防止をすることにより、畜産の振興を図ることを目的に昭和 26 年に制定された。

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止をするための、検査、家畜伝染病の患畜等の届出、殺処分等の措置について規定するとともに、家畜及び畜産物の国際流通に起因する家畜の伝染性疾病の伝播を防止するための輸出入検疫について規定している。

IX-4

健康増進法
平成14年8月2日
法律第103号

<所管府省:厚生労働省>

我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的として、平成 14 年 8 月に制定され、平成 15 年 5 月 1 日に施行された。

食品関係の内容としては、特別用途表示について規定する他、健康保持増進の効果などについての虚偽または誇大な広告等の表示の禁止などについて規定している。

IX-5

食鳥処理の事業の規制
及び食鳥検査に関する
法律

平成2年6月29日
法律第70号

<所管府省:厚生労働省>

制定は平成2年であるが、平成15年5月の改正により、食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とすることとした。

食鳥処理の事業について、衛生上の見地から、食鳥処理場の構造設備の基準、衛生的管理の基準を定めるとともに、食鳥のとさつに際して、都道府県知事が行う検査を受けることを義務付け、その方法等について規定している。

IX-6

食品安全基本法

平成15年5月23日
法律第48号

<所管府省:内閣府>

近年、食の安全性を脅かす事故が相次いで発生し、食の安全に対する国民の関心が高まっていることに加え、世界中からの食材の調達、新たな技術の開発などの国民の食生活を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、

- ①食品の安全性の確保についての基本理念として、国民の健康保護が最も重要であること等を明らかにするとともに、
- ②リスク分析手法を導入し、食品安全行政の統一的、総合的な推進を担保し、
- ③そのためにリスク評価の実施を主たる任務とする食品安全委員会を設置する

こと等を規定した法律であり、平成15年5月に制定され、同年7月1日から施行された。

この法律の規定に基づき、厚生労働省や農林水産省などのリスク管理機関から独立してリスク評価を行う機関として、食品安全委員会が内閣府に設置された。

IX-7

食品衛生法

昭和22年12月24日

法律第233号

<所管府省:厚生労働省>

制定年は昭和22年であるが、平成15年5月の改正により、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規則その他の措置を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とすることとした。

食品、添加物、器具及び容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準、またその検査などについて規定している。

IX-8

飼料の安全性の確保

及び品質の改善に

関する法律

昭和28年4月11日

法律第35号

<所管府省:農林水産省>

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とし、昭和28年に制定された。

飼料又は飼料添加物についての製造、保存、使用、表示等の基準・規格の制定や基準・規格に適合しない飼料の製造等の禁止などを規定している。

IX-9

水質汚濁防止法

昭和45年12月25日

法律第138号

<所管府省:環境省>

工場等から公共用水域に排出される水の排出を規制することなどによって公共用水域の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的に、昭和45年に制定された。

工場等からの排水規制(排水基準の設定、特定施設の届出・改善命令、総量規制等)、有害物質の地下浸透規制、生活排水対策、水質の汚濁状況の監視、損害賠償における事業者の無過失責任等について規定している。

IX-10

水道法

昭和32年6月15日

法律第177号

〈所管府省：厚生労働省〉

水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的として、昭和32年に制定された。

IX-11

ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年7月16日

法律第105号

〈所管府省：環境省〉

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、平成11年7月に制定され、平成12年1月から施行された。

ダイオキシン類に関する、耐容一日摂取量や環境基準といった施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置などについて規定している。

IX-12

毒物及び劇物取締法

昭和25年12月28日

法律第303号

〈所管府省：厚生労働省〉

毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的として、昭和25年に制定された。

毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造又は輸入する者、並びに毒物又は劇物の販売を行う者の登録、これらの営業者が毒物または劇物を製造、貯蔵するための設備についての基準やその貯蔵方法、表示、譲渡手続等について規定している。

IX-13

と畜場法

昭和28年8月1日

法律第114号

〈所管府省：厚生労働省〉

制定は昭和28年であるが、平成15年5月の改正により、と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ることを目的とすることとした。

と畜場の設置の許可及びと畜場の衛生保持のほか、獣畜のとさつ又は解体は、都道府県知事の行う検査を経た上で、と畜場においてなされるべきことを規定している。

IX-14

農薬取締法

昭和 23 年 7 月 1 日

法律第 82 号

＜所管府省：農林水産省、環境省＞

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする法律であり、昭和 23 年に制定された。

農薬の登録、使用の規制、立入検査、回収命令、行政処分等について規定している。

IX-15

農用地の土壌の汚染

防止等に関する法律

昭和 45 年 12 月 25 日

法律第 139 号

＜所管府省：農林水産省、環境省＞

農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする法律であり、昭和 45 年に制定された。

農用地土壌汚染対策地域の指定、農用地土壌汚染対策計画、農作物の作付け等に関する勧告、立入調査等について規定している。

IX-16

農林物資の規格化

及び品質表示の

適正化に関する法律

（JAS法）

昭和 25 年 5 月 11 日

法律第 175 号

＜所管省庁：農林水産省＞

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和 25 年に制定された。

通称「JAS法」と呼ばれ、JAS規格による格付検査に合格した飲食料品等にJASマークを付けることを認めるJAS規格制度と、品質表示基準に従った表示を飲食料品の製造業者又は販売業者に義務付ける品質表示基準制度の二つの制度からなる。

IX-17

肥料取締法

昭和 25 年 5 月 1 日

法律 127 号

<所管府省:農林水産省>

肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする法律であり、昭和 25 年に制定された。

肥料の登録、施用の規制、立入検査、回収命令、行政処分、等について規定している。

IX-18

薬事法

昭和 35 年 8 月 10 日

法律第 145 号

<所管府省:厚生労働省、農林水産省>

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療用具の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的として、昭和 35 年に制定された。

動物用医薬品等については、品質、動物に対する有効性及び安全性の確保に加え、食用動物用の医薬品については畜水産食品への残留を防止するため、品目毎に製造(輸入)承認や再審査等を実施し、製造や輸入販売の許可などの必要な規制を行うとともに、食用動物に対しては基準を定めて使用を規制している。

X 国際・国内機関に関する用語 (総計59)

X-1 国際機関 (31)

X-1-1 国際機関関係

X-1-1-1

国連食糧農業機関

FAO:

Food and Agricultural
Organization

国連の専門機関として、1945 年 10 月 16 日に設立。世界各国国民の栄養水準と生活水準の向上、農業生産性の向上及び農村住民の生活条件の改善を通じて、貧困と飢餓の緩和を図ることを目的としている。

加盟国数は184ヶ国(2001 年 11 月時点)、本部はローマ(イタリア)。

FAOホームページ <http://www.fao.org/>

X-1-1-2

世界保健機関

WHO:

World Health

Organization

国連の専門機関として、1948年4月7日に設立。「すべての人民が可能な最高の健康水準に到達すること」(世界保健憲章第1条)を目的としている。加盟国数は192ヶ国(2003年12月時点)、本部はジュネーブ(スイス)。

WHOホームページ <http://www.who.int/>

X-1-1-3

FAO/WHO合同食品規格
委員会 (Codex委員会)

The Codex

Alimentarius

Commission

消費者の健康の保護と食品の公正な貿易の確保を目的として、1963年にFAOおよびWHOにより設置された。

国際食品規格を作成している。

参加国は169カ国、28の部会からなる。(2003年12月時点)

Codexホームページ <http://www.codexalimentarius.net/>

X-1-1-4

FAO/WHO合同食品添加
物専門家会議(JECFA)

JECFA:

Joint FAO/WHO

Expert Committee on

Food Additives

FAOとWHOが合同で運営する専門家の会合として、1956年に設立。FAO、WHO、それらの加盟国及びコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、添加物、汚染物質、動物用医薬品等の安全性評価を行う。

通常年2回開催(添加物・汚染物質で一回、動物用医薬品で一回)。

X-1-1-5

FAO/WHO合同残留農薬
専門家会議(JMPR)

JMPR:

Joint FAO/WHO

Meeting on Pesticide

Residues

FAOとWHOが合同で運営する専門家の会合として、1963年に設立。FAO、WHO、それらの加盟国及びコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、農薬の残留レベルや農薬の一日摂取許容量(ADI)について科学的評価を行う。通常年1回開催。

X-1-1-6

FAO/WHO合同微生物学的
リスク評価専門家
会議(JEMRA)
JEMRA:
Joint FAO/WHO Expert
Meetings on
Microbiological Risk
Assessment

FAOとWHOが合同で運営する専門家の会合として、2000年に設立。

FAO、WHO、それらの加盟国及びコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、特定の病原体と食品の組合せにおける定量的リスク評価手法の確立を行う。

X-1-1-7

国際獣疫事務局(OIE)
OIE:
Office International des
Epizooties

動物の伝染性疾病の状況に関する情報の透明性を確保を目的として、国際協定に基づき国際機関として1924年に設立。

家畜に関する科学的な情報の収集と普及、家畜の伝染性疾病の制御に向けた国際協力や専門的知見の提供、家畜の国際的取引のための衛生規約の策定を行っている。

参加国は164カ国(2003年時点)、本部はパリ(フランス)。

OIEホームページ <http://www.oie.int/>

X-1-1-8

国際癌研究機関(IARC)
IARC:
International Agency for
Research on Cancer

WHOの一機関として設立。世界の発がん状況の監視、発がんの原因特定、発がん物質のメカニズムの解明、発がん制御の科学的戦略の確立を目的に、疫学的試験と実験的試験を行う。所在地はリヨン(フランス)。

IARCホームページ <http://www.iarc.fr/>

X-1-1-9

経済協力開発機構
(OECD)
OECD:
Organization for
Economic Co-operation
and Development

欧州16ヶ国で構成されたOECEに米国、カナダが加わり、1961年9月に設立。

先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的とする。加盟国は30ヶ国(2004年2月時点)、事務局はパリ(フランス)。

OECDホームページ <http://www.oecd.org/home/>

X-1-1-10

世界貿易機構(WTO)
WTO:
World Trade
Organization

1995年1月1日設立。可能な限り貿易の円滑化、自由化を実現するため、交渉を通じて多国間の貿易ルールを策定する国際機関の一つ。加盟国は146ヶ国(2003年4月時点)、事務局はジュネーブ(スイス)。

WTOホームページ <http://www.wto.org/>

X-1-1-11

国際標準化機構(ISO)
ISO:
International
Organization for
Standardization

各国の規格を扱う機関のネットワークとして、1947年2月23日設立。国連と異なり、メンバーは政府代表ではなく民間団体又は公共機関だが、加盟できるのは各国一機関のみ。産業に関する規格の国際的統一や協調を目的とする。加盟国は148ヶ国(2004年1月時点)、事務局はジュネーブ(スイス)。

ISOホームページ <http://www.iso.ch/>

X-1-2 欧州関係

X-1-2-1

欧州連合(EU)
EU:
European Union

ヨーロッパ内において、既存の国家はそのままに、経済的・社会的な統合を進めている地域共同体。現在、ノルウェー、スイスなどを除き、おもな西欧諸国15ヶ国が加盟する。2004年には東欧など10ヶ国も加わる見通し。経済統合の一環として、2002年1月に統一通貨ユーロも導入した。

X-1-2-2

欧州委員会(EC)
EC:
European Commission

欧州議会に、EUの共通政策を提案する立法機関。全体の委員長、副委員長2人、分野別に17ある委員会の長、計20人で構成する。17委員会の下は、33局に分かれている。

欧州委員会ホームページ <http://europe.eu.int/>

X-1-2-3

欧州評議会 (CoEU)

CoEU:

Council of the European
Union

ヨーロッパ内の人権、民主主義、法の支配を、加盟国の協調を高めて実現しようとする評議会。人権問題、テロ対策、生命倫理など幅広い分野で活動するが、防衛は対象外。現在加盟国は45ヶ国。事務局以下、加盟国外相による閣僚委員会、国会議員代表団による議員会議などで構成する。

X-1-2-4

欧州食品安全機関
(EFSA)

EFSA:

Europe Food Safety
Authority

欧州委員会とは法的に独立した機関として新設。食品の安全性に関して、欧州委員会などに独立した科学的な助言を与える。リスク評価は、同機関内の科学パネルが担う。作物の病虫害、飼料、動物福祉を含めた、あらゆる食品にかかわるリスクが評価の対象となる。

EFSAホームページ <http://www.efsa.eu.int/>

X-1-2-5

EC科学運営委員会
(EC SSC)

EC SSC:

EC Scientific Steering
Committee

食品、獣医分野、医薬品などの科学技術に関する助言委員会の一つ。

例えば、BSEに関連して、牛乳の安全性などを科学的に評価し、欧州委員会の保健・消費者保護総局に報告する。

X-1-3 米国関係

X-1-3-1

米国農務省 (USDA)

USDA:

United States

Department of

Agriculture

米国政府機関の一つ。FSIS(米国食品安全検査局:Food Safety Inspection Service)等の19の部局からなる。1862年設立。本部はワシントンD.C.にある。

USDAホームページ <http://www.usda.gov/>

X-1-3-2

米国食品医薬品庁
(FDA)

米国健康福祉省(Department of Health and Human Services)に設置された12の機関の一つ。

FDA:
Food and Drug
Administration

医薬品、食品、医療機器、化粧品等の効能や安全性を確保することを通じ、消費者の健康を保護することを目的として、企業が行った安全性試験の検証、製品の検査・検疫、安全を確保するための規制、調査研究を行う。本部はメリーランド州ロックヴィル。

FDAホームページ <http://www.fda.gov/>

X-1-3-3

米国食品安全・応用
栄養センター (CFSAN)

米国食品医薬品庁(FDA)を構成する6つのセンター(及び2つのオフィス)の一つ。

CFSAN:
Center for Food Safety
and Applied Nutrition

食品や化粧品の安全性や適正な表示を確保することにより国民の健康を保護することを目的として、添加物、汚染物質、バイオテクノロジー関連食品のリスク評価を行うとともに、それら食品及び化粧品の危害要因や表示についての規制等行う。

本部はメリーランド州カレッジパーク。

FDA/CFSAN ホームページ <http://www.cfsan.fda.gov/>

X-1-3-4

米国疫病管理予防セン
ター (CDC)

米国健康福祉省(Department of Health and Human Services)に設置された12の機関の一つ。疫病の防止・制御を図ることにより健康な生活を促進することを目的として、健康や安全性についての信頼できる情報の提供、州政府や民間企業等との連携強化を図る。本部はジョージア州アトランタ。

CDC:
Centers for Disease
Control and Prevention

CDCホームページ <http://www.cdc.gov/>

X-1-3-5

米国環境健康科学研究
所 (NIEHS)

米国健康福祉省(Department of Health and Human Services)に設置された 12 の機関の一つである国立衛生研究所(National Institutes of Health)を構成する 27 の研究所の一つ。

NIEHS:
National Institute of
Environmental Health
Sciences

環境と病気の関連性を解明することにより、環境に関連する病気を削減することを目的として、鉛、水銀、アスベスト等の化学物質や農薬等の危害要因の削減や細胞レベルでの病気の原因究明についての調査研究を行う。本部は、ノースカロライナ州リサーチトライアングルパーク。

NIEHSホームページ <http://www.niehs.nih.gov/>

X-1-3-6

米国環境保護庁 (EPA)
EPA:
Environmental
Protection Agency

連邦政府にある 15 の省とは別に設置された独立機関の一つ。
国民の健康と自然環境を保護することを目的として、規制、州政府の環境保護事業への補助、調査研究、環境保護に取り組む企業等へ補助等を行う。食品の安全性関連では、農薬の安全性や残留基準及び飲料水の安全性の基準について所管している。本部はワシントン D.C.。

EPAホームページ <http://www.epa.gov/>

X-1-3-7

米国食品安全検査局
(FSIS)
FSIS:
Food Safety and
Inspection Service

米国農務省(United States Department of Agriculture)の局の一つ。
畜肉、家きん肉及び鶏卵の安全性や適正な表示を確保するため、これらの検査、加工工場の安全性基準の設定、リスク評価、食育等を行う。本部はワシントン D.C.。

X-1-4 その他の国関係

X-1-4-1

英国環境・食料・農村
地域省 (DEFRA)
DEFRA:
Department for
Environment, Food, and
Rural Affairs

英国政府機関の一つ。現在及び将来の世代を通じ、すべての人々の生活の質の向上を図るための持続可能な開発を図ることを目的として、国内外の環境の改善と資源の持続可能な活用、持続可能な農業、漁業、食品産業の推進及び農村経済の活性化を行う。

食品の安全性関連では、リスクの特定、リスク評価、リスクへの対処、事後評価と報告の4つの要素からなる「リスクマネジメント」を行うこととしている。本部はロンドン。

DEFRAホームページ <http://www.defra.gov.uk/>

X-1-4-2

英国食品基準庁 (FSA)
FSA:
Food Standards Agency

食品の安全性を監視する独立機関として設立。食品由来の疫病の2割削減、より健康な食生活の推進、適正な表示の促進等を通じて消費者の信頼を獲得することを目的として、食品の安全性に関する助言や情報を消費者や政府の他機関に提供するとともに、消費者保護のための事業者の監視等を行う。本部はロンドン。

X-1-4-3

仏食品衛生安全庁
(AFSSA)

AFSSA:

Agence Française de
Sécurité Sanitaire des
Aliments

1999年にリスク評価機関として設立。食品や健康の監視を目的として、食品、飼料等の健康リスク評価、動物の疫病に関する調査研究、動物医薬品の許認可を行う。

AFSSAホームページ <http://www.afssa.fr/>

X-1-4-4

独連邦消費者保護・食
料・農業省 (BMVEL)

BMVEL:

Bundesministerium für
Verbraucherschutz,
Ernährung und
Landwirtschaft

連邦食料・農業・林業省 (BML: Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten) を再編(2001年)した連邦政府の省の一つ。リスク管理機関。

BMVELホームページ <http://www.verbraucherministerium.de/>

X-1-4-5

独連邦リスク評価研究
所 (BfR)

BfR:

Bundesinstitut für
Risikobewertung

科学的なリスク評価機関として設立。食品に関するリスクの削減を目的として、消費者の健康保護と食品の安全性に関するリスク評価、リスクコミュニケーション、リスク評価を行うための調査・分析、EUや国際機関に対する協力を行う。

BfRホームページ <http://www.bfr.bund.de/>

X-1-4-7

カナダ保健省
Health Canada

連邦政府機関の一つ。カナダ国民の健康の維持と向上を目的として、健康政策の策定、健康に関する規制の実施、疫病の防止促進等を行う。食品の安全性関連では、食品の安全性に関する政策や基準の策定を行う。

Health Canadaホームページ <http://www.hc-sc.gc.ca/>

X-1-4-7

カナダ食品検査庁

連邦政府の4省にまたがっていた検査機能を統一した機関とし

(CFIA)
CFIA:
Canadian Food
Inspection Agency

て、1997年に設立。
食品の安全性、動物の健康及び植物保護を確保することを目的として、CFIAによって策定された政策や基準を執行するとともに、食品、動物及び植物の検査を行う。

CFIAホームページ <http://www.inspection.gc.ca/>

X-1-4-8
オーストラリア・ニュージーランド食品基準
機関 (FSANZ)
FSANZ:
Food Standard
Australia New Zealand

食品の安全の維持を図ることにより、オーストラリア及びニュージーランドの国民の健康と安全を保護することを目的としたオーストラリアの政府機関。2国間で統一した食品の規格や表示基準の策定を行うとともに、オーストラリアの生産から消費に至る衛生対策を行う。

FSANZホームページ <http://www.foodstandards.gov.au>

X-2 国内機関(28)
X-2-1 内閣府関係
X-2-1-1
食品安全委員会

2003年7月、食品安全基本法に基づき、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、リスク評価を科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行う機関として、内閣府に設置された。

委員会は7名の委員から構成されている。

X-2-1-2
総合科学技術会議

2001年1月、内閣府設置法に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置された。

各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とする。内閣総理大臣が総合科学技術会議の議長を務め、関係閣僚や有識者の14人が議員である。

X-2-1-3
国民生活審議会

内閣総理大臣及び関係各大臣の諮問機関として内閣府に設置され、国民生活の安定及び向上に関する基本的な経済政策及び計画並びに一般消費者の保護に関する重要事項について

調査・審議することとされている。

X-2-2 厚生労働省関係

X-2-2-1

地方厚生局

厚生労働省の発足とともに、従来の地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、設置された。国立病院・国立療養所の管理、麻薬等の取締り、福祉・衛生関係の監視指導、健康保険組合や厚生年金基金の監督などを行う。北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の各局、四国厚生支局、九州厚生局沖縄分室がある。

X-2-2-2

厚生科学審議会

疾病の予防及び治療に関する研究その他厚生労働省の所掌に関する科学技術および公衆衛生に関する重要事項について審議する機関。省庁再編に伴い、平成 13 年に設置された。30 人の委員からなる。感染症分科会、生活衛生適正化分科会がある。

X-2-2-3

薬事・食品衛生審議会

薬事法、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(平成 16 年 4 月以降は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法)、毒物及び劇物取締法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律及び食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。平成 13 年 1 月に設置された。薬事分科会、食品衛生分科会があり、委員の定数は 30 人以内。

X-2-2-4

検疫所

検疫法に基づき、海外から我が国に來航する航空機、船舶、貨物、旅客等を介して、国内に感染症の媒介動物、病原体等が侵入することを防止すること、並びに食品衛生法に基づき、輸入食品等の安全性を確保するため、我が国に輸入される食品等の輸入届出の審査及び試験検査による監視指導を行うことを目的に設置されている機関。

このほか、海外渡航者に対して感染症情報の提供、感染症の予防接種の実施、食品の輸入に際しての相談業務等を行っ

ている。

X-2-2-5

国立がんセンター
National Cancer Center

戦後、日本人の疾病構造が変化し、がんによる死亡が増加し、さらに増加が予想されるため、国としてがん対策の必要性があったことから、1962年に発足した。運営部、病院(東京築地、千葉柏)、研究所(東京築地、千葉柏支所)による、診療、研究、研修、情報収集・発信を行っている。

X-2-2-6

国立医薬品食品衛生研究所
National Institute of
Health Sciences

医薬品、食品、化学物質について、品質、安全性、有効性の評価のための試験、研究、調査を行っている。

明治7年(1874年)に医薬品試験機関として発足。

国立衛生試験所への改称を経て平成9年より国立医薬品食品衛生研究所と改称し、医薬品等の承認等に必要な審査を行う医薬品医療機器審査センターが新設された。

X-2-2-7

国立感染症研究所
National Institute of
Infectious Diseases

感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、支援する。1947年に設立された。

感染症にかかわる基礎・応用研究、病原体の保管、試薬の標準化および標準品の製造・分与、感染症情報の収集・解析・提供、生物学的製剤の検定及び品質管理、国際協力関係業務を行っている。

X-2-2-8

独立行政法人
国立健康・栄養研究所
National Institute of
Health and Nutrition

公衆衛生の向上及び増進を図るため、国民の健康の保持・増進および栄養・食生活に関する調査・研究を行っている。

大正9年(1920年)に発足し、平成13年4月1日より独立行政法人となる。

X-2-3 農林水産省関係

X-2-3-1

地方農政局

農林水産省の地方行政組織で、北海道及び沖縄県を除く全国を東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州の7ブロックに管轄区域を分けて設置。なお、沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務所がその任に当たる。

生産や消費の現場により近い国の機関として、地域の実情に合った各般の施策を実施している。

2003年7月の農林水産省本省における消費・安全局の新設に伴い、各地方農政局において、食品分野における消費者行政とリスク管理業務を担う「消費・安全部」を新設。

X-2-3-2

地方農政事務所

地域に密着して食品のリスク管理業務及び主要食糧業務等を行うため、2003年7月に地方農政局の下に設置された機関(全国38ヶ所:なお、北海道には北海道農政事務所を設置)。

食品分野における消費者行政とリスク管理業務は、「消費・安全部」において実施している。

X-2-3-3

消費者の部屋

農林水産省が消費者とのコミュニケーションを深めるために昭和59年に設置。農林水産行政一般、食料、食生活について、電話、FAX、メールによる消費者相談、子ども相談及び特別展示を行っている。農林水産省本省以外にも、各地方農政局等に設置している。

X-2-3-4

食料・農業・農村政策 審議会

食料・農業・農村基本計画(平成12年3月24日閣議決定)の策定・変更に関する調査審議など食料・農業・農村政策の推進に当たつての重要事項を調査審議するため、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づき、農林水産省に設置された機関。

下部機関として、企画部会、施策部会、統計部会の3部会と総合食料分科会、消費・安全分科会、生産分科会、経営分化会、農村振興分科会の5分科会を設置。

X-2-3-5

食料・農業・農村基本
問題調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、食料、農業及び農村に関する基本問題を調査審議するため、総理府本府に設置(庶務は農林水産省が処理)されていた調査会。

国民各界各層の代表者としての委員 20 名と、専門委員 15 名で構成され、平成 9 年 4 月から 2 年間、時限的に設置。

平成 9 年 4 月 18 日に内閣総理大臣からの諮問を受け、今後の食料・農業・農村政策の具体的な方向性や農業基本法に代わる新たな基本法の制定の必要性、方向性について、平成 10 年 9 月 17 日に答申。

X-2-3-6

農業資材審議会

農薬取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、農業機械化促進法、種苗法に属された事項を処理するほか、農薬、飼料及び飼料添加物、農業機械、種苗に関する重要事項を調査・審議する。農薬分科会、飼料分科会、農業機械化分科会、種苗分科会という四つの分科会からなる。

X-2-3-7

動物医薬品検査所

農林水産省の出先機関。動物用医薬品が有効かつ安全であり、その役割を確実に果たし得ることを確認するため、医薬品の開発、製造(輸入)、流通及び使用の各段階にわたり、動物用医薬品の品質確保を図り、家畜衛生及び公衆衛生の向上に貢献。

X-2-3-8

動物検疫所

昭和 22 年発足の動植物検疫所が昭和 27 年に植物検疫業務と分離して、動物検疫所として発足した動物検疫に関する専門機関。外国から輸入される動物・畜産物などを介して家畜の伝染性疾病が国内に侵入することを防止するほか、外国に家畜の伝染性疾病を広げるおそれのない動物・畜産物などを輸出することによって我が国の畜産の振興に寄与すること、及び輸出入される動物の検疫によって病原体が伝播されることを防止することにより公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

X-2-3-9

独立行政法人
農林水産消費技術センター

1949年に発足した輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所(1991年に農林水産消費技術センターに改組)が2001年4月に独立行政法人化した機関。

消費者のテクニカルパートナーとして食の安全・安心に関する情報などをわかりやすく提供するとともに消費者、生産者、事業者など関係者との意見交換による意見・要望等の行政施策への反映を行う役割を担う。

また、消費者と生産者・企業をつなぐ架け橋としてJAS制度を支え、食品等の品質及び表示の適正化を図ることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

X-2-3-10

独立行政法人
農業・生物系特定産業
技術研究機構

従来、国の機関として12試験研究機関で担っていた水田・畑作、園芸、畜産の研究を極める専門研究と、北海道から九州・沖縄まで多彩な風土の上に営まれる日本農業の経営と技術の革新を目指す研究を一元的に実施するため、平成13年4月1日に独立行政法人として設立された(平成15年10月1日に生物系特定産業技術研究推進機構と統合)。

我が国の農業に関する技術の向上と国民の食生活の向上に寄与することを使命に、水田・畑作・園芸・畜産等の専門分野別の研究と、多彩な風土の上に営まれる地域農業の経営・技術革新を目指す地域研究とを一元的に実施しており、11の専門及び地域研究所で構成されている。

X-2-3-11

独立行政法人
農業環境技術研究所

1983年12月に発足した農業環境技術研究所が2001年4月に独立行政法人化した機関。

農業生態系の持つ自然循環機能に基づいた食料と環境の安全性の確保、地球的規模での環境変化と農業生態系との相互作用の解明、生態学・環境科学を支える基盤研究を行う。

X-2-3-12

独立行政法人
食品総合研究所

1934年に発足した米穀利用研究所(1972年12月に食品総合研究所に改組)が2001年4月に独立行政法人化した食品研

究の専門機関。

食品研究の専門機関として、食と健康の科学的解析、食料の安全性確保と革新的な流通・加工技術の開発、生物由来の新たな機能の発掘とその利用など、食に係る科学と技術に関し、幅広い研究を行っている。

食品産業、農林水産業の振興を通じ、健康で豊かな食生活や安全・安定な食料供給を支える技術システムの構築を目指す。

X-2-3-13

独立行政法人
水産総合研究センター

水産庁の試験研究機関を統合し、独立行政法人として 2001 年 4 月に発足。水産に関する技術上の向上に寄与するため、国際的視野に立った我が国の水産業の振興と活性化を目指し、水産海洋、水産資源、水産増養殖、水産工学、漁場環境保全、水産利用加工、水産経済等に関する研究を基礎から応用まで総合的に実施し、その効果を広く普及する。

X-2-3-14

独立行政法人
肥飼料検査所

昭和 22 年発足の肥料検査所と昭和 35 年に設置された飼料検査所が昭和 38 年に統合され設置された肥料及び飼料に関する専門機関。平成 13 年の独立行政法人化により独立行政法人肥飼料検査所に組織改編された。

肥料の品質を保全しその公正な取引を確保するためおよび土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、肥料及び土壌改良資材の検査、肥料の登録申請に対する調査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに飼料の安全性を確保し、その品質の改善を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、特定飼料等の検定等を行っている。

X-2-3-15

独立行政法人
農薬検査所

農薬水産省農薬検査所として 1947 年に発足し、2001 年 4 月に独立行政法人化した農薬に関する専門組織。農薬の品質の適正化を図るための農薬登録検査と農薬の安全かつ適正な使用を図るための指導・取り締まり等を行っている。

X-2-4 環境省関係

X-2-4-1

独立行政法人

国立環境研究所

1974年に発足した国立公害研究所(1990年2月に国立環境研究所に改組)が2001年4月に独立行政法人化した機関。

環境の保全に関する科学的知見を得るとともに、環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。社会的要請の強い問題に即応する6つのプロジェクトチーム、環境政策の新たなニーズに対応する2つの研究センター、専門分野での研究を長期的展望で推進する6つの研究領域、さらにすべての研究の基盤となるモニタリングや計測技術あるいは環境情報の提供を担う2つの研究支援センターを核として構成。

X-2-4-2

中央環境審議会

環境基本法第41条に基づき、環境省の機関として、2001年1月6日設置。環境の保全に関する基本的な計画について環境大臣が案を作成し、閣議決定を行う環境基本計画に関し、環境大臣に意見具申を行うとともに、環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項の調査審議等を行う。委員30人で構成。

参考資料

コーデックス委員会手続きマニュアル第13版

BSE問題に関する調査検討委員会報告 関連用語解説

食品安全性辞典 共立出版

リスク学事典 TBSブリタニカ

大辞林 三省堂

岩波生物学辞典 岩波書店

実用に役立つテキスト分析化学I 丸善

食品中の残留農薬Q&A 中央法規出版

食品衛生事典 中央法規出版

環境アセスメント基本用語事典 オーム社出版局

早わかり食品衛生法 社団法人日本食品衛生協会

よくわかるHACCP 社団法人日本食品衛生協会

トキシコロジー用語辞典 じほう

参考ウェブ・サイト

FAO ホームページ <http://www.fao.org/>
WHO ホームページ <http://www.who.int/>
Codex ホームページ <http://www.codexalimentarius.net/>
OIE ホームページ <http://www.oie.int/>
IARC ホームページ <http://www.iarc.fr/>
OECD ホームページ <http://oecd.org/home/>
WTO ホームページ <http://www.wto.org/>
ISO ホームページ <http://www.iso.ch/>
欧州委員会ホームページ <http://europe.eu.int/>
EFSAホームページ <http://www.efsa.eu.int/>
USDA ホームページ <http://www.usda.gov/>
FDA ホームページ <http://www.fda.gov/>
FDA/CFSAN ホームページ <http://www.cfsan.fda.gov/>
CDC ホームページ <http://www.cdc.gov/>
NIH ホームページ <http://www.nih.gov/>
EPA ホームページ <http://www.epa.gov/>
DEFRA ホームページ <http://www.defra.gov.uk/>
FSA ホームページ <http://www.foodstandards.gov.uk/>
AFSSA ホームページ <http://www.afssa.fr/>
BMVEL ホームページ <http://www.verbraucherministerium.de/>
BfR ホームページ <http://www.bfr.bund.de/>
Health Canada ホームページ <http://www.hc-sc.gc.ca/>
CFIA ホームページ <http://www.inspection.gc.ca/>
FSANZ ホームページ <http://www.foodstandards.gov.au>

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>
経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/>
外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/>
内閣府食品安全委員会ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shokuhin/>
内閣府国民生活局ホームページ <http://www.consumer.go.jp/>
沖縄総合事務局ホームページ <http://www.ogb.go.jp/work/work.htm>
国立がんセンターホームページ <http://www.ncc.go.jp>
国立医薬品食品衛生研究所ホームページ <http://www.nihs.go.jp>
国立感染症研究所ホームページ <http://www.nih.go.jp>
独立行政法人国立健康・栄養研究所ホームページ <http://www.nih.go.jp/eiken/>
独立行政法人農林水産消費技術センターホームページ <http://www.cfqlcs.go.jp>
独立行政法人食品総合研究所ホームページ <http://www.nfri.affrc.go.jp>
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構ホームページ
<http://www.naro.affrc.go.jp>
独立行政法人農業環境技術研究所ホームページ <http://www.niaes.affrc.go.jp>
独立行政法人水産総合研究所ホームページ <http://www.fra.affrc.go.jp>
独立行政法人肥飼料検査所ホームページ <http://www.ffis.go.jp>
独立行政法人国立環境研究所ホームページ <http://www.nies.go.jp/index-j.html>
独立行政法人畜産情報ネットワークホームページ <http://www.lin.go.jp/>
独立行政法人農薬検査所ホームページ <http://www.acis.go.jp/>

